

### 第3回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月6日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	5
○開会の宣告	6
○議会運営委員長報告	6
○招集者挨拶	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○町長の説明	10
○報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第39号の上程、説明、質疑、委員会付託	22
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
○議案第49号及び議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	46

○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
○議案第54号及び議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
○議案第59号及び議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
○議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
○議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
○議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
○議案第64号～議案第73号の上程、説明、質疑、委員会付託	82
○会議時間の延長	91
○請願・陳情について	92
○散会の宣告	92

第 2 号 (3月7日)

○議事日程	93
○本日の会議に付した事件	93
○出席議員	93
○欠席議員	93
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	93
○事務局職員出席者	93
○開議の宣告	94
○一般質問	94
稲 田 和 朝	94
中 畠 伸 子	97
込 山 靖 子	107
熊 倉 正 麿	126
○休会について	138
○散会の宣告	138

第 3 号 (3月8日)

○議事日程	1 3 9
○本日の会議に付した事件	1 3 9
○出席議員	1 3 9
○欠席議員	1 3 9
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 9
○事務局職員出席者	1 3 9
○開議の宣告	1 4 1
○一般質問	1 4 1
吉 田 孝 司	1 4 1
円 谷 寛	1 6 3
○会議時間の延長	1 7 3
○休会について	1 8 1
○散会の宣告	1 8 1

#### 第 4 号 (3月19日)

○議事日程	1 8 3
○本日の会議に付した事件	1 8 3
○出席議員	1 8 3
○欠席議員	1 8 3
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 8 3
○事務局職員出席者	1 8 4
○開議の宣告	1 8 5
○議事日程の報告	1 8 5
○総務文教常任委員長報告（議案第 3 9 号）及び報告に対する質疑、討論、採決	1 8 5
○予算審査特別委員長報告（令和 6 年度鏡石町各会計予算審査について）及び報告に対する質疑、討論、採決	1 8 6
○産業厚生常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決	1 9 2
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	1 9 5
○閉議の宣告	1 9 6
○町長挨拶	1 9 6
○閉会の宣告	1 9 6

○署名議員..... 1 9 7

鏡石町告示第10号

第3回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年3月1日

鏡石町長 木 賊 正 男

1 期 日 令和6年3月6日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	畑	幸一	2番	中	畠	伸子
3番	熊	倉正磨	4番	東		悟
5番	根	本廣嗣	6番	町	島	洋一
7番	稲	田和朝	8番	込	山	靖子
9番	吉	田孝司	10番	小	林	政次
11番	円	谷寛	12番	角	田	真美

不応招議員（なし）

第 1 号

## 令和6年第3回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

令和6年3月6日（水）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 報告第 2号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 6 議案第39号 鏡石町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第 7 議案第40号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第42号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第43号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第44号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第45号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第46号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第47号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第48号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第49号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第50号 鏡石町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を



定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第18 議案第51号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第52号 鏡石町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第53号 鏡石町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第54号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第55号 鏡石町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第56号 鏡石町営鳥見山陸上競技場トラック改修工事変更請負契約の締結について
- 日程第24 議案第57号 借俣池浚渫工事変更請負契約の締結について
- 日程第25 議案第58号 令和5年度鏡石町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第26 議案第59号 令和5年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第60号 令和5年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第61号 令和5年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第62号 令和5年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第63号 令和5年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第64号 令和6年度鏡石町一般会計予算
- 日程第32 議案第65号 令和6年度鏡石町国民健康保険特別会計予算
- 日程第33 議案第66号 令和6年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第34 議案第67号 令和6年度鏡石町介護保険特別会計予算
- 日程第35 議案第68号 令和6年度鏡石町土地取得事業特別会計予算
- 日程第36 議案第69号 令和6年度鏡石町工業団地事業特別会計予算
- 日程第37 議案第70号 令和6年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算
- 日程第38 議案第71号 令和6年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算
- 日程第39 議案第72号 令和6年度鏡石町上水道事業会計予算
- 日程第40 議案第73号 令和6年度鏡石町下水道事業会計予算
- 日程第41 請願・陳情について

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（12名）

1 番	畑 幸 一	2 番	中 畠 伸 子
3 番	熊 倉 正 磨	4 番	東 悟
5 番	根 本 廣 嗣	6 番	町 島 洋 一
7 番	稲 田 和 朝	8 番	込 山 靖 子
9 番	吉 田 孝 司	10 番	小 林 政 次
11 番	円 谷 寛	12 番	角 田 真 美

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	根 本 大 志
福祉こども課長	菊 地 勝 弘	健康環境課長	大 木 寿 実
産 業 課 長	吉 田 光 則	都市建設課長	根 本 博
上下水道課長	圓 谷 康 誠	教 育 課 長	大河原 正 義
農業委員会 事務局 局長	倉 田 知 典	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	佐 藤 喜 伸
監 査 委 員	根 本 次 男	農 業 委 員 会 長	菊 地 栄 助
選 挙 管 理 委員会 委員長	草 野 孝 重		

事務局職員出席者

議会事務局長	緑 川 憲 一	主 査	藤 島 礼 子
--------	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（角田真美） おはようございます。  
ただいまから第3回鏡石町議会定例会を開会いたします。
- 

◎議会運営委員長報告

- 議長（角田真美） 初めに、本定例会の運営について、議会運営委員長の報告を求めます。  
6番、町島洋一議員。

〔議会運営委員長 町島洋一 登壇〕

- 6番（議会運営委員長 町島洋一） 皆様、おはようございます。

早速、報告を始めさせていただきたいと思えます。

第3回鏡石町議会定例会会期予定表。

令和6年3月6日水曜日招集、日次、日、曜日、会議内容の順番で報告します。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

---

◎招集者挨拶

- 議長（角田真美） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。  
町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

- 町長（木賊正男） おはようございます。

第3回鏡石町議会定例会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私ともにお忙しいところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。  
厚く御礼を申し上げます。

今定例会につきましては、専決承認が1件、犯罪被害者等支援条例の制定1件、条例の一部改正16件、令和5年度一般会計並びに特別会計の補正予算6件、令和6年度当初予算10件、変更請負契約の締結が2件の合わせまして36件の議案を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、承認、議決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たってのご挨拶といたします。

---

◎開議の宣告

- 議長（角田真美） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

- 議長（角田真美） 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号により運営いたします。
- 

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（角田真美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、10番、小林政次議員、11番、円谷寛議員、1番、畑幸一議員の3名を指名いたします。
- 

### ◎会期の決定

- 議長（角田真美） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から3月19日までの14日間としたいと思っております。  
これにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（角田真美） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は14日間と決しました。
- 

### ◎諸般の報告

- 議長（角田真美） 日程第3、諸般の報告に入ります。  
閉会中の議会庶務報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。  
次に、例月出納検査の報告を求めます。  
代表監査委員。  
〔監査委員 根本次男 登壇〕
- 監査委員（根本次男） おはようございます。  
例月出納検査の結果を報告申し上げます。  
3か月分を項目ごとにまとめて報告いたします。  
例月出納検査報告。  
1、検査の対象、令和5年11月分、令和5年12月分、令和6年1月分、以上について、それぞれ一般会計、上水道及び下水道事業会計、7特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。  
2、実施年月日、令和5年11月分につきましては、令和5年12月25日月曜日、午前9時

52分から午後2時20分まで、令和5年12月分につきましては、令和6年1月25日木曜日、午前9時52分から午後2時20分まで、令和6年1月分につきましては、令和6年2月26日月曜日、午前9時53分から午後2時30分まで、以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、各月とも報告書記載の方々の出席をいただきました。

5、検査の手続、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、令和5年11月分、令和5年12月分、令和6年1月分とも各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りではございませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は資料のとおりです。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田真美） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合の報告を求めます。

5番、根本廣嗣議員。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 根本廣嗣 登壇〕

○5番（須賀川地方広域消防組合議会議員 根本廣嗣） おはようございます。

須賀川地方広域消防組合議会定例会が行われました。

議事日程第1号から第7号までを審議しました。

令和6年2月15日木曜日、午後3時30分開議。

須賀川地方広域消防組合会議内容報告をいたします。

第1、会期の決定、1日とします。

第2、会議議事録署名人、本田議員、富永議員、2名です。

第3、報告第1号議案第1号、専決処分報告について、専決の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179号1条項の規定に基づく下記事件について、別紙のとおり専決処分としたので、同条第3項の規定により報告、議会の承認を求めます。

須賀川地方広域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

令和6年2月15日提出。

須賀川地方広域消防組合管理者、橋本克也。

これ、承認です。

第4、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

須賀川地方広域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

令和5年12月25日、須賀川地方広域消防組合管理者、橋本克也は承認です。

そして、第5から第6は、一括承認を求める議案でございます。

議案第2号 須賀川地方広域消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例。

議案第3号 令和5年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第3号）。

議案第4号 令和6年度須賀川地方広域消防組合一般会計予算です。

2号から4号は一括で審議され、全会一致で承認されました。

あとは附属の資料をお読みください。

以上で、須賀川地方広域消防組合定例会の報告を終わります。

以上です。

○議長（角田真美） 次に、須賀川地方保健環境組合の報告を求めます。

4番、東悟議員。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 東 悟 登壇〕

○4番（須賀川地方保健環境組合議会議員 東 悟） おはようございます。

須賀川地方保健環境組合議会の報告をいたします。

それでは、お手元の資料をご覧くださいと思います。

議事日程第1号、令和6年2月16日金曜日、午前10時開議。

第1、会期の決定、1日限りであります。

第2、会議録署名議員の指名、7番、浜尾一美議員、8番、溝井光夫議員、9番、五十嵐伸議員でありました。

第3、議案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、これは私が選任されました。

第4、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて。

第5、議案第3号 須賀川地方保健環境組合議会の個人情報の保護に関する条例について。

第6、議案第4号 須賀川地方保健環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例について。

第7、議案第5号 須賀川地方保健環境組合公告式条例及び須賀川地方保健環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について。

第8、議案第6号 須賀川地方保健環境組合情報公開条例について。

第9、議案第7号 令和5年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算（第2号）につ

いて。

第10、議案第8号 令和6年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算についてでございます。

以上、議案8件について、いずれの議案も同意、承認、可決されました。

議案の詳細につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

以上、報告を終わります。

以上のとおりでございます。

○議長（角田真美） 次に、公立岩瀬病院企業団の報告を求めます。

10番、小林政次議員。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 小林政次 登壇〕

○10番（公立岩瀬病院企業団議会議員 小林政次） それでは、公立岩瀬病院企業団議会の報告をいたします。

令和5年12月公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程。

令和5年12月26日火曜日、午後2時開会。

議事日程第1号。

第1、会期の決定、これは1日限りでございます。

第2、会議録署名議員の指名、5番、大和田議員、7番、深谷議員、8番、熊谷議員が指名されました。

第3、議案第9号 公立岩瀬病院企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、これにつきましては、現在69歳まででございますが、令和6年度から70歳まで延長するというところでございます。

第4、議案第10号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例、これにつきましては、ジェネリック医薬品を使用する等でございます。

この議案第9号、議案第10号、2議案とも原案のとおり可決されました。

以上でございます。

○議長（角田真美） 以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎町長の説明

○議長（角田真美） 日程第4、所信及び行政報告として、町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 本日ここに第3回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し

上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、元日に発生しました令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福と、被災され、今もなお厳しい生活を送られている方々に改めてお見舞い申し上げます。

町では、これら被災地の支援として、1月6日には石川県輪島市に支援物資を直接届けております。また、1月25日から31日にかけては、ふくしま災害時相互応援協定に基づき、富山県氷見市へ職員2名を派遣したところであります。災害は必ずまたやってきますので、鏡石町地域防災計画に基づき備えていきたいと思っております。

また、2月15日には、痛ましい交通事故が発生しました。鏡石駅前で歩行中の10代の男女2人が軽自動車にはねられ、死傷しました。お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りするとともに、重傷を負われた方の一日も早い回復を願っております。

町といたしましては、悲惨な事故の発生を受け、交通安全活動に一層努めてまいりたいと考えております。

世界に目を向けますと、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻から2年が経過し、また、イスラム組織ハマスによるイスラエルへの大規模攻撃、そして、その後のイスラエルの報復攻撃の開始から5か月が経過しております。双方とも戦闘休止の動きはなく、終わりの見えない悲惨な状況が続いている中、多くの市民が犠牲になっていることに心が痛むとともに、一日も早い戦争終結を強く望むものです。

このような世界情勢の混迷は、エネルギーや原材料価格の高騰につながり、日本にも記録的な物価高をもたらし、生活への影響が続いています。

ここで、政府の物価高対策により、町で対策を講じている事業の概況についてご説明いたします。

電気、ガス、食料品等の価格高騰による家計の負担増を踏まえ、住民税非課税世帯に対する支援として1世帯当たり3万円を給付する事業につきましては、2月末現在で925世帯に支給を行ったところであります。これに加えまして、12月議会において議決いただきました追加で7万円を給付する事業につきましては、先月から生存等を確認してプッシュ型で指定口座へ振込を行い、2月末現在で881件の振込を終えております。

今後は、新たに町内へ転入された方や世帯主が変更になった方を対象に給付を継続してまいります。

また、本年1月の専決予算で住民税均等割のみ課税世帯への10万円を給付する事業と、18歳以下の児童1人当たり5万円を加算する2つの事業につきましては、今月中に最初の振込ができるよう準備を進めております。

原油価格・物価高騰の影響を受けている事業者を対象に、従業員数に応じた支援金を交付する事業継続支援事業は、334件の申請に対し2,984万円の支給を完了しております。



また、年末年始プレミアム商品券発行事業は、2月2日に完売し、町内経済活動の中で順調に流通している状況であります。

なお、農業関連物価高騰対策として実施した農業水利施設支援事業につきましては、4団体から申請のあった揚水ポンプ等の電気料値上がり分について、1月31日に41万6,000円を支給しております。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症法上における5類感染症に位置づけられ、感染状況を示すデータは、全数把握から医療機関からの報告を基に公表する定点把握に変わっておりますが、昨年末から緩やかに増加しており、今後の感染状況をしっかり注意する必要があります。しかしながら、徐々にではありますが、地域活動、交流活動が活発になってきており、コロナ前の状況に着実に戻ってきていることを実感しております。

今後も感染状況を把握しつつ、対策を進めることは常に重要だと考えておりますので、引き続き感染症全般に関する手洗いや消毒、咳エチケット等の基本的な感染予防を継続していただくことをお願いしてまいります。

日本消防協会消防団特別表彰「まとい」の受賞が決定するという、うれしいニュースがありました。「まとい」は、消防団にとって最高の荣誉とされる表彰であり、歴代の消防団長をはじめ消防団員の長年の献身的な活動が認められたこと、改めて敬意を表します。表彰式は3月8日に東京都で開催され、添田孝利団長以下幹部団員の皆様が受賞式に出席、3月23日には受賞報告会、パレード、受賞祝賀会を開催いたしますので、議員各位のご臨席をお願い申し上げます。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

新型コロナウイルスに対するワクチン接種では、令和5年秋冬接種が3月31日で終了となりますので、接種をご希望される方への周知を行ってまいります。

なお、町内7医療機関において対応いただいているところではありますが、4月1日以降は任意接種として時期を問わず自費で接種することになります。

昨年10月10日に開館しました健康福祉センターほがらかんの利用者は、これまで1か月平均64件、2,145人と多くの町民や公共の会議等に活用しており、火曜日から日曜日まで週6日実施しておりますつどいの広場は、1日平均で約37人の親子に利用していただいております。今後も広く町民の皆様へご利用いただけるよう事業の拡大やPRに努めてまいりたいと考えております。

鏡石駅東第1土地区画整理事業では、第3工区内保留地10か所は、12月までに売買契約を締結し、3月までには全ての保留地の引渡しが見込みです。また、使用収益を開始したことから、新たな住宅建築や商業施設の建築が進んできており、区画整理事業の一層の進展と町の発展に寄与されるものと考えております。

阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの成田地区への遊水地の整備につきましては、整備後の遊水地の地内利活用に向けて、1月30日に有識者と関係機関等による第1回利活用検討会が開催されました。利活用検討会では、各委員から利活用に向けた意見が交わされたところであり、今後開催予定されている地元関係者と行政関係者等による作業部会とともに、地内利活用の方針の策定が進められます。町でも130ヘクタールの広大な遊水地の有効な利活用に向けて、町民の皆さんの意見が取り入れられるよう意見を申してまいります。

2月27日から29日の3日間、住民説明会が開催され、事業の進捗状況や住宅移転等の説明がなされ、出席者からも活発な意見や課題などが寄せられたことから、それらの課題解決に向け、国に協力しながら事業の推進に努めてまいります。

さらに、住宅の集団移転先も成田原町地内と新町地内の2か所に絞られ、駅東土地区画整理地内の希望者を含め、住宅移転対象の55世帯がスムーズに住宅移転ができるよう、国と共に引き続き寄り添った支援に努めてまいります。

次に、鏡石町第6次総合計画に基づく6つの基本目標の事業について申し上げます。

1つ目の子育て・健康・福祉分野では、「全ての町民が健やかに暮らせるまちづくり」として、児童福祉の充実につきましては、令和6年度の認可保育所施設と町立幼稚園の入所、入園は、各施設と利用調整を行い、441名の入所決定をし、1月31日に保護者の皆様へ入所決定通知の郵送を行いました。また、放課後児童クラブの申込みについては、書類審査を行い、登録児童197名、一時利用99名の合計296名に同日の1月31日に利用決定の通知を行ったところであります。

健康増進の取組では、福島県立医科大学連携事業として身近な健康課題をテーマに医学講演会を実施し、予防の体操も行いながら、多くの町民の方に聴講、実践していただきました。

食の健康づくりとしての高齢者食生活改善事業である健幸食生活応援事業では、管理栄養士や保健師による高齢者訪問をこれまで60回実施し、78名の方に栄養指導を行ったところです。また、栄養教室は、新型コロナウイルス感染予防のため、定員を制限した中で5回開催し、参加者は77名となっております。

町民保健と健康づくりの支援では、総合健康診査事業として集団健診を9月に実施したところであり、799の方が受診されました。また、医療機関での個別健診についても1月31日まで実施したところであり、人間ドック事業も併せて実施しております。

第9期介護保険事業計画については、これまで3回の策定委員会を開催し、委員の皆様から意見等をいただきながら計画策定を進めてまいりました。その中で次年度からの介護保険料の見直しを行い、今後3年間の保険料を算定し、今定例会において介護保険条例の一部改正を上程しておりますので、ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

2つ目の教育・文化・スポーツ分野では、「未来を拓き、次世代を担う人づくり」として、

1月7日に健康福祉センターにおいて行われた二十歳の成人式では、95名の参加をいただき、華やかな中にも厳粛に式典を挙げる事ができました。新成人の皆様には、一人一人が自らを律する強い意志と社会人としての義務と責任を持って日々の生活を有意義に送っていただきたいと思ひます。

鳥見山陸上競技場トラック改修事業については、昨年9月から改修工事を進めておりますが、ウレタン舗装の膨れ等の補修の追加などがあつたことから、今定例会において変更請負契約の締結についての議案を上程いたしましたので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

3つ目の協働・コミュニティ分野では、「助け合いの心でつなぐ地域づくり」として、結婚支援事業につきましては、昨年12月に料理による婚活イベントを2回実施しました。料理を一緒にしながら交流するという新たな試みではありましたが、2日間合計で30名が参加し、3組がマッチングしました。ただ、インフルエンザの流行や年末の忙しい時期と重なつて、鏡石在住の参加者が少なかったため、今後の課題としていきたいと思ひます。

4つ目の産業・観光分野では、「にぎわいと魅力にあふれるまちづくり」として、米価安定には需要に応じた米の生産に取り組むことが必要であります。昨年10月19日には国の基本方針が、12月8日には福島県段階での生産数量の目安が公表されたことを受け、町地域農業再生協議会では、今月4日に昼、夜の2回に分け説明会を開催し、生産数量（面積）の目安についてご説明申し上げたところでは。

こうした状況も考慮し、国・県も含め、町では麦や大豆、米粉用米などの戦略作物の本作化や低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物などの定着化に向けて支援してまいりたいと思ひており、今定例会には土地改良区決済金を支援する畑地化促進事業について補正予算を計上しております。

県営高久田地区経営体育成基盤整備事業につきましては、国の補正予算により今年度分の事業費が確定したことに伴う補正予算を計上させていただいております。

昨年5月10日に契約締結しました久来石地内棟沢水管橋撤去設計業務ですが、大型車両での大規模作業となり、高速道路上への車両配置、撤去作業とせざるを得ない特殊性から、NEXTCO東日本との協議に時間を要しているため、繰越明許費設定の補正予算を計上させていただいております。

鏡石まちの駅かんかんてらすにつきましては、運営受託者の一般社団法人かがみいし振興公社の創意工夫によりまして、来訪者数、売上げともに順調に推移しており、安定した人気を誇る岩瀬農業高校の生產品や、桃、リンゴ、イチゴなどの果物類に加え、新鮮な農産物、牧場のあーさー♪グッズやかんかんてらすオリジナル商品など、商品ラインナップの充実、強化が売上げ増の要因と分析しております。

県のサポート事業を活用した株式会社八芳園によるリブランディング事業については、今年度最終イベントを本日3月6日から10日までの5日間、東京都港区白金台にあります八芳園M u S u B uにて開催いたします。今イベントは「いちご&りんごフェア」と題し、町内産のリンゴを利用した岩瀬農業高校生とのコラボ商品をメインとし、イチゴなどの町内特産品類のPR、販売のほか、町内在住の方を講師とし、アクセサリ作りやアロマソープ作り、アイシングクッキー作り等の体験コンテンツも企画しており、鏡石町の多彩な魅力をPRする内容となっております。イベント成功に向け、関係者一丸となって取り組んでまいり所存であります。

5つ目の都市環境・地域防災・生活居住分野では、「安全安心で快適な環境が整うまちづくり」として、空家対策事業として昨年12月議会で議決いただいた鏡石町空家等対策の推進に関する条例を本年1月1日から施行し、条例に基づき、昨日、第1回の空家等対策協議会を開催、町の空家等の対策の基本方針となる第2次鏡石町空家等対策計画を策定し、令和6年度からは改定された本計画における基本方針及び基本目標により各種施策を展開してまいります。

緊急浚渫推進事業では、9月の定例会で議決いただいた借俣池浚渫工事については順調に施工中であります。浚渫工事に当たり、堆積土の固化処理剤に変更などが生じたことにより、契約金額の増額が必要となったことから、本定例会において請負契約の変更について議会の議決を求めることとなりますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

社会資本整備総合交付金事業では、昨年度からの繰越事業及び本年度事業内示いただいた事業は順調に進捗し、年度内完了の見通しとなっております。

また、国の補正予算に伴う内示については、駅東第1土地区画整理事業も含め、効果的事業執行を図るため、本定例会で補正予算と繰越予算を計上しておりますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

鏡石スマートインターチェンジの24時間化については、鏡石スマートインターチェンジ地区協議会の決定を受け、運用開始日時が3月13日の午前6時から24時間の利用が可能となります。24時間化を契機に、さらなる地域産業の活性化や物流の効率化、救急医療活動への支援、地域住民の利便性の向上が見込まれることから、利用促進に向け、引き続き周知活動を進めてまいります。

農業土木事業において、中央地内の矢吹原土地改良区管理の用水路サイフォン柵が町道中外線の道路狭隘部として位置していることから、狭隘の解消について施設管理者である矢吹原土地改良区へ工事を委託し、実施を予定し、令和6年の出水前までに移設工事を進めるため、本定例会で補正予算と繰越予算を計上しておりますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

下水道事業の長寿命化のため実施しておりますマンホールポンプ改築工事及び駅東区画整理事業関連管渠築造工事は予定どおり竣工しました。

遊水地計画関連の成田地区の上水道及び排水の処理方法については、関係機関と協議をしながら、今後の在り方について検討を進めているところです。

移住定住事業としての来てかがみいし住宅取得促進事業におきましては、現在16世帯55名の方が新たに町民として町内に移住しております。今後はより一層のPRに努めて、人口維持に向け努力していきたいと考えております。

6つ目の行政・広域連携分野では、「まちづくりを支える持続可能な行政運営」として、町税の収納状況につきましては、普通税と国民健康保険税を合わせた収納率が1月31日収納分までで77.17%、前年同期と比較して0.44%の減となっております。年度途中で課税額に大きな変更が生じたことにより収納率が減となっている状況であります。

収納の強化として全職員で取り組んでいました臨戸徴収は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止していましたが、4年ぶりに規模を縮小し、実施したところであります。

引き続き新たな滞納を生まないを基本姿勢に、滞納者への早期納付勧奨や滞納処分等を行い、収納率向上を図ってまいります。

社会保障・税番号制度導入事業については、国ではマイナンバーカードの利活用として、今年の秋から保険証との一体化を進めており、全ての国民がマイナンバーカードを取得することを目指しております。現在の発行状況については、1月末現在1万968件の申請に対し、9,742件を交付いたしました。率にして、申請率87.53%、交付率77.74%であります。引き続き本制度の周知を図り、カード発行の推進に努めてまいります。

また、マイナンバーカードを利用した行政サービスの拡充のため、令和5年1月10日からコンビニで住民票などの各種証明書の取得が可能となりました。導入から1年が経過し、1月末現在1,648件の証明書が発行されており、いつでも近くのコンビニで取得できるという利便性から、今後も利用者の増加が見込まれます。

電子自治体化・DX推進事業につきましては、ペーパーレス会議について、まず町の介護認定審査会におきまして先月試行し、順調に会議が進められております。担当職員が委員の皆さんに資料を配付する移動時間や大量の印刷物の削減などが図られ、会議時間の短縮にも効果が出てきております。今後は各種の会議にも活用して効率化を図り、問題点などを随時改善していきたいと思っております。

友好交流事業につきましては、先月9日から12日までの日程で沖縄県北谷町の小学生14名を受け入れ、スケート、スキーやそば打ち体験などを通して、鏡石町や町内小学生との交流を深めたところです。

次に、令和6年度の予算編成への思いと基本的な考え方について申し上げます。

予算は、町民の皆様からお預かりした大切な税金を有効に活用するため、行政区や様々な方面からの要望、意見を大切にという思いの下、予算編成に臨みました。また、今年度実施しましたまちづくり意見交換会をはじめ、こども議会などでいただいた町民の生の声を極力予算編成に反映させるために特別枠を設け、編成したところです。

「まちの誇りと魅力づくり」を基本コンセプトに、全国ブランドである唱歌「牧場の朝」に歌われた緑豊かな自然環境と優れた立地条件を生かし、すがすがしさと美しさを感じられる町として町民が毎日を元気に過ごし、鏡石町をマイタウンと呼べるような安全で安心な次の世代につなぐ誇りと自慢の鏡石町としていくことを目指してまいります。

それでは、令和6年度当初予算の概要について申し上げます。

一般会計につきましては、63億4,000万円と前年比0.8%の減であり、全10会計の合計は111億2,250万円と前年比4.8%増の予算となりました。一般会計における歳入は、歳入全体の約25%を占める町税が前年比2.3%増の16億3,945万円となっております。地方交付税は前年比2.6%増の15億4,565万円余りとなっており、町債については前年比22.5%減の4億5,854万円となっております。

令和6年度においても財源の確保が大変厳しく、将来の財政負担に配慮しつつ、町債新規発行、基金の取崩しなどの措置により財源を確保したところであります。

歳出については、令和6年度の重点事業として、チャレンジ元気プロジェクトとして9つの事業を上げさせていただきました。

まず初めに、成田遊水地整備対策の推進です。

阿武隈川緊急治水対策プロジェクトにおいて、遊水地として位置づけられた成田地区におきましては、現在、補償協議が進められているところです。町としましては、住民の皆様のご要望をお伺いしながら、集団移転を希望される方については、既存のコミュニティーを維持、安心して生活を続けられる環境構築について最優先で取り組んでまいり所存です。また、成田地区の上下水道については、現在使用している施設が利用できなくなることから、適切なインフラの確保のため、基本計画等の策定を行ってまいります。

次に、唱歌「牧場の朝」リブランディングプロジェクトです。

今後も唱歌のまち鏡石をアピールすることを目的として、童謡、唱歌を音楽イベントや田んぼアートで実施するとともに、町民の皆様が鏡石町を誇りと思えるような地域ブランドの確立のための施策を実施してまいります。

次に、新浄水場経営の健全化です。

令和4年度に完成した新浄水場により、きれいでおいしい水を供給することができておりますが、同時にその維持管理には多額の経費が必要となっております。安全で安心な水の供給とともに、水道事業の安定的な経営のための料金の検討や廃止となった旭町浄水場の解

体による適切な財産処分などを確実に実施してまいります。

次に、鏡石駅東第1土地区画整理事業です。

駅東第1土地区画整理事業につきましては、現在、第3工区の工事が順調に進捗しており、令和6年度においても道路築造工事や造成工事を進めていく予定です。また、県道の南側、第2、第4、第5工区につきましては、近年、全国的に需要が高まっている産業用地を確保することを目的として、区画の大街区化など事業計画の変更を検証していく予定です。

次に、鳥見山陸上競技場改修事業です。

令和5年度におきましては、老朽化しておりました陸上競技場トラックの改修工事を実施し、間もなく竣工となる予定です。

令和6年度につきましては、競技場のメインスタンドや管理事務所の改修工事を行い、鳥見山公園の中心施設として新たな活用を図っていく予定です。また、公認を受けるための必要な備品の整備を行っていく予定です。そして、近隣では類を見ないすばらしい施設である当競技場を活用する事業を実施していく予定です。

次に、教育施設環境整備事業の推進です。

子供たちが安心して学び、育つための学校環境の整備は、町としての最重要課題の一つです。令和6年度につきましては、第二小学校進入口の歩道舗装工事や中学校校庭の樹木伐採、剪定業務など、安全な学校生活のために必要な予算を計上させていただきました。

次に、新都市交通ネットワークの整備促進です。

駅東第1土地区画整理事業の進捗に伴い、人の流れが以前とは変化していく中で、道路交通網についても随時その整備を行っていく必要があります。

令和6年度につきましては、健康福祉センターほがらかんから北に延びる鳥見山公園線の道路整備事業を実施いたします。

次に、健幸まちづくり事業です。

健康の維持、増進と保健衛生の向上は、幸福で安定した生活の大前提となるものであり、町としては多面的、総合的な観点から多種多様の取組を行ってまいります。

令和6年度の新規事業といたしまして、まず初めに、福島県立医科大学との連携事業として健康長寿のまちづくりのための調査事業や、町民の皆様に対する医学講演会を実施いたします。また、重度心身障害者医療費助成事業について、これまで償還払いであった給付事業を現物給付とし、窓口負担をなくすことで受給者の利便性向上に努めてまいります。

その他、高齢者の補聴器購入に対する町独自の補助事業「かがみいし健幸ポイント事業」を実施いたします。

次に、子育て・少子化対策事業です。

本町は、県内でも有数の若い町であり、15歳未満の人口比においても高い水準にあります。

が、本町においてもコロナ禍をきっかけとして出生数が減少しており、少子化対策は喫緊の課題です。

出産・子育て応援交付金については、本町においては交付金の申請時に助産師などがご自宅を訪問し、妊産婦の相談に当たるなど、伴走型の支援事業として実施しております。

その他、第2子以降への学校給食補助事業、妊婦タクシー利用料の助成、定住促進住宅における子育て世帯家賃の軽減拡充、中学生を対象としたライフデザインセミナーの開催など各種の施策を展開してまいります。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

報告第2号 専決処分した事件の承認につきましては、低所得者世帯価格高騰重点支援給付金に係る予算を1月19日付で専決処分したものであります。

議案第39号 鏡石町犯罪被害者等支援条例の制定については、犯罪被害者等支援を総合的に推進し、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するために新条例を制定するものであります。

議案第40号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、窓口でのマイナンバーカードを使用した証明書発行業務を追加するものです。

議案第41号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、監査委員の報酬を県内類似団体並みに増額する改正であり、

議案第42号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員給与改正に準じた給料表及び勤勉手当を支給可能とする改正であります。

議案第43号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第44号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第45号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、いずれも関係法律等の改正によるものです。

議案第46号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第9期介護保険事業計画策定に伴い、介護保険料及び低所得者保険料の減額賦課に関する改正であります。

議案第47号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第50号 鏡石町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、いずれも令和6年度介護報酬改定等に伴うサービスの運営基準について省令が改正されたことに伴う改正です。

議案第51号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、配偶者か



らの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正によるものであり、議案第52号 鏡石町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町営住宅の用途廃止に伴い、定住促進住宅に入居する者に対する家賃の特例を定めるものであります。

議案第53号 鏡石町体育施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、陸上競技場とテニスコートの使用料を見直すものであります。

議案第54号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第55号 鏡石町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和6年4月より水道行政の所管が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることから改正するものであります。

議案第56号 鏡石町宮鳥見山陸上競技場トラック改修工事変更請負契約の締結につきましては、側溝改修や路盤のクラック補修の追加、議案第57号 借俣池浚渫工事変更請負契約の締結につきましては、固化剤の種類変更及び添加量の増によるものであり、両工事におきまして工事請負契約変更が必要となったため、議会の議決を求めるものであります。

議案第58号 令和5年度一般会計補正予算（第8号）につきましては、町税の増額や国の補正予算対応及び事業完了による予算整理によりまして4,574万2,000円の減額予算であります。また、今年度の繰越明許として社会資本整備総合交付金事業をはじめ10件、総額1億6,655万2,000円の設定をするものであります。

議案第59号 令和5年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険給付費の調整によるものであり、予算の増減はありません。

議案第60号 令和5年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、広域連合納付金の増による増額予算であり、議案第61号 令和5年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、各種介護サービス給付費の推計による減額補正であります。

議案第62号 令和5年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、国の1次補正対応分の増額予算であり、議案第63号 令和5年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）につきましては、貸付実績の確定による減額予算となっております。

また、議案第64号から議案第73号までの10議案につきましては、令和6年度における各会計の当初予算案でございます。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、承認、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） ここで換気のため5分間休議といたします。

休議 午前 11 時 09 分

開議 午前 11 時 13 分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

◎報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第5、報告第2号 令和5年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました報告第2号 専決処分した事件の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いします。

本件は、令和5年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決第1号として、令和6年1月19日付で専決処分したものであります。

次のページをお願いします。

このたびの補正につきましては、低所得世帯価格高騰支援給付金に係る補正予算であります。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億3,969万5,000円とするものです。

内容につきましては、8ページからの事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 以上、報告第2号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第2号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

---

### ◎議案第39号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（角田真美） 日程第6、議案第39号 鏡石町犯罪被害者等支援条例の制定についての件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） ただいま上程されました議案第39号 鏡石町犯罪被害者等支援条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の12ページをお願いいたします。

このたびの条例の制定につきましては、犯罪被害者等基本法及び福島県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等への支援を総合的に推進し、被害の軽減や生活の再建を図り、誰もが安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、条例を制定するものであります。

13ページをお願いいたします。

条文の内容につきまして、第1条は、条例の目的について規定しております。

第2条の定義につきましては、条例における用語の定義をしております。

第3条の基本理念につきましては、犯罪被害者等の支援を推進するに当たっての基本となる考え方を規定しております。

14ページをお願いいたします。

第4条は町の責務、第5条は町民の責務、第6条は事業者の責務としまして、それぞれの責務について規定するものであります。

第7条の相談及び情報の提供等につきましては、犯罪被害者等の相談に応じ、利用できる制度等の情報の提供や助言について規定するものであります。

第8条は、見舞金の支給につきまして規定するものであります。

第9条の日常生活の支援につきましては、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるように、関係機関と連携し、必要な施策を講ずることについて規定するものであります。

第10条の心身に受けた影響からの回復支援につきましては、犯罪被害者等が心身に受けた影響から回復できるよう、保健医療サービス及び福祉サービスの提供について規定するものであります。

第11条の安全の確保につきましては、犯罪被害者等が再被害や2次被害を受けることを防止するため、一時保護や施設への入所による安全の確保について規定するものであります。

15ページをお願いいたします。

第12条の居住の安定につきましては、従前の住居に居住することが困難な場合は、一時的な住居の提供について規定するものであります。

第13条の町民及び事業者の理解の増進につきましては、犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるための広報、啓発について規定するものであります。

第14条の学校における支援につきましては、犯罪被害者等が児童・生徒であるときは、学校と連携し、必要な支援を行うことについて規定するものであります。

第15条は、個人情報の適切な管理につきまして規定するものであります。

第16条は、委任につきまして、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることと規定するものであります。

附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものとするものであります。

以上、議案第39号 鏡石町犯罪被害者等支援条例の制定につきまして、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第39号 鏡石町犯罪被害者等支援条例の制定についての件は、質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第39号は総務文教常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第7、議案第40号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） ただいま上程されました議案第40号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。議案書の16ページをお願いいたします。

このたびの条例改正につきまして、1点目は、印鑑登録証明書の交付申請について、代理人でも申請できることとし、委任状を不要とするよう改正するものであります。2点目は、役場窓口において、個人番号カードを利用し、申請及び交付できるよう改正するものであります。3点目は、移動端末設備による証明書の交付申請ができるよう改正するものであります。

このたびの改正の第12条第1項中「登録者」の次に「及び代理人」を加え、同項ただし書を、ただし、個人番号カードの交付を受けた印鑑登録者が、印鑑登録証明書交付申請書に個人番号カードを添付し、統合端末等に当該個人番号カードの暗証番号を入力して申請を行う場合は、印鑑登録証の添付を要しないとする。

第12条第2項を削る。

第12条の2中「カード」の次に「又は移動端末設備（窓口専用端末機については、個人番号カードに限る。）」を加えるものであります。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものとするものであります。

以上、議案第40号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 私のほうから1点お尋ねをいたします。

先般の全協でもいろいろ説明をいただきまして、特に、私がお尋ねをした印鑑登録証とマイナンバーカード、個人番号カードとの並存といいますか、それについてお尋ねをしたと思います。

当面の間は、両者は並存するものだという話を答弁いただいたと。

行く行くは、先ほど町長の説明にもあったとおり、国の施策で健康保険証もマイナンバーカードに統合されるという中で、この条文改正を見ると、行く行くはマイナンバーカードに統合されるということを見越しての内容じゃないかなというふうに私は思っておるんですが、印鑑登録証が添付不要になるということが書いてあるんですが、いずれ、その印鑑登録証の発行自体も不要になるんじゃないかということで、その辺は大体いつ頃になるんだろうかということ、マイナンバー発行の状況もありますから、そういったところも勘案して、いつぐらいになるのか。

それこそ保険証が今年の秋からとなっていますから、それと同時に我が町でも、例えば一つとしては、印鑑登録証を廃止するとか、そういうことも、例えば、マイナンバーカードの発行を促進する一つの施策といいますか、国の保険証に準じて、同じような形ではどうかというふうに思うんですが、その辺の検討はなされているか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） ただいまの9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

マイナンバーカードと印鑑登録カードとの併用でございますが、先ほど議員さんが申したとおり、現在のところ、マイナンバーカードのみにするということには、まだ、交付状況が77.8%ということで、まだ一本で進めるにはちょっと早いのかなというふうに考えております。

そのような中、まずは、マイナンバーカードの普及の促進を図っていかねばならないなというふうに考えております。ですので、今回、令和6年度の予算のほうで上程させていただいておりますが、今までは窓口のほうにいらっしゃって申請をしていただくことから、来年度は訪問支援の補助を行いまして、マイナンバーの普及に努めていきたいなというふうに考えております。

マイナンバーのほうの交付率が上がっていけば、そちらのほうを、いつということでも検討していかねばならないなというふうに思っておりますので、現時点では、いつまでということ、ちょっとまだ決めていないところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第40号 鏡石町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定  
についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 次に、日程第8、議案第41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び  
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第41号 特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明  
申し上げます。

17ページをお願いいたします。

今回の条例の一部改正は、監査委員の報酬を人口類似団体に準じて増額改正するものでご  
ざいます。

18ページをお開きください。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正す  
る。

別表中、監査委員、識見を有する者のうちから選任された者、年額21万3,000円、議会の  
議員のうちから選任された者、年額15万7,000円を、監査委員、識見を有する者のうちから

選任された者、年額27万7,100円、議会の議員のうちから選任された者、年額21万4,900円に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するということでございます。

以上、上程されました議案第41号について提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） このたびの監査委員の報酬についてのご提案だというふうに認識しております。

前回といたしますか、先日の臨時全員協議会で、この議案が提出される根拠といたしますか、どのような背景で、この議案が提出されるに至ったかということの説明まで受けたつもりであります。その際に、私どもの議員のほうに1枚の紙を配付していただきまして、いわゆる人口類似団体の実態調査をまとめた表でございます。それを見ると、もう一目瞭然で、鏡石町、我が町の監査委員の報酬が少ないというのは明らかに分かります。これは、代表監査委員、いわゆる識見を有した方もそうですし、議選も同じであります。それも我が町を含めて10団体、10市町村、これ全部見ると町ですね。10町の数値を出してありまして、ただ、見ますと、10番に、大熊町は、監査委員の報酬が、これは日額日当なんですか、これ。そんな状況で、実際に、これ1から10を平均すると幾らと書いてあるんですよ。大熊町は日額で幾ら、日額と書いてあるのに、これどうやって平均値にしたのか。

例えば、私が答えを言っちゃうとあれですけども、日額、例えば、日当掛ける日数とやれば実際の支給額が出ますから、それをやってやったのか、どうやってこれ平均を取ったのかということなんですね。

いずれにしても、そういったことをお尋ねしたいということと、先般の全協の説明で、監査委員の報酬については平成20年から見直しがなされず、今定例会での見直しとなったということでもあります。

これまで議選の監査委員からも、ちょっとこれではという意見もあったり、あと、また、私も何回かこれについても同じような意見を述べさせていただいたことはありますけれども、そういう中で、ようやく改善といたしますか、今回条例改正を見る、私はいいいことだというふうに思っているんですけども、なぜこんなに15年間も見直しがされなかったのか。

これは、なかなか誰が悪いんだとかそういうことではなくて、この見直すサイクルみたい



なのがなかったのかどうかということですよ。

例えば、1つのサイクル、オリンピックなんかは4年に1回ですけども、例えば、介護保険の計画ですか、これ3年に一遍ですかというように、物事というのは何かをやる、要するに、PDCAサイクルなんていうのもありますけれども、物事は計画して始まったらかかでもチェックして、アセスメントして、次のプランを立ててというのが、この繰り返しですよ。いわゆるPDCAサイクルの繰り返しというのが、これ、どんな事業をやるにも共通していること。しかし、なぜ、こんなに15年間も放っておいたんだということなんです。

これも答えを言っちゃうといけないかもしれませんが、もしかしらば、検討した結果、変える必要がなかったという意見でこういうふうになったのか。それとも、検討すらなされなかったのかと。そこの辺が、どうしてもブラックボックス的なところがございますから、その辺のところもちょっと教えてもらえば、逆に言うと、今回の改正の意味があるんだというふうに思いますので、ご答弁賜りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

全員協議会のほうでご提示を差し上げました表のほうに、議員おっしゃるとおり、大熊町は日額ということでございます。ですので、今回の改正に当たりましては、ここにつきましては、その検討の中に加えることをしないで、この表であります2番の桑折町から9番の富岡町まで、この8団体の平均を取りまして、今回その数字を改正の金額に充てさせていただいたという中身でございます。大熊町については含めていないということでございます。

また、2つ目の、前回は平成20年の改定、それからかなりの年月がたつてございます。その間、見直しというような話はなかったのかというふうなことでございますが、特に、私の記憶では、今までもちょっとそういう動きはなかったのかなというふうに思っております。

また、これらに見直しのサイクル等についても年数が決められているというようなものではないというふうに考えてございます。

なお、そのような中で、あまりにも長い期間、見直しが行われないというようなことがないような、今後そういう改正の考え方については、改めてちょっと考えていきたいなというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

11番、円谷議員。

[ 11番 円谷 寛 登壇 ]

○11番(円谷 寛) お尋ねをいたします。

かつて、歳出とか何かの見直しというのは、いろいろな団体役員とか、そこに対して一斉に行ってきたんだと思うんです。今回なぜ監査だけに行われるのかということについてお尋ねをいたします。

と申しますのは、矛盾はいろいろあるんです。私も何回も言うとおおり、例えば、鏡石町は1万二千数百人の人口なのに、天栄は5,000を切ったというふうに言われていますね、今回。なのに、あぶくま時報とか、マメタイムスの期末手当のときに見ますと、議員は、天栄村より安くなっているんですよ。この辺については矛盾を感じないのかということですね。

人口5,000人足らずのまちと1万二千数百人のまちの議員の報酬が、鏡石のほうが安いということについて、どのようにお考えなのか。ならば、見直しするなら一緒にやるべきじゃないかというふうに思います。この辺について、ぜひ、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長(角田真美) 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

[総務課長 吉田竹雄 登壇]

○総務課長(吉田竹雄) 11番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

まず、どうして今回、監査委員の見直しを行うようになったのかということでございます。

特別職の報酬に関しましては、確かに議員おっしゃるとおり、今まで、適宜その都度何回かはやってきたということでございます。そのときに、監査委員のほうにつきましても、あまり間、長くならず見直しをするべきだったのかなというふうには思っておりますが、なかなか平成20年に改正してから今までやってこなかったというようなところでございます。

そのため、資料等でお示ししましたとおおり、類似団体から比べまして、かなり低い金額であったということで、これにつきましては、やはり監査委員という立場につきましても、非常に重要な立場であります。今後。

[発言する者あり]

○総務課長(吉田竹雄) いや、そういうことではございません。

厳しい財政状況が、これからも予想されますので、健全な財政運営をするために、専門知識を有して、優れた見識を持つ方にやっていただきたいということで、さらなるご活躍をいただきたいということで、今回上げたわけでございます。

また、2つ目の議員の報酬のほうでございます。

議員の報酬につきましても、議員指摘のとおり、隣の天栄さんよりも人口が多いのに少ないというようなことでございます。

これにつきましても、やはり見直しは必要であろうというふうに執行の側としても考えてございます。

これにつきましては、10月の定例全員協議会のほうで報酬の改正について、町の考えを述べさせていただきました。議員の報酬につきましては、計算の方法が町長等の給料から計算をしていって出しているというふうなやり方が、かなり全国的なやり方だそうでございます。

しかしながら、町長等の給与の改正については当面行わないというのが、こちらの考えでございます。

しかしながら、議員おっしゃられますとおり、議員の報酬があまりにも低いんでないかということも確かでございます。ですので、その段階で、町長の報酬のほうは見直しはしませんが、議員の報酬を見直しは考えていきたいというふうな案を出させていただいたところでございます。

全員協議会の中で、議員の報酬については、議会のほうでもある程度調査研究をして、金額でありますとか、上げる時期でありますとか、そういうものを議会のほうでも検討したいというような意見が出されたところでございます。

ですので、それらの意見も尊重いたしまして、今後改正のほうに向けては、お互いに調査研究を進めて、見直し等の方向で進めていければなというふうな考えているところでございますので、これからもご協力もよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

先に、反対討論ですけれども、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） なければ、賛成討論として、9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま上程されております議案第41号につきまして、賛成の立場での討論を申し上げたいと思います。

これまで全員協議会、そして、また、今回の先ほど質疑の中でも執行側から丁寧な答弁を賜りましたことを、まずもって感謝申し上げます。

そして、また、先ほども申し上げたとおり、近隣のといいますか、県内の人口類似団体の

実態調査を行い、その調査票を議会に提示していただき、その数値に基づいての今回の提案だというふうに認識しております。

額面的にも、いわゆる平均的な数字であり、高過ぎる、低過ぎるということもなく、ほぼ平均的、あるいは、ちょうどいい数字ではないのかなというふうに思います。

そして、また、過去15年間において、審議あるいは検討すらされなかったのかなというふうに思いますけれども、しかし、今般、私はこのような大改革だというふうに思っております。これまでの監査委員のご意見、あるいは現職監査委員のご意見等もこういった中に含まれ、そして、また、この金額が妥当だということも思っておりますし、この中で、なおかつ監査委員、代表監査委員、議選の監査委員には、これまで非常にご活躍いただきますことを期待するところであります。

先ほど、総務課長おっしゃったように、監査委員の役割というのは極めて大きな役割だというふうに思っております。どの団体組織においても監査委員、いわゆる監査業務を行う方というのは重要な役割だと思っておりますので、重ね重ねであります。これからの監査委員のご活躍、そういったこともご期待し、この金額、あるいは、こういった金額の妥当、改善ですね。そういった提案が出されていることに心から賛成を申し上げるという立場から賛成討論を行わせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（角田真美） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで議事の都合により、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時50分

開議 午後 1時00分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第9、議案第42号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第42号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

19ページをお願いします。

職員の給与につきましては、福島県人事委員会勧告に準拠し、令和5年12月に改正を行いました。会計年度任用職員の給与は、職員の給与表に準拠していることから改正するものでございます。また、令和6年度より勤勉手当を支給するための改正を行うものでございます。

20ページ、お願いします。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改めると。

第12条の次に次の1条を加える。フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当ということでございます。第12条の2、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員については、給与条例第19条の規定に準用するというところでございまして、給与条例第19条につきましては、職員の支給の割合を定めるものでございます。ですので、職員と同じ割合での支給を定めるというものでございます。

第19条の次に次の1条を加える。パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当でございます。パートタイムの会計年度任用職員につきましても、職員と同じ支給率ということを決めるもの、またパートタイムの会計年度任用職員につきましては、その月の月額でございますが、これにつきまして職員のほうは定めておりますが、パートの会計年度任用職員につきましては、毎月金額が違うということでございます。それらにつきましては、基準額につきまして6か月の平均を取りまして、それを基準額の基礎とするというものを定めるものでございます。

パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当、第19条の2、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員については、給与条例第19条の規定を準用する。この場合において、給与条例第19条第2項第1号中、基準日現在において受けるべき扶養手当の月額の合計額とあるのは、基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在任期間における報酬の1か月当たりの平均額と、同条第3項中、基準日現在において職員が受けるべ

き給料の月額とあるのは、基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在任期間における報酬の1か月当たりの平均額とするというふうに定めるものでございます。

第2項でございますが、前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給に準用するというところでございますが、これにつきましては、途中でフルタイムからパートタイムに変わった場合の考え方や年度をまたいだときの支給の仕方を定めたものでございます。

21ページからは別表第1としまして、給料表をつけさせていただきました。

22ページも給料表でございます。

23ページをお願いします。

備考としまして、この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第26条に規定する会計年度任用職員は除くということでございます。第26条につきましては、特に別に定めるというものでございます。こちらにつきましては、医師とかそういう特別な方の場合は、この給料表は該当させないというただし書でございます。

附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するというものでございます。

以上、上程されました議案第42号について提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 私のほうから2点ほどお尋ねをいたしたいというふうに思います。

1点目は、先般の全協でも確認させていただきましたが、会計年度任用職員の人数が93名ということでお答えをいただいております。今回の条例改正案を見ますと、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員の2種が掲載されておりますので、93人のうちのそれぞれの内訳が何人ずついるのか、今現時点で結構でございますのでお知らせいただければというふうに思います。

もう一点目は、今回の条例改正でフルタイム、パートタイム問わず会計年度任用職員の勤勉手当が新たに設けられるというふうなものだというふうに認識しておりますけれども、今般この会計年度任用職員に勤勉手当を支給するというに至った経緯、なぜ支給することにしたのか、そういったものをお尋ねをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

先日行われました全員協議会の中で、私のほうから会計年度任用職員は93名というふうにお答えをさせていただいたところでございます。これにつきまして、今回勤勉手当の対象となる職員につきましては、精査しましたところ76名ということでございます。1人の人間で各会計にまたがって予算取りした方がいるということで、延べが93ということ。人数にすると、76名が会計年度任用職員の実質の人員ということで報告させていただきたいと思っております。現在ありますフルタイムとパートタイムの割合でございますが、フルタイムにつきましては1名でございます。そのほかについては、全てパートタイムの会計年度任用職員ということでございますので、よろしく申し上げます。

なお、今般このような勤勉手当を会計年度任用職員に支給することになったかということでございますが、基本的には国の地方公務員法の改正等、国のほうの国家公務員に対する制度がそのように変わったもの、それに対応する地方公務員法もそのように改正されたということでございます。これにつきましては、福島県人事委員会もそれらについて実施しているということでございますので、鏡石町におきましても、これら国・県の動向に合わせて、今回改正をしたというところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

再質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 今、課長から答弁いただいた内容で先ほどの質疑の答えをいただいたというふうに認識しております。

ちょっと別な角度からお尋ねしたいと思うんですが、我が町には今回のものについて該当するのは76人だったということで、今確認をしましたけれども、この会計年度任用職員の結局採用についてはどうなっているのかということをお尋ねをしたいというふうに思います。役場のいわゆる正職員の採用については、これは我々に報告いただいておりますので、受験者何名の方を採ったというのは分かるんですが、恐らく年度当初、年度内において、この会計年度任用職員をそれぞれの役割、仕事に応じて採用しているんだと。また、採用しては途中で辞めていく人もいるということだというふうに思うんですけれども、この会計年度任用職員の採用の方法というのはどのようになっているのかということが、私は分かりませんからお尋ねをしたいというふうに思います。

かつて私も、今、議員3期目ですけれども、2期目のときに、そのときは町長も、当時議長も違いましたけれども、会計年度任用職員あるいは臨時職員、そういったものについて、

その採用の在り方はどうなんだというふうなそういった議論も一時期なされた覚えがありました。ですので、この会計年度任用職員の採用の在り方がどのようになっているのか。今はないと思うんですが、いわゆる縁故採用とか、そういうのはという話は昔、言葉としてありましたけれども、要するにその採用の在り方の公平性、客観性というものが保たれているかどうか、そういったことも含めて、その採用の在り方についてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（角田真美） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

会計年度任用職員の採用につきましては、基本的にはハローワークを通しましての公募で募集をしてございます。公募があった方で採用人数よりも超過した場合、全ての応募者につきまして、各担当課のほうで今現在は面接をして、適任者を採用しているということでございますので、基本的にはハローワークを通しましての公募で全て行っているというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第42号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第10、議案第43号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） ただいま上程されました議案第43号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の24ページをお願いいたします。

このたびの条例改正につきましては、上位法である戸籍法の一部改正により、発行事務における手数料について改正するものであります。

25ページをお願いいたします。

このたびの改正の別表戸籍の2段目の戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務1通400円、5段目の除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務1通700円を加えるものであります。

26ページをお願いいたします。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものとするものであります。

以上、議案第43号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第43号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第11、議案第44号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました議案第44号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の27ページをお願いします。

このたびの改正につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正により、町条例の一部を改正するものであります。

鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表、ひとり親家庭の項中で、上位法に基づきまして、第10条第1項を第10条第1項と第10条の2と分けて規定するものであります。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条では、接近禁止命令等の規定であり、第1項で、接近禁止命令の期間が6か月から1年間へ延長となり、第10条の2では、禁止行為命令の内容の見直しがされたものであります。

附則としまして、施行期日を令和6年4月1日から適用するものであります。

以上、議案第44号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第44号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第12、議案第45号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました議案第45号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の28ページをお願いします。

このたびの改正につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正により、町条例の一部を改正するものであります。

鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第15条の第1項第2号中、同条第11項を第10項に、第23条の見出し中、「掲示」を「掲示等」に改正し、「重要事項を掲示しなければならない」を書面提示に加えインターネットを利用して、公衆の閲覧に供するための改正であります。

第36条第3項では、上位法と同様の同様に用語の追加、整理を行うものであります。

第53条第2項第2号中では、磁気ディスクやシー・ディー・ロムも含めて、電磁的記録媒

体と一つにまとめたものに改正するものであります。

附則としまして、施行期日を令和6年4月1日から適用するものです。

以上、議案第45号につきまして提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第45号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第13、議案第46号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました議案第46号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の29ページをお願いします。

このたびの改正につきましては、介護保険法施行令の一部改正により、町条例の一部を改

正するものであります。

30ページ、お願いします。

鏡石町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中で、「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、第1号中3万6,600円に、第2号中を5万5,080円に、第3号中を5万5,440円に、第4号中を7万2,360円に、第5号中を8万400円に、第6号中を9万6,480円に、第7号中を10万4,520円に、第8号中を12万600円に、第9号中を13万6,680円に改正し、第10号で15万2,760円、第11号で16万8,840円、第12号で18万4,920円、第13号で19万2,960円の4つの段階区分を新たに追加するものです。

第2条第2項では、「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、低所得者の負担軽減として、第1段階を2万2,920円とし、第3項では同様に3万9,000円に軽減し、第4項では5万5,080円に軽減するものであります。

附則としまして、第1条で施行期日を令和6年4月1日から適用するものとし、第2条では経過措置の規定であります。

以上、議案第46号につきまして提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいまの介護保険条例の一部改正案についての説明いただきました。

特に第2条については、先般の全協等でも説明いただきましたように、いわゆる介護保険料、第8期の保険料から第9期保険料への改定、段階を9段階だったものを13段階に分けてのことでの改定だというふうに認識をいたしました。説明資料の中にも、よく見ますと、第5段階を中心に所得の少ない者の基準額に対する割合を下げ、そしてまた所得の多い者の基準額に対する割合を増やすというふうな改正だというふうに認識をしております。実際にこういった形で、今後、新年度からいわゆる介護保険料を介護保険サービスの財源の主たるものとして徴収していく形になるということだと思っておりますが、実際にこういった形で進めていったときに、どのぐらい保険料の乖離といいますか、実際、最近第8期でやってきたものに比べて、保険料としてはどのぐらい増えるのか。減る場合もあると思っておりますが、実際我が町の場合にはどのぐらいの増減を見込んでいるのかということをお尋ねをしておきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員の質疑に対しましてご答弁申し上げます。

令和6年度、新年度になりますが、そちらの見込みの保険料について5年度と比較したものについて申し上げたいというふうに思います。特別徴収、普通徴収、それぞれございますが、令和5年度と令和6年度を比較しまして約1,150万、6年度が上回るという見込みで計算をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第46号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員でございます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第14、議案第47号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました議案第47号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の31ページをお願いします。

このたびの改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する政令の公布、施行に伴う条例の一部改正により、町条例の一部を改正するものであります。

次のページ、32ページをお願いします。

鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号では、第5項の第11号を削除しまして、第12号を第11号として、第6項で「当該定期巡回」と改正し、「施設」を「敷地」と改めるもの、第9条第2項第2号では、磁気ディスクやシー・ディー・ロムを電磁的記録媒体とまとめるもの、第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に身体的拘束等に係る規定を追加するもの、第34条第1項中では、重要事項の規定の改正で、書面掲示に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するようにするもの、第42条第2項中では、記録の保存期間や第2項第5号に身体的拘束等の規定を追加するものです。

第47条第3項ただし書中では「指定」を追加し、第4項第11号を削除し、第5項、第6項で「指定」を追加するものであります。

33ページをお願いします。

第58条第2項中では、前ページの第42条と同様の改正であります。第59条の9中では、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に身体的拘束等の規定を追加するものです。

第59条の32中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第33号を第5号とし、第2号の次に身体的拘束等の規定を追加するものです。

次のページ、34ページをお願いします。

第59条の39第2項中では、第42条と同様の改正であります。第70条と第79条も同様の改正内容となります。第82条と第83条では、文言の削除、整理であります。

次のページ、35ページをお願いします。

第92条第5号中では、身体的拘束等の規定を追加し、第106条の2では、新たに利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の規定、第111条第1項と第121条ただし書中では、管理者についての規定の改正で

あります。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に、高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等との実効性のある連携体制を構築するための規定を追加するものであります。

次のページ、36ページをお願いします。

36ページの中段になります。第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条の次に、介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、生産性向上の取組などの規定の追加、看護職員や介護職員の合計数の緩和規定を追加するものであります。

次のページ、37ページをお願いします。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に第125条と同様に、協力医療機関との連携体制の構築に関する改正であります。

第165条の2中では、協力医療機関の協力に関する規定であります。

172条では、協力医療機関等の要件などを規定したものであります。

次のページ、38ページをお願いします。

38ページ、下のほうになります。第187条中第5項を第6項とし、ユニット型施設の規定であり、第191条と192条は、条項文の削除であります。

次のページ、39ページをお願いします。

第197条中では、看護小規模多機能型居宅介護サービス拠点での通い、泊まりにおける看護サービスが含まれる旨が明確されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

第201条第2項中で、記録の保存期間を改正し、第203条第1項中では、電磁的記録の規定を改正するものであります。

附則といたしましたして、第1条で施行期日を令和6年4月1日から適用するものとし、第2条及び第3条から、次のページ、40ページになります。第5条までは、それぞれの経過措置の規定であります。

以上、議案第47号につきまして、提案理由を説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。



これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第47号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第15、議案第48号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました議案第48号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の41ページをお願いします。

このたびの改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布、施行に伴う条例の一部改正により、町条例の一部を改正するものであります。

次のページ、42ページをお願いします。

鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

の一部を次のように改正する。

第9条第2項中では、指定介護療養型医療施設を追加するもの、第11条第2項第2号中では、磁気ディスクやシー・ディー・ロムを電磁的記録媒体とまとめるもの、第32条第1項中では、書面掲示の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、加えてウェブサイトに掲載することの規定であり、第40条第2項中と第42条第11号では、身体的拘束等の適正化の規定であります。

次のページ、43ページをお願いします。

第44条第6項では、表中の文言の削除、整理であります。第45条第1項では、管理者の配置基準の緩和を規定する改正であります。第53条第1項中では、身体的拘束等に関してより具体的に改正するものであります。

次のページ、44ページをお願いします。

第63条の2では、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務づけの規定を追加するものであります。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するための規定を追加するものであります。

次のページ、45ページをお願いします。

第85条第2項中で記録の保存期間を改正し、第91条第1項後段中では、新たな情報通信技術の導入、活用に円滑に対応できるよう、特定の記録媒体の使用を定めるものについて所要の改正を行うものであります。

附則といたしまして、第1条で、施行期日を令和6年4月1日から適用するものとし、第2条から第4条までは、それぞれの経過措置の規定であります。

以上、議案第48号につきまして、提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 先ほどの議案第48号の前に47号も同じなんですけれども、記録の保管期間というものが5年から2年に改まるんですよね、全部。それで、5年という年数から2年というのは短くなるわけですよ。そして媒体が電子機器になるわけなんですけれども、5

年を2年に短くすることによって不都合的なものというのではないんですか。

以上、質問です。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員の質疑に対しまして答弁申し上げます。

今回、議案第48号においても前の第47号においても、期間を短くしているという法律の改正であります。こちらは今までの期間よりも短くなっているということですが、そういった保存の記録媒体が特定の記録媒体を使用する規定が存在し続けておきまして、オンライン化等の妨げになる状況があることから、それを踏まえまして新たな情報通信技術の導入や活用に円滑に対応できるように、特定の記録媒体の使用を定めるものであります。よって、最新な情報技術の導入、活用をすることになりますので、保存期間も短くて済むというふうな考え方になるかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第48号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第49号及び議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 次に、日程第16、議案第49号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人

員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第17、議案第50号 鏡石町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、この2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案2件を一括議題とすることに決しました。

提出者から提案理由の一括説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま一括上程されました議案第49号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第50号 鏡石町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の46ページをお願いします。

まず初めに、議案第49号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布、施行に伴う条例の一部改正により、町条例の一部を改正するものであります。

次のページ、47ページをお願いします。

鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第4条中では、「地域包括支援センターの設置者である」を追加し、第5条では、指定居宅介護支援事業者に係る規定の改正及び追加であります。第6条第2項中及び第3項中では条文の追加を行い、第4項第2号では、電磁的記録媒体の改正であります。

次のページをお願いします。48ページです。

第12条の次に、指定居宅介護支援事業者が指定を受けた指定介護予防支援を行うに当たって、所要の規定を追加するものであり、第23条第1項中では、書面掲示の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、加えてウェブサイトに掲載することの規定であります。

48ページ、中段になります。第30条第2項中と第32条では、身体的拘束等の適正化の規

定であります。

さらに、第32条第16号ア及びイでは、利用者との面接の規定であり、次のページ、49ページをお願いします。第32条第16号イでは、指定居宅サービス事業者等との連携によるテレビ電話装置等を活用したモニタリングを行う規定を追加しております。

第35条第1項中では、特定の記録媒体の使用の見直しについて所要の改正を行うものであります。

附則といたしまして、第1条で施行期日を令和6年4月1日から適用するものとし、第2条では経過措置の規定であります。

続いて、議案書の50ページをお願いします。

議案第50号 鏡石町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布、施行に伴う条例の一部改正により、町条例の一部を改正するものであります。

51ページをお願いします。

鏡石町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中では、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤マネジャーを置くことが必要となる人員基準について、所要の改正を行うものであります。

第7条第2項中の次に第3項とし、事業者の負担軽減を図るため、利用者に対して説明し理解を得ることを努力義務とする規定を追加するものであり、第5項では、電磁的記録媒体に係る規定であります。

次のページ、52ページをお願いします。

第16条第2号の次に身体的拘束等の適正化の規定を追加し、第15号アの次に、指定居宅サービス事業者等との連携によるテレビ電話装置等を活用したモニタリングを行う規定を追加しております。

第16条第29号中では、「地域包括支援センターの設置者である」を加える規定であります。

第25条第1項中では、重要事項の規定の改正で、書面掲示に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するようにする規定であります。

次のページ、53ページをお願いします。

第32条2項中では、保存記録や身体的拘束等の規定を追加するものであります。

第34条第1項中では、特定の記録媒体の使用の見直しについて所要の改正を行うものであ

ります。

附則といたしまして、第1条で施行期日を令和6年4月1日から適用するものとし、第2条では、経過措置の規定であります。

以上、一括上程されました2議案につきまして、提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま第49号と第50号の2つの議案が一括上程されまして、これ、それぞれにおいてはいわゆる省令の改正に伴う我が町の条例の改正だというふうに認識をいたしました。以前からいただいています説明資料、新旧対照表で私はいつも見ているんですけども、それで第49号の第4条の規定が2が追加になりまして、簡単に言うと、介護予防支援事業者にケアマネジャー1人を置かなくちゃならないという項目が追加になったというふうに認識をいたしました。実際、これ、我が町においては恐らく鏡石町地域包括支援センターだというふうに理解をすれば、今まではケアマネジャーを置かなくてもよかったというふうな規定だったものが、今年4月以降は必ずケアマネジャーを1人は置かなくちゃならないというふうに読み取れるものだと認識をいたしました。

今の実際の包括を見ますと、この前、所長さんが替わられたりして、前の方も今の方も私も長い付き合いなのでよく分かるんですけども、前の方はケアマネジャーを持っている人だったしよかったんですが、今の人は多分ケアマネジャーがあるのかどうかちょっと私は分からないんですけども、その辺の実態は今どうなっているのか。

そしてまた、これが4月になってしまうと、ここに書いてあるとおりケアマネジャーを置かなければならないとなると、やはりまた人の異動とかが必要になるのかなというふうに考えられるので、現状で既にこの基準を満たしているのかどうか。満たしていない場合には、それこそ派遣元の岩瀬福祉会にお願いをして、こういった人を派遣してもらわなくちゃならないということになりますから、その辺どのようにお考えなっているのかお尋ねをいたしたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉子ども課長（菊地勝弘） 9番議員、吉田議員の質疑にご答弁申し上げます。

現在ございます地域包括支援センター、こちらには今年度から1人増えまして5名の職員体制で運営をしているところでございます。その中で、ケアマネジャーという者が2名ございますので、今現在もこの基準は満たしていると。新年度、令和6年度の体制はまだこちらには情報が入ってきておりませんが、その辺の支援体制はできているのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第49号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第49号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第50号 鏡石町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第18、議案第51号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） ただいま上程されました議案第51号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書54ページをお開きください。

今回の改正につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が改正されたことを受けまして、本条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

改正文につきましては、このページの中段にありますように、第6条における入居要件におきまして、町営住宅につきましては、単身者につきましては原則入居ができませんが、法律の改正を受けまして、単身者でも入居できる条件の一つとして、法律の第10条の2を加えるものでございます。

また、附則としまして、施行日を本年4月1日からとするものでございます。

以上、議案第51号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。



これをもって討論を終了いたします。

これより議案第51号 鏡石町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、換気のため、暫時休議といたします。5分間の休議といたしますので、よろしくお願いたします。

休議 午後 2時05分

開議 午後 2時10分

○議長（角田真美） 時間になりましたので、休議前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第19、議案第52号 鏡石町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） ただいま上程されました議案第52号 鏡石町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書55ページをお開きください。

今回の改正につきましては、町営住宅の杉林団地の解体に向けまして、移転していただく入居者の家賃につきまして、従前の家賃となりますよう規定の家賃の減額を可能とするものと、少子化対策としまして、児童と同居している際に家賃の減額が現在規定されておりますが、その対象年齢を引き上げるとともにその金額についても増額し、子育て世代の負担軽減を図るものでございます。

改正文につきましては、この中段にありますように、第41条における町営住宅の用途廃止に伴う入居者の家賃の特例としまして、急激な家賃の負担が生じないよう当該家賃の減額を可能とする規定でございまして、第2項で、その金額は町長が別に定めるものと規定しているところでございます。

また、定住促進住宅の家賃を定めた第12条の別表においての家賃から控除する同居者の対象年齢を15歳から18歳に、その金額を2,000円から5,000円に改正するものでございます。

また、附則としまして、施行日を本年4月1日からとするものでございます。

以上、議案第52号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま上程されました定住促進住宅条例の条例改正案でありますけれども、第41条については、課長おっしゃったように、杉林団地からの移転後のそういった方々に対する家賃の特例だというふうに認識をいたしました。実際これは例規集とか見て調べれば分かることだと思うんですが、ちょっとお尋ねをしますけれども、実際今の杉林団地というのは幾らぐらいの家賃でそれぞれお住まいになっているのか、お尋ねをいたしたいと思えますし、今後の、これも全協で聞きましたけれども、そういった方々のお気持ちとか、あるいはいったそういった方々がどのようにお考えになって、どのような形で実際に定住促進住宅に移転するのかというふうな流れですね、そういったものについてご説明をいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず、対象の方、杉林団地にいらっしゃるの5世帯、9名でございます。幾らぐらいかといいますと、幅がありますが、5,300円から2万2,000円ぐらいの間になっております。ちょっと高い方については既定の収入割合がちょっと高めの方ですので、ちょっと高めに設定されているということでございます。

これからの流れということでございますが、昨年度来、入居者の方とは担当者がお会いしまして、いろいろとご相談をさせていただいているところでございます。全協でも申しあげましたように、いついつまでにどうしてほしいというところまではいっておりませんので、入居者の気持ちを、ただ、こちらとしましては転居していただきたいというような形だけはお示しさせていただいております。

また、その転居費用等につきましては、来年度予算の中には一応盛り込んでおりますが、当然まだ成立しておりませんので、入居者の方とはそういう点ではお話ししていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ちょっとお尋ねをいたしますが、家賃の町長が別に定めるのは、家賃が15歳が1人につき2,000円を今割引になっているのが、中学生を改めて、1人当たり5,000円を減額をするわけですね。そうすると、子供がいる人に対しては減額するんですけども、町の都合によって杉林住宅を解体するために移転をしてもらうわけなんですよ。その子供がいる以外の世帯には何ら配慮がないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 11番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

こちらは二本立てで今回改正しております、一番最初の改正につきましては、やっぱり転居していただくということで杉林の方、もう一つのほうには、杉林の方が対象かどうかは別として、定住促進に入居されている方の中のお子さんの分の控除を進めると。ちなみに、杉林の方においては、18歳未満の扶養者がいないこととなりますので、直接的には影響はございません。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 確認の意味でお尋ねいたします。全協のときも確認したんですけども、ここの2項の「前項の規定による家賃の減額は町長が別に定める」と書いてありますけれども、これはどのような考えを持っているか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 10番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

一応、金額につきましては、先ほど9番議員のときに申し上げましたように、5,300円か

ら2万2,000円という形でございます。今後どうするかということでございますが、一応、町営住宅法では毎年その収入によって計算してやりますので、こちらのほうにつきましては、杉林があるものとしまして収入金額を頂きまして改正していくという形ですので、基本的には収入が上がらない限りは、そこら辺は今のままというような形になりますので、逆説的に言うと、急激に上がってしまったときにどうするかという点についても、別に定める規則等のほうで示したいと思ひまして、なるべくそこに上がらないようにしたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の方いませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。賛成の討論ですね。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま上程されております定住促進住宅の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論申し上げたいというふうに思います。

この条例については、先ほど企画財政課長がご説明いただいたとおり、二本立ての構造になっているということであります。第41条に規定されるものについては、いわゆる杉林団地の解体により、そういった居住者に転居を促すものであり、現存の定住促進住宅に住んでいただくというための方策が盛り込まれた条例改正だというふうに思っております。

これにつきましては、私も議員になって早々から杉林団地の解体の方向性を常に執行に対して申し上げましたけれども、それから8年かかってようやくの実現になるということで、本当に画期的な、我が町にとっての大改革の一つだというふうに認識をしております。その対策としても、先ほど課長説明していただいたとおり、収入、所得を見ながらではありますけれども、家賃の特例を設けることによって、経済的負担をかけないように、今までの方々が安心して定住促進住宅に移転していただけるような配慮が十分なされている、そういったものが読める条例だというふうに思いますし、そしてまた、先ほど質疑があった41条についても、これからしっかりといわゆる細則、規則等で定めていただけるというふうに思っておりますので、それについても大いに期待ができるものだというふうに思っております。

そしてまた、別表第1第12条関係の改正でありますけれども、これもまた極めて大きな改

革であると思っております。先ほど説明いただいたとおり、子育て世帯への支援、子育て支援の一環だというふうにご説明ありましたが、まさしくそのとおりで、よく今は国でも県でも市町村でも子育て支援、子育て支援とは言うんですが、実際に子育て支援が目に見える形で現れているものがどれだけあるのかといったときに、私から見ればなかなかそれは多いとは言えないというふうに思います。

しかしながら、今回家賃の月額について、まずは15歳を18歳に年齢制限を引き上げることによって、いわゆる高校生に相当する年齢までの方々がこういうふうな補助を受けることができ、経済的にも楽になると。今やそれこそ教育にかかる、教育ですからエンゲルじゃなくてエンジェル係数というんですけれども、教育費がそういったものにお金がかかるという中で、そういった金額を軽減していただけるのは本当に助かることだというふうに思っております。年齢制限もそうですが、この減額の金額についても大きくしていただき、そしてまた、妥当な金額の変更であるというふうに私も考えておりますので、いずれにしても、この条例改正案については大いに賛成するものであります。

以上、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第52号 鏡石町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第20、議案第53号 鏡石町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） ただいま上程されました議案第53号 鏡石町体育施設条例の一部

を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書56ページをお願いいたします。

このたびの改正につきましては、現在トラック改修工事を行っております鳥見山陸上競技場と、平成26年度に人工芝コートに改修しました全天候型テニスコートにつきまして、受益者負担の観点と他の体育施設との公平性を図るため、使用料の改正を行うものであります。

次のページをお願いいたします。

改正の内容につきましては、別表第1中、1時間当たりの使用料について、鏡石町営鳥見山全天候型テニスコート1面、高校生以下無料を100円に、鏡石町営鳥見山陸上競技場、団体、専用1,050円を2,000円に、共有520円を1,000円に、個人、一般100円を150円に、高校生以下50円を100円に改めるものであります。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、第53号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第53号 鏡石町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第54号及び議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第21、議案第54号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第22、議案第55号 鏡石町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について、この2件を一括議題としたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認め、したがいまして、議案2件を一括議題とすることに決しました。

提出者から提案理由の一括説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 圓谷康誠 登壇〕

○上下水道課長（圓谷康誠） ただいま一括上程されました議案第54号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第55号 鏡石町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書58ページをお願いいたします。

まず、議案第54号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、令和6年4月より、水道行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることによる水道法及び水道法施行規則の一部改正に伴い所要の改正を行うものでありまして、鏡石町上水道事業給水条例の一部を次のように改正するものです。

第10条、第36条第2項ただし書及び第36条の2第1号中、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものでございます。

附則として、条例の施行期日を令和6年4月1日からとするものでございます。

続きまして、議案書59ページをお願いいたします。

次に、議案第55号 鏡石町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、議案第54号と同様、水道行政の厚生労働省からの移管によるものに伴い所要の改正を行うものでございます。

鏡石町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

第4条第6号中、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものです。

附則としまして、条例の施行日を令和6年4月1日からとするものです。

以上、一括上程されました2議案について提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第54号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第54号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第55号 鏡石町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第23、議案第56号 鏡石町営鳥見山陸上競技場トラック改修工事  
変更請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） ただいま上程されました議案第56号 鏡石町営鳥見山陸上競技場  
トラック改修工事変更請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書60ページをお願いいたします。

このたびの変更請負契約につきましては、令和5年9月19日に議決いただきました鏡石町  
営鳥見山陸上競技場トラック改修工事において、ウレタン舗装部分の製作後、膨れや剥離が  
散見され、補修箇所を追加したことなどから、請負額1,191万800円を増額して、変更請負  
契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財  
産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的、鏡石町営鳥見山陸上競技場トラック改修工事。

2、契約の金額、変更前2億4,970万円、変更後2億6,161万800円。

3、契約の相手方、福島県白河市新白河一丁目73番地、三金興行株式会社、代表取締役、  
金子芳尚。

以上、議案第56号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき、議  
決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 少し質問と意見を申したいと思いますが、今までも地方自治体の不正  
というものは入札に絡むことが非常に多いということがあります。そして、今までのこうい  
う業者の不正は、談合で入札をやっていたんですね。しかし、今は法律が変わりまして、談  
合に対する罰則が厳しくなって、そしてさらに、内部で談合を指摘した業者は刑罰が免除さ  
れるというふうな法律ができたんですね。それでこの談合というものが大幅に減ったのは、  
恐らく割に合わないということでやらなくなったんです。

しかし、私は、この今2件並んでいるんですけれども、それぞれに問題があると思うんで

すね。例えば、今提案された1,191万800円という増額は、非常に私としては納得し難いものなんです。先日、全協ですか、写真などを見せてもらいました。トラックのシートというんですか、あれが剥げているという説明だったんですけども、これは最初から分かっていたと思うんですね。表に出ている剥げたり何かしているのは前から分かっていたんですね。なぜそれが今になって1,191万800円の引上げになるのか。こういうことを認めていくと、入札の目的が半分殺されてしまうんですね。安い値段で落札をした、工事を請け負った、後からこういうことがありました、ああいうことがありましたということで追加をしているということになったら入札の意味がなくなっちゃうんですよ、競争入札というものがね。これは厳に厳しく対応してもらわないと困るんです。落札したんならば、変な理屈をつけて増額するんじゃなくて、赤字になってもやってもらうしかないというのが私の考え方なんです。

ですから、執行のほうでは、こういう厳しい視点でこういう事案に臨んでいかないと、入札制度というものが形骸化をしているんじゃないかということをお心配いたしまして問題提起をさせていただきます。その内訳をもう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ただいまのご質疑でございますが、今回の改修工事に係りまして、その変更する内容でございますが、ウレタン舗装部分というふうなことで膨れ、剥離というふうなお話をさせていただきました。こちらにつきましては、もちろん現状、表面上、表れている部分も当然あります。今回の増額に関する部分につきましては、あくまで表面層ではなくて、その下層部分とかその中間層部分というところで、表面層を削った後に膨れとか剥離の箇所が判明したものでございます。でございますので、この工事を進める中で、当初表明層の切削ということで削る工事を進めてきた中で、改めて全協の中でも図面等でお示しをしましたが、262か所というふうな箇所で膨れ、剥離というものが発見されたといったものでございます。

でございますので、どうしても当初の設計段階の現場の確認状況から、どうしても判明、分かるものではなかったというふうなことで、こちらのほうも確認のほうをさせていただきます。今回、変更契約というふうなところで進めておりますので、ご理解をいただければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 先ほど円谷議員から質疑があったこと、また意見があったことというのは本当に極めて大事なことだと私も同じ認識であります。そういう中で、しかるべき理由があり、そしてまた町民の多くの方々が納得できる理由があればこれは認められることだというふうに思いますので、そういったことでの答弁をということでお願いをしたいというふうに思います。

先ほど教育課長から下層部分ですね、表面を削った後に出てきたところが増えたということで致し方ないんだというふうなことだと思うんですね。当初の最初の話だと90か所ぐらいだったということで全協で説明があり、そして表層を削ったら実際には262か所ですから、何ぼだこれ、172か所ぐらい新しいところが出てきたということですよ。ですから、その図面を私どものほうにも頂いておるわけです。実際、私も分からないんで教えてほしいんですが、表面的に見えるところが90か所ぐらいあったと。しかし、下層部分、表面が何でもなくたって内側が修繕を要するところが170か所ぐらいあったということなんで、その表面があんまり分からなくて中が傷ついているということは、これはどういうときにこういうふうになるのかなというふうに思うんです。

何でも物はそうですよね。表面が何でもなくても内側が駄目だとか、元が腐ったりとかそういうこともありますから往々にしてあることだと思うんですが、例えばこれ図面を頂いていますけれども、最初の見積りの段階のときの図面と増えたところの図面というのは、本来であれば出さなくちゃいけないはずですよ。要するに、例えばこれ赤丸でいっぱい書いていますけれども、例えばこういうところを想定して入札をしてやりましたと。しかし、ここが改善すべきだとなれば、こういうところに増えたんですよというのを本当はこれ、私もそのときに言えばよかったですけれども、そういう資料を基にして提案すれば、私はなおさらよかったのかなというふうに思うんです。

大きな意味からいうと、これ最初3億円という大体大きな予算の中からできるだけ小さい、それこそ安いところで入札できたんで私もすごい喜んでいたのが、やっぱり今、円谷議員おっしゃったみたいに、入札安く取ったとしても、安くというか、町に負担かからない形でやってもらったとしても、こういうふうなやはり増額をしまして元に戻ったんでは仕方ないんで、ですからやはりその説明を尽くすということが私は大事だと思っています、重ね重ね。ですから、もともとに予定されていた90か所の図面、もらっているのかもしれませんがけれども、それとこの新しく増えたところのそれがはっきり分かるような図面を出すべきではないのかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） 9 番議員のご質疑にご答弁を申し上げます。

今回、変更契約に当たって、全協で資料を提出させていただきました。今回あくまでその不具合箇所262か所の図面だというふうなところでご説明をしたわけですが、確かに設計の段階での施工箇所を示したものではございません。確かに分かりづらいものであったかなというふうには思っております。その辺につきましては大変申し訳なかったかというふうに思っております。

なお、新たな図面といいますか、あくまで当初設計の段階におきまして、表面上で確認できる部分というのがウレタン舗装部分の切替え部分といいますか、ウレタン舗装部分とそうでない部分がどうしてもその隙間がございますので、そこに水分等が入りまして膨れ、剥離などが表面上すぐ分かるようになってございます。

ただ、今回、不具合箇所の追加というふうなことで出させていただいたものに関しましては、下層部分といいますかコンクリート部分、その基礎の部分という言い方が正しいのかどうかのちよっとすみません、あれなんです、その基礎の部分とウレタン舗装部分の間で、どうしても年数がたってしまうと、ある程度その水分といったものがその間にたまって、膨れ、剥離が起きるものでございます。

ですので、どうしてもこちらにつきましては、ある程度年数がたったウレタン舗装部分につきましては、そういった事象が起きるというふうに私らのほうでも確認をしております。どうしてもそうしますと、その表層部分を剥がしていかないことには、そういった箇所がなかなか確認できないといったことがございまして、今回このトラック改修工事を進めるに当たりまして、そういった箇所が散見されたことから、改めまして検査をしまして補修のほうの追加を行ったものでございますので、その点についてはご理解をいただければというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9 番、吉田議員の再質疑を認めます。

〔9 番 吉田孝司 登壇〕

○9 番（吉田孝司） 今、課長から説明いただきましたが、ちょっと別な角度といいますか単純な質疑をします。今これ実際262か所、そのうち何回も言います、170か所ぐらいは表面を削ったら出てきたところだと。実際それはある程度はもともと予期していたのかどうかということなんです。それについてはどうか。それについてのお答え次第によっては再質疑しなくちゃいけないんで、お答え願いたいと思います。

○議長（角田真美） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） 9番議員のご質疑にご答弁を申し上げます。

今回の不具合箇所の追加部分でございますが、あくまで当初におきましては、どうしても見える部分のみの補修というふうなところで当初設計を組んだものでございましたので、当初の設計の中ではそういった部分につきましては計算の中には入れてございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員の再々質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 今回の課長の答弁だと、そういうことを想定はしていたのか、していないのかということよりも、実際にしていない状態で、恐らく予算といいますか、最初の当初の計画をしたんだと、契約を結んだんだと思うんですね。これからの、これをですね、今回のことはもうある意味仕方ないのかなという部分もあるんですが、先ほど申し上げたように、蓋を開けてみればということは何でもあります。ですので、例えば掘ってみたらこういうふうなことだった、だからこうしてほしいということも確かに分かるんですが、しかし、恐らくある程度こうなっているんじゃないかということで、そして、そういったものまで含めて、やっぱり先ほど円谷議員が言ったみたいに、そういうことも含めて契約をしてもらおうと。もちろん分からないもの、例えば掘ってみたらすごい補填すべき箇所があって、それこそもっともって何億もそれにかかるんだなんて話になってしまう可能性もないわけでもないですが、しかし、ある程度そういったことも想定しながらやっていかないと、私はこういうふうなことがやっぱりこれからもこういうことが続いてしまうと。

要するに、取りあえずやってみました、始めてみました。そしたら、やっていく中でここがこうだからということで、やっぱり出てきちゃったから直さなくちゃならないなと分かるんですけども、実際にそれは例えばどの業者に最初仕事が落ちたとしても、同じことは起こるとは思うんですが、ただ、やっぱりある程度もう少し想定範囲内ではなくて、やっぱり想定外のことが起こる。逆にそれまで想定してやっぱりやる必要があるというふうに思いますので、その辺について、これは終わっていないですね、これは仕方ないとして、今後どのようなお考えかをお尋ねして終わりたいというふうに思います。

○議長（角田真美） 再々質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） 9番議員のご質疑にご答弁を申し上げます。

今後、同じような改修工事等があった場合、確におっしゃるとおり、ある程度設計の段階で改修する箇所といったものを調べまして、設計のほうの積算をしていくといったことになりますので、そういった場合にはもちろんどれぐらいのことが想定されるかどうかとい

たところにつきましては、その改修工事の内容にもよりますが、設計業者などもちよっと細かい打合せなどしながら、そういったことを想定しまして、今後につきましては注意してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑はないようですので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第56号 鏡石町宮鳥見山陸上競技場トラック改修工事変更請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（角田真美） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第24、議案第57号 借俣池浚渫工事変更請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） ただいま上程されました議案第57号 借俣池浚渫工事変更請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書61ページをお願いいたします。

このたびの変更請負契約につきましては、昨年9月19日で議決いただき、本年3月27日工期で、緊急浚渫推進事業として、久来石地内の借俣池の浚渫工事を進めたところでございます。今般、工事の施工に当たり、試験結果から池の堆積土の固化処理に用いる固化材を当

初の生石灰からより固まりやすいセメント系固化材への変更に伴う増と、池の浚渫に当たり、重機が安定した状態で池の堆積土の浚渫施工するために敷き鉄板を使用することによる増、その他、現地精査により支障木撤去等の施工数量の増減に伴うものでございます。

請負金額3,179万を増額したく変更請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、借俣池浚渫工事。

2、契約の金額、変更前5,049万、変更後8,228万円。

3、契約の相手方、福島県須賀川市岩渕字明神前141番地の1、株式会社渡辺建設、代表取締役、渡辺正広。

以上、議案第57号について、提案の説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしく申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） お尋ねをいたします。これも前の事案と同じく非常に業者に対して甘い入札をやっているんじゃないかというふうに私は見ております。やはりこれから執行の皆さんは、業者と対峙してもらうに当たって、議会がちょっとうるさいんだと、こういうのを理由づけとして、こういう甘い対処をやめてもらいたいんですよ。

例えばこの金額の差は、前よりそのパーセンテージからいうとはるかに、パーセント、実態額でも多いですね。非常にこれパーセンテージが大変な量ですね。金額ですね。これは本当に3,179万円ですか。5,000万の契約が3,000万も上乘せになるんですよ。これは本当に見積りが間違っていたのか、間違っていたら再入札すべきなんですよ、これ。別な材料が計算で変わったから、やり直しすべきですよ。そうでないと、こういうことやっていたら、入札制度なんて崩壊してしまうんじゃないですか。安過ぎてできないから上乘せしますということが認められるとするならば、これは入札制度の崩壊です。こういうことを繰り返していたら業者になめられてしまいますよ。駄目ですよ、こんなことやっていたら。パーセンテージはすごいんじゃないですか、これ。5,000万に対して3,179万円も上乘せになっているんですよ。こんなことやっていたら駄目ですよ。

そして、今、固化材が石灰系からセメント系になったというんで、この単価はわかりますか。計算してあるんでしょうね。それを明らかにしてください。前の石灰でいった場合は、

固化材が何ぼかかった、今度はセメント系の固化材にしたら幾らかというのをちょっと教えてください。

以上です。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 11番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

今回大きな金額の増額になったということでございます。設計段階ではなかなか、前も申しましたように、試験結果が出ない関係上、量的な部分もちょっと見えなかった分というところで、という状況でございました。なお、当初、生石灰の数量が前にお示したように360トンを使用し、セメント固化材については646トンという形で使用進めたいと思います。ただ、こちらセメント固化材については、敷き鉄板と合わせた中で、また追加でのセメント固化材もしながら行っております。

設計については、逆に単価的としては1トン当たり3万4,000円の直接工事費が3万4,000円、さらにはセメント固化材については1トン当たり3万ということで単価的には安いんですが、その分多くの量を使うという状況になります。その関係で量的な部分の増加ということで固まるということです。

なお、こちら変更した大きな中身としますと、池を乾かして行くと非常に安い材料で、増量でも済むんですが、何せ借俣池につきましては水田利活用、さらには近隣に蔬菜のハウスがございます。そちらの営農の不具合にならないような形で、早めに堆積土を除去してスピーディーに行って、令和6年の作付に間に合うような形で施工した関係がありますので、その関係でちょっと固化材をちょっと多めに入れながら確定させたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 借俣池の浚渫工事の変更請負契約の締結についての審議であります。今回の一番ももとの現況という言い方は変なんですけれども、何でこんなことになっちゃったんだということのももとの遡ってみたいと思うんですね。そうすると、課長、前、全協で説明していただいたように、この池の設計は令和4年途中ですか、これ、令和4年度中に設計されたんですね。令和4年度中に設計したものを、課長答弁いただいたように令和5年の9月の我々がそこの議会で通したわけなんですけれども、それは承認したんです。その責任は感じていますが、実際に令和4年度中に設計してこういうふうになったと。今回、実際、



池の水を抜いたといいますか、やってみたらこういう状況だということでの変更請負契約なんですね。

元の話に戻ると、水抜きした状態で設計を行うことができないというのがもともとの原因ですよね。今回の増額、これだけの3,000万。じゃ、水抜きできないのはなぜか。この水を使って農業をやっている人がいるから水が抜けなかったということなんです。じゃ、水を抜いてやっていたらどうなっていたんだということになってくる。そうすると水を抜くとすると、何回も逆に言えば、水をもらって農業やっている人たちが農業できませんから、今回もそうだと思うんですが、それに対する補填をしてということになる。

じゃ、今回3,179万の増額ですけれども、もし農業を休んでもらって、この金額で賄って水を抜いてやっていたらどうだったんだというふうな質問が出てくるんですよ、疑問が湧いてくるんです。もしそっちのほうが安上がりでなかったのという話なんですよ。その辺についてはどうお考えか、お尋ねをいたします。現実こうなっちゃっておりますから、もしもとか、たればは言いたくはないんですが、そこがもともとのところが令和4年度中の設計したこと自体がおかしいんじゃないかと私は思っていますので、そこをちょっとしっかり説明いただきたいというふうに思っています。ですから、重ね重ねですけれども、今回の増額契約の分をもし補填に回したらどうだったんだという話です。

以上です。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

さすがに設計の段階ではちょっと水が抜けない状況で設計ということで大変難しい状況でやっておりました。もし水を抜いて設計をできればということでございます。実際、今回施工に当たっては、当然ながら水を抜いて施工しております。その関係で近くにあるハウスのキュウリだったりとか小松菜をやっている方、農業者にもご迷惑をかけながら行っております。

今回、水を抜いてやった場合ということで、今回の実際の金額でございます。12月補正でご可決いただきましたが、農業の休止補償として1,320万は補償というふうに出てきますので、水を抜いてやれば、またその分は1,300万ぐらいは当然ながらかかってくると。当然ながら工事の中でも同じく1,300万はかかってくるという形ですので、プラス1,300万程度は当然ながらまたかかってきた状況と。そういう意味だと3,000万はちょっと多いという形になってきますが、池の中に入っていく関係で、どうしても池底までうまく固化していない。今回、こちらでもセメント系を使いましたが、それでもなかなか固化しない時期もあります

ので、重機の安全確保をしながら、作業の安全を確保しながら今回固化材もちょっと多めに  
入れている状況がありますので、そういう意味では、その辺も含めての今回の増額変更とい  
う形でありますので、ご理解いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員の再質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 課長、ご答弁いただいたことは理解をしています。これですね、だから、  
設計を令和4年度中にやって、もしそのときに今回のように補償金を払ってやっていけばと  
いうことは、いずれしても、いつ水を抜いても補償金はそのときにかかるわけで、例えば1  
年、2年と長く、もし、どのぐらいで終わるのか分かりませんが、期間に応じてやら  
なくちゃならない、補償しなくちゃならないでしょうから、かかるのは分かりました。

やっちゃったことはこれはどうしようもないので、ごめんなさいということになっちゃう  
かもしれませんが、この工事のそもそもの設計、あとその状態で契約をしたというこ  
とがやっぱり反省しなくちゃならないことなんじゃないかと私は思うんですね。要するに、  
水がたまった状態でやってみて、水抜いたらばこうだったと。先ほどのあらゆることを想定  
してやってはどうかという先ほどの鳥見山のトラックの話もしましたけれども、もっと池の  
工事というのは、これは池だろうと川だろうと何でもそうなんでしょうけれども、水が張っ  
てあるものを水抜いたらば、中が想像はできただけけれども、実際にはこうだというのはある  
のは分かるんですが、やっぱり本来であれば水を抜いて設計をかけて、補償額を払ってでも  
ですよ。その上で工事をしていけば、ちゃんとこういった変更があったとしてもそれは認め  
られるものだったと思うんですが、しかし、最初の設計自体がもう何回も言っちゃ悪いで  
すけれども、ブラックボックスなんですよ。水を抜かない状態で契約をしたで済むわけがない  
んですよ。何回も言いますが、それを通した我々議会にも責任はありますが、しかし、そう  
いったことが私は誤りだったんじゃないかなと今さらながら思います。

私も知識がないものですから、令和5年9月には賛成をしましたけれども、こういった質  
疑をしませんでしたけれども、しかし、こういったことはやはり教訓にしくちゃいけない  
と私は思います。なので、その辺についてどう考えるかお尋ねをしたいのと、あと具体的な  
話、もうこれはこれで進めるしかないという部分も理解はしています。そういう中で、堆積  
土ですね、堆積土の固化材を生石灰からセメント系にしちゃうと、これ使えなくなるという  
ことで、この処分というか、これどうするんだって話、この費用も含めて入っているのかど  
うか分かりませんが、池の堆積土、もともとであれば、これは前の説明だと町に残土を設置  
する、保管するというんですか、そういった話の説明があったと思うんですが、今度セメン  
トで固めちゃうんだと思うんですが、これは結局、産業廃棄物みたいな感じでごみとして処

理しなくちゃならないのかなというふうに私は思うので、ちょっと私は専門家じゃないんで分からないんでこの辺どうするんだという話なんですね。この辺、今単純な疑問がありましたので、ちょっとその辺についてお答えをいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（角田真美） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 9番議員の再質疑にご答弁をします。

まず、1点目の今回のやつを教訓にすべきというご意見でございます。今回大変大きく増額なってしまったという状況です。池の中はなかなか見えないのも正直な話でございます。今年、そのほかに2つの池についての浚渫に向けて設計を行っております。こちらについては、ハウスとか近隣がなくて池を9月、水稻が終わってから抜いている状況で、それから設計を行っている状況でございます。

それも含めまして、今後、そういう分からない点にはついてちょっと精査をしながら、設計も慎重に進めていき、なおかつ施工に当たっても業者と綿密に調査をかけながら進めてまいりたいというふうに考えております。

2つ目の今回、固化材で固めたセメント材ですので、基本的に残土という形で処分する形になります。こちらにつきましては、久来石地区の城ノ内地内に今、町有地がございます。そちらのほうのところに残土捨場ということで整備をさせていただいております。こちらの整備をしながら、そちらのほうに今回の浚渫の残土ということで処分するという形で行うことになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員の再々質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 私に与えられた最後の質疑の時間でありますから、私の思いを最後に言っておきたいと思います。先ほど課長答弁、真摯な答弁だと私は思います。というのは、もうこれを引き返せなくなっちゃっているんですよ。ですから、これはこれとして、私も後で実際は賛成すると思います。しかし、その前にちょっと教訓でありませぬけれども、ちょっとご意見番ではないですけども、ちょっと厳しく言っておきます。

今回の工事については、やはり最初の計画、見積りといいますか、その最初の設計自体に私は問題があったんじゃないかと。そして、逆にこの状態でもし例えば仮に入札をして工事をやるとすれば、どの業者でも増額の変更契約になることが見込めるような工事だったという事は明らかです。にもかかわらず、この契約をしたということは、私は議会人としても

反省したものとして反省しておりますし、同時に、それについてもよくよく執行の中でも考えていただきたいというふうに思います。

今回、池の改修ということです。池の浚渫ということですが、底なし沼というような言葉があります。まさしく今回のこの工事の変更というのは、池ですけれども底なし沼と同じ状況です。要するに増額の費用がどれだけかかるか分からない状態で始まった工事。もしかしらば、このぐらい3,000万、60%程度だと思んですが、このぐらいの増額で済んだからいいと思うのか、こんなにかかっちゃったからと思うのか、これは分かりませんが、明らかに増額になることが見込める、こういったものをやはり最初の設計の段階で、私はやるべきではなかったのではないかと考えております。

ですから、私も注意します。今後、こういった特に増額の変更が明らかに見込める、そしてまた、その額の幅が大きいようなものについては、私も議会議員として再三再四注意していきたいというふうに思うんですが、そのことに対して、執行としてどのようなお考えでおられるか。今回のこの一連の経緯、今日質疑させていただきましたけれども、それについてどのように思われるか。これは、町長としての答弁を賜りたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

○議長（角田真美） 再々質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 9番議員の再々質問にご答弁を申し上げます。

私も前議案の11番議員の質問にもありましたけれども、今回の議案第57号につきまして、もともとのいわゆる設計、専門業者に設計を委託して、専門業者の設計を基に入札をしているというような状況でございますが、もともとの設計を精査しなければならない。そしてなおかつ、現場をより以上に確認をしていかないと、このような事態を招いてしまうというふうな状況があるのかなというふうに私も思います。

いわゆる設計の中で、そちらを受けて安くできたというような状況の中で、途中で増額の変更をするというのはあり得ない話でありまして、いわゆる客観的に見て突然の事故であったり、不良の予想もつかないものが出てきたというふうなことであれば、第三者もそれに納得するでしょうが、そういうことのないような状況、ある程度予測ができるところは、より現地を確認しながら設計を精査して入札に付さなければならないなというふうに思いましたので、今回の2議案、ご指摘いただきましたいい事例だというふうに思いますので、これを前例として、再度これからこのようなことのないように注意したいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上で、私の答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありますか。

10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 町長が答弁したんで、なかなか指摘しづらいんですけども、一応先ほど吉田議員からもあったように、まず設計ですよ。設計段階で、私は設計のミスではないかと思っております。それで1点、聞くのもおかしいんですけども、その生石灰ですね。水があるときに生石灰をやって、どのように固まるのかという、そういうのは設計業者がやったのかと、現実的にそういう施工をやったことがあるのか、やったことがあってその設計をしたのか、その辺が一番聞きたいんですよ。

それと金額ですよ。普通、増額というところこんな大きな増額はないんですよ。私も前に勤めていましたけれども、こんなに大きな増額は普通はしません。今は議会もおとなしいんであれですけども、昔の議会だったらもうこれ否決ですよ、もう完全に、ぐらいの案件です。

そういうことで、設計業者が専門業者と言いますけれども、そういう試算的に、水があって生石灰を一部分でもいいんですけどもやって、それが固まるというのをそこまでやったかどうかと、実際設計をして施工したところがあったかどうか、それをお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

今回の設計した業者ですが、令和4年度に設計いただいたところです。こちらの業者については、特に農地側の設計を行う専門の業者でございまして、そちらができるものということで指名業者ということで指名競争入札で行ったところでございます。その中での設計に当たって検査、試験を行ったかということでございます。生石灰を使うのは一般的にため池であると、再利用も含めて生石灰を使つての固化材ということが一般的という形でのものございまして、それを基にして設計をしたということでございます。

今回のその関係、再々になって申し訳ございませんが、詳細な試験、実際に池の土を取って、池ごとに当然物が違いますんで取って、状況をそれぞれ、いろいろ箇所も必要になってきますから、その箇所を取って全部やったかという、ちょっとそこまで水があった関係でできなかったという状況です。そういうことで、本来は数多く試験をして、その場所場所によっては添加剤も添加量も決めていければ一番間違いのない設計になっていくのかなというふうに感じております。そういう形ですので、ご理解いただきたいと思います。

また、その業者の形かなと思いますが、今回も渡辺建設が取っております。基本的にこち

らの池の浚渫につきましては、専門的な業者は特にごいませんので、一般的な土木の業者ということで競争入札、制限付一般競争入札という形で行っております。その中で要件を具した業者による入札ということで行ったところでございます。

参加した業者についても4業者ですか、入札をいただいて、5回行ったということでございます。再々になりますが、うちのほうでも設計の段階でもう少々詳細な設計ができていれば、このような大きな増額にならなかったのかなと感じます。それについては当然反省すべき点だなというふうに感じておりますので、それをご理解いただきながらよろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

円谷議員の再質疑を認めます。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 最後になるかと思うんですが、参考までに農家の立場として一言言わせてもらえば、いわゆるハウス農家の都合を考えたためにこのようなことになったみたいな話をされているんですけども、私は考えれば、そんなに農家というのはもうかっていないんですよ。ですから、十分に話し合いをすればハウスは何回も作れるんですね。その中の一作くらいを駄目にするための補償だったらば、そんなに巨額な金額にはならないと思うんです。ですから、ぜひ農家と十分にハウスの被害を、影響を少しでも少なくするような方法を取ってやれば、補償金を出してもその時期をずらした仕事ができるんじゃないか。まして、今まで何十年も浚渫なんてやっていないんでしょうから、これをやるわけですから、若干時期が1年、2年遅れたとしても、私は農家の都合にあまり影響しないような時期を見て作業できるんじゃないかと思っておりますので、もう少しその辺を農家と十分話し合いをしながら、この種の事業は進めていただきたいということを要請いたします。

以上です。

○議長（角田真美） 意見で結構ですか。はい、分かりました。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） なければ、質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第57号 借俣池浚渫工事変更請負契約の締結についての件を採決いたします。  
お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（角田真美） 挙手多数であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

ここで換気のため5分間休議いたします。5分間ですからちょうど半になります。3時半まで休議いたします。

休議 午後 3時24分

開議 午後 3時30分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第25、議案第58号 令和5年度鏡石町一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

[副町長 小貫秀明 登壇]

○副町長（小貫秀明） ただいま上程されました議案第58号 令和5年度鏡石町一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書62ページをお開きください。

このたびの補正予算につきましては、町税等の増収や国の補正予算対応及び事業完了による予算整理並びに繰越明許費、地方債に係る補正予算でございまして、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,574万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億9,395万3,000円とするものでございます。

第2条につきましては繰越明許費の補正、第3条につきましては地方債の補正でございます。

65ページをお開きください。

第2表、繰越明許費といたしまして、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名が社会保障・税番号制度導入事業、金額につきましては1,471万3,000円のほか9件、合計いたしまして1億6,655万2,000円を翌年度予算に繰り越して執行するものでございます。

次のページ、66ページをお開きください。

第3表、地方債補正でございます。1、変更といたしまして、起債の目的、県営高久田地区経営体育成基盤整備事業費の限度額を1,530万円を1,630万円に増額変更するものでございます。

補正の詳細につきましては、70ページからの事項別明細書に基づきましてご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫秀明） 以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議をいただきまして議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 81ページなんですけれども、6款の農林水産業費の中、そして、水田収益力強化事業の中の鏡石町地域農業再生協議会負担金として887万9,000円ということで計上されています。この鏡石町地域農業再生協議会というのは、たしか農家さんだけではないですよね、このメンバーといいますか、構成メンバーで。その中でも水田収益に特化した事業ということで、負担金ということで900万近く出ていますけれども、これは、この協議会の負担金としていますが、水田収益力強化事業として具体的な事業内容としてはどういったことなんでしょうか。

○議長（角田真美） 執行の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 吉田光則 登壇〕

○産業課長（吉田光則） ただいまの8番議員、込山議員のご質問にご答弁申し上げます。

81ページ、番号、5145番、水田収益力強化事業、このうちの鏡石町地域農業再生協議会負担金の887万9,000円に対するご質問というふうなことだと思います。

こちらの財源としまして、今回、同じように補正のほうを計上させていただいておりますが、73ページの県補助金の1節農業費補助金824万6,000円、説明欄52番、福島県農産振興事業補助金の824万6,000円が大きな財源となっております。

事業の内容的には、こちら福島県の畑地化促進事業への補助金というふうな内容になっておりまして、水田を畑地化する際に改良区を、平たく言いますと抜けるための精算金というものが必要になってきます。この補助金を地域農業再生協議会を通じて違約金を土地改良区へ支払いを行うというような内容になっておりまして、こちらの支払いのためにこの再生協



議会へ一度経由をして再生協議会から支払いをというような事業内容になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 今回の質問と関連しますけれども、畑地化のために土地改良区に納めると。その畑地化という場所と面積というのはどこなんですか。質問します。

○議長（角田真美） 執行の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 吉田光則 登壇〕

○産業課長（吉田光則） 10番、小林議員さんのご質疑のほうにご答弁させていただきます。

今回、畑地化のほうの事業に取り組む面積のほう、こちらおおよそ8町6反歩、8万6,000平米程度になってきます。場所に関しましては、鏡田豊田地内であったり、緑町地内であったり、もともと水田だったところで牧草を栽培しているような田んぼですとか、あるいは笠石原町地内、久来石城ノ内地内、成田池の台のほうとかというふうなところで、水持ちが悪い水田でとかといった条件で、水田で使うのになかなか苦勞をされていて、水がかからないとか、そういったところの水田が今回申請対象というふうな形になっています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第58号 令和5年度鏡石町一般会計補正予算（第8号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。

本件について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号及び議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第26、議案第59号 令和5年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び日程第27、議案第60号 令和5年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） ただいま一括上程されました議案第59号 鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第60号 令和5年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の88ページをお願いいたします。

初めに、議案第59号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、一般被保険者療養費の給付実績に伴い増額するもので、歳出予算を組替えし調整することから、既定の歳入歳出予算の総額に変更はございません。

詳細につきましては、92ページの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（根本大志） 94ページをお願いいたします。

続きまして、議案第60号 令和5年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、保険料実績見込み及びそれに伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ238万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,575万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、100ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（根本大志） 以上、一括上程されました議案第59号 令和5年度鏡石町国民

健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第60号 令和5年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第59号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第59号 令和5年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第60号 令和5年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第28、議案第61号 令和5年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました議案第61号 令和5年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の104ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、令和5年度の介護サービス給付費や介護予防サービス費の実績見込額が減額することが推測されることによる補正予算でありまして、既定の歳入歳出予算の総額から2,143万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,339万5,000円とするものです。

詳細につきましては、事項別明細書の110ページから説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 以上、議案第61号につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第61号 令和5年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第29、議案第62号 令和5年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） ただいま上程されました議案第62号 令和5年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書121ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、国の補正予算に係る事業の増額と事業実績に係る減額に伴う補正予算となります。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ785万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,665万6,000円とするものです。

第2条では、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費と、第3条では、地方債の補正等を行うものでございます。

124ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。こちら記載のとおり1,600万円を次年度に繰越しを行うものでございます。

第3表では、地方債の補正としまして、限度額を2,430万から3,180万円に変更するものでございます。

歳入歳出の詳細につきましては、128ページからの事項別明細に基づいてご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（根本 博） 以上、議案第62号につきまして提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第62号 令和5年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 次に、日程第30、議案第63号 令和5年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） ただいま上程されました議案第63号 令和5年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書132ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、令和5年度の育英資金の貸付額の確定及び育英資金への寄附によるものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ237万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ325万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、138ページからの事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○教育課長（大河原正義） 以上、議案第63号について提案理由をご説明いたしました。ご審議いただき議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第63号 令和5年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第64号～議案第73号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（角田真美） 日程第31、議案第64号 令和6年度鏡石町一般会計予算から日程第40、議案第73号 令和6年度鏡石町下水道事業会計予算までの10件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、議案10件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） ただいま一括上程されました議案第64号 令和6年度鏡石町一般会計予算ほか議案第65号から議案第71号までの令和6年度特別会計予算7件及び議案第72号 令和6年度上水道事業会計予算並びに議案第73号 令和6年度下水道事業会計予算の10件

につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、令和6年度鏡石町一般会計予算書の1ページをお開きください。

議案第64号 令和6年度鏡石町一般会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億4,000万円と定めるものでございます。

第2条の債務負担行為につきましては、6ページをご覧くださいと思いますが、第2表といたしまして、自治体システム標準化事業につきまして、令和6年度から令和7年度までの期間で限度額を1,722万6,000円に、中小企業制度資金利子補給事業につきまして、令和6年度から令和9年度までの期間で限度額を745万円と定めるものでございます。

第3条の地方債につきましては、同じく6ページ、第3表といたしまして、災害対応型LPガスバルク供給システム設置事業費ほか9件につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきまして定めまして、1ページに戻っていただければと思うんですが、第4条、一時借入金につきましては、借入限度額を5億円と定めるものでございます。

また、第5条におきましては、歳出予算の流用の範囲について定めるものでございます。

次に、2ページをご覧くださいと思います。

第1表、歳入歳出予算によりまして、歳入歳出予算の概要につきましてご説明を申し上げます。

2ページにつきましては、歳入でございます。

1款町税といたしまして16億3,945万9,000円、2款地方譲与税といたしまして7,253万8,000円、3款利子割交付金といたしまして40万円、4款配当割交付金といたしまして400万円、5款株式等譲渡所得割交付金といたしまして300万円、6款法人事業税交付金といたしまして2,600万円、7款地方消費税交付金といたしまして3億1,000万円、8款環境性能割交付金といたしまして450万円、9款地方特例交付金といたしまして2,000万円、10款地方交付税といたしまして15億4,565万4,000円、11款交通安全対策特別交付金といたしまして90万円、12款分担金及び負担金といたしまして5,949万1,000円、13款使用料及び手数料といたしまして5,391万9,000円、14款国庫補助金といたしまして7億6,647万3,000円。

3ページをお願いいたします。

15款県支出金といたしまして5億401万3,000円、16款財産収入といたしまして141万9,000円、17款寄附金といたしまして5,000万1,000円、18款繰入金といたしまして6億7,738万8,000円、19款繰越金といたしまして3,000万円、20款諸収入といたしまして1億1,230万4,000円、21款町債といたしまして4億5,854万円、22款自動車取得税交付金といたしまして1,000円、合わせまして歳入合計63億4,000万円でございます。



次に、歳出の部でございます。

4 ページをお開きください。

4 ページ、歳出でございます。

1 款議会費といたしまして8,330万8,000円、2 款総務費といたしまして7 億5,926万4,000円、3 款民生費といたしまして19億7,437万1,000円、4 款衛生費といたしまして4 億5,262万3,000円、5 款労働費といたしまして971万3,000円、6 款農林水産業費といたしまして5 億3,125万4,000円、7 款商工費といたしまして1 億859万1,000円、8 款土木費といたしまして9 億6,806万4,000円。

5 ページをお開きください。

9 款消防費といたしまして2 億7,334万1,000円、10 款教育費といたしまして6 億6,839万5,000円、11 款災害復旧費といたしまして4,000円、12 款公債費といたしまして4 億7,560万円、14 款予備費といたしまして3,547万2,000円、合わせまして歳出合計が63億4,000万円でございます。

以上を計上させていただきました。

次に、特別会計及び事業会計につきましてご説明を申し上げます。

別冊の特別会計・事業会計予算書の1 ページをお願いいたします。

それでは、別冊の特別会計・事業会計予算書の1 ページをお願いいたします。

1 ページ、まず初めに議案第65号 令和6 年度鏡石町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1 条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,900万円と定めるものでございまして、第2 条、一時借入金につきましては、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第3 条につきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものでございます。

次に、2 ページの第1 表によりまして、歳入歳出予算の概要についてご説明を申し上げます。

2 ページ、まず歳入でございます。

1 款国民健康保険税から8 款町債まで記載のとおりでございます。主なものといたしましては、1 款国民健康保険税が1 億9,110万1,000円、3 款県支出金といたしまして9 億7,913万円、5 款繰入金が1 億1,825万4,000円、合わせまして歳入合計が12億8,900万円でございます。

次に、3 ページになります。

歳出でございます。

歳出につきましては、1 款総務費から9 款予備費までの記載のとおりでございます。主な

ものとしたしましては、2款保険給付費が9億4,526万6,000円、3款国民健康保険事業費納付金が2億9,450万3,000円、5款保健事業費が3,109万3,000円などございまして、これらを合わせまして歳出合計が12億8,900万円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、飛びます。29ページをお開きください。

議案第66号 令和6年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,462万2,000円と定めるものでございます。

第2条、一時借入金につきましては、一時借入金の借入れの限度額を4,000万円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、30ページ、第1表によりましてご説明を申し上げます。

30ページでございます。

歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入まで記載のとおりでございます。その主な理由につきましては、1款後期高齢者医療保険料が1億773万5,000円、3款繰入金が3,598万4,000円などでありまして、合わせまして歳入合計が1億4,462万2,000円でございます。

次に、31ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで記載のとおりでございます。主な内容につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金1億4,150万2,000円などございまして、合わせまして歳出合計が1億4,462万2,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、43ページをお開きください。

議案第67号 令和6年度鏡石町介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,700万円と定めるものでございます。

第2条、一時借入金といたしまして、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第3条におきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、44ページでございます。第1表によりまして、その概要についてご説明を申し上げます。

44ページでございます。

歳入につきましては、1款保険料から9款繰越金まで記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、1款保険料が2億6,692万6,000円、3款国庫支出金が2億6,943万2,000円、4款支払基金交付金が3億1,294万4,000円、5款県支出金1億7,198万3,000円、7款繰入金が1億7,358万3,000円などございまして、合わせまして歳入合計が11億9,700万円でございます。

次、45ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費から9款予備費までの記載のとおりでございます。主な内容といたしましては、2款保険給付費が11億3,143万3,000円、5款地域支援事業費が4,957万9,000円などございまして、合わせまして歳出合計が11億9,700万円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、71ページをお開きください。

議案第68号 令和6年度鏡石町土地取得事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10万2,000円と定めるものでございまして、歳入歳出予算の概要につきましては、72ページ、第1表によりまして、その概要についてご説明を申し上げます。

72ページ、歳入につきましては、1款財産収入から3款繰越金まで記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、3款繰越金10万円などございまして、合わせまして歳入合計が10万2,000円でございます。

次に、73ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、1款総務費が1万4,000円、4款予備費が8万7,000円などございまして、合わせまして歳出合計が10万2,000円となっております。

以上、計上させていただきました。

次に、83ページをお願いいたします。

議案第69号 令和6年度鏡石町工業団地事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,453万8,000円と定めるものでございまして、歳入歳出予算の概要につきましては、84ページ、第1表によりましてご説明を申し上げます。

84ページ、歳入につきましては、1款財産収入から5款使用料及び手数料まで記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、5款使用料及び手数料が4,453万3,000円などでありまして、合わせまして歳入合計が4,453万8,000円でございます。

85ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで記載のとおりでございます。主な内容につきましては、1款総務費が4,393万3,000円、4款予備費が60万5,000円、合わせまして歳出合計が4,453万8,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、97ページをお願いいたします。

議案第70号 令和6年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,300万円と定めるものでございまして、第2条、地方債につきましては、100ページの第2表といたしまして、地方債の起債の目的を区画整理事業費、限度額を900万円として、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、98ページをお願いいたします。

98ページ、第1表によりまして、その概要についてご説明を申し上げます。

歳入につきましては、1款繰入金から7款使用料及び手数料まで記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、1款繰入金が1億399万2,000円、3款国庫支出金が1,000万円、5款町債が900万円などございまして、合わせまして歳入合計が1億2,300万円でございます。

99ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款事業費から4款予備費まで記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、1款事業費が9,684万7,000円でございます。2款公債費が2,544万円などございまして、合わせまして歳出合計が1億2,300万円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、115ページをお願いいたします。

議案第71号 令和6年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ562万5,000円と定めるものでございまして、歳入歳出予算の概要につきましては、116ページの第1表によりまして、その概要についてご説明を申し上げます。

116ページ、歳入につきましては、1款繰入金から5款繰越金まで記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、1款繰入金が331万6,000円、3款諸収入が230万5,000円などございまして、合わせまして歳入合計が562万5,000円でございます。

次に、117ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1 款育英資金貸付金から 3 款諸支出金までの記載のとおりでございます。主な内容につきましては、1 款育英資金貸付金が562万円などございまして、合わせまして歳出合計が562万5,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、127ページをお願いいたします。

議案第72号 令和6年度鏡石町上水道事業会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、総則を定めるものでございます。

第2条、業務の予定量につきましては、給水戸数が4,967戸、年間総給水量が130万5,605立方メートル、1日平均給水量が3,577立方メートルと定めるものでございます。

第3条、収益的収入及び支出予定額につきましては、収入の部、第1款第1項営業収益が3億2,914万4,000円、第2項営業外収益が1,089万3,000円、第3項特別利益が1,000円の合計といたしまして、水道事業収益が3億4,003万8,000円でございます。

次に、支出の部、第1款第1項営業費用が4億3,090万9,000円、第2項営業外費用が4,333万6,000円、第3項特別損失が4億5,747万1,000円、第4項予備費が110万円の合計といたしまして、水道事業費用が9億3,281万6,000円でございます。

収入の部と支出の部の差額につきましては、ページが飛びますが、137ページに記載しております余剰金で補填するものでございます。137ページに記載のとおりでございます。

127ページに戻っていただきたいと思いますが、第4条、資本的収入及び支出につきましては、第1款資本的収入の合計を9,350万円と定め、128ページをお願いいたします。資本的支出の部を2億1,979万8,000円と定め、行ったり来たりしますが、127ページに戻っていただきまして、第4条の2行目でございます。不足する額1億2,629万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億2,484万7,000円及び当該年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額145万1,000円で補填するものでございます。

128ページをお願いいたします。

第5条、債務負担行為をすることができる事項につきましては、鏡石町上水道施設維持管理業務委託、期間を令和6年度から令和10年度まで、限度額を2億9,073万円とするものでございます。

第6条、企業債につきましては、起債の目的を旭町浄水場解体工事費ほか3事業としまして、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

第7条、一時借入金につきましては、一時借入金の限度額を6,000万円と定め、第8条におきましては、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

129ページをお願いいたします。

第9条におきましては、議会の議決を経なければ利用することができない経費を定めまして、第10条におきましては、たな卸資産の購入限度額を44万2,000円と定めるものでございます。

次に、飛びまして、157ページをお願いいたします。

議案第73号 令和6年度鏡石町下水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条におきましては、総則を定めるものでございます。

第2条、公共下水道事業の業務の予定量につきまして、処理戸数3,770戸、年間総処理水量が141万4,845立方メートル、1日平均処理水量を3,876立方メートル、主要な建設改良費といたしまして、駅東関連管渠築造工事が4,080万円、下水道管路情報DX事業2,320万円、流域下水道建設負担金が615万円と定めるものでございます。

2項といたしまして、農業集落排水事業の業務の予定量につきましては、処理戸数が235戸、年間総処理水量が6万6,046立方メートル、1日平均処理水量が181立方メートル、主要な建設改良費といたしまして、管路建設改良費が50万円と定めるものでございます。

第3条、収益的収入及び支出予定額につきましては、収入の部、第1款第1項公共下水道営業収益が1億5,115万円、第2項営業外収益が1億9,355万5,000円、第3項特別利益が2,000円の合計といたしまして、公共下水道事業収益が3億4,470万7,000円でございます。

第2款第1項農業集落排水営業収益が882万円、第2項営業外収益が6,715万3,000円、第3項特別収益が1,000円の合計といたしまして、農業集落排水事業収益が7,597万4,000円でございます。

次に、支出の部でございますが、第1款第1項公共下水道営業費用が3億761万2,000円、第2項営業外費用が3,499万8,000円、第3項特別損失が2,000円、第4項予備費が100万円の合計といたしまして、公共下水道事業費用が3億4,361万2,000円でございます。

158ページをお願いいたします。

第2款第1項農業集落排水事業営業費用が6,584万5,000円、第2項営業外費用が319万9,000円、第3項特別損失が2,000円、第4項予備費が50万円の合計といたしまして、農業集落排水事業費用が6,954万6,000円でございます。

第4条、資本的収入及び支出につきましては、収入の部の第1款公共下水道事業の資本的収入の合計を3億3,726万7,000円と定めまして、第2款農業集落排水事業の資本的収入の合計を2,510万6,000円と定め、支出の部の第1款公共下水道事業の資本的支出の合計を3億7,434万7,000円と定めまして、第2款農業集落排水事業の資本的支出の合計を3,850万円と定めたものでございます。

第4条の2行目、不足する額5,047万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,047万4,000円で補填するものでございます。

第5条、債務負担行為につきましては、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございまして、水洗便所改造資金利子補給事業ほか3件の期間及び限度額を定めるものでございます。

159ページをお願いいたします。

第6条、企業債につきましては、公共下水道事業債ほか4件の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきまして定めるものでございます。

第7条、一時借入金につきましては、一時借入金の借入れの最高額が1億円と定めるものでございます。

第8条におきましては、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございまして、160ページをお願いいたします。

第9条におきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定め、第10条におきましては、たな卸資産の購入限度額を20万4,000円と定めるものでございます。

以上、令和6年度一般会計、特別会計、上水道及び下水道事業会計、合わせまして10会計の予算につきまして、その概要をご説明申し上げました。ご審議をいただきまして議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案10件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 特別会計予算書が127ページで、上水道事業会計予算の中で、第4条にあります過年度分損益勘定留保資金から1億2,484万7,000円というものを補填しますよね。この過年度分損益勘定留保資金というものは、前年度の予算書を見ると六千幾らだったわけですよ。それで、これというのは、これから見ると何か別なお財布といいますか、その留保資金というのは結局合計金額というのはいくらあるんですか。そこから補填するのに補填補填ということで毎年補填していますけれども、大きなまとまった金額の留保資金というものがあるとはでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

ここで休議いたします。

休議 午後 4時50分

開議 午後 4時54分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 圓谷康誠 登壇〕

○上下水道課長（圓谷康誠） 8番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

先ほどは、第4条の過年度分損益勘定留保資金、これをどの財源で補填するかというご質問かと思っておりますけれども、この予算書の中には、この計算のてんまつが記載されてございませんで、別台帳で今のところ整理している状況でございます。

136ページに減価償却費ですとか様々な数字載っているんですが、この中から計算した金額が令和4年度末でおよそ3億2,000万円でございます。この金額で補填していくということで、ご理解をいただければと思います。

○8番（込山靖子） 分かりました。

---

#### ◎会議時間の延長

○議長（角田真美） ここでお諮りいたします。

本日の会議時間を議事の都合によってあらかじめ延長したいと思います。

会議を延長することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長することに決しました。

---

○議長（角田真美） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） これをもって一括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております令和6年度鏡石町各会計予算の議案10件については、質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定により予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、令和6年度鏡石町各会計予算の議案10件につきましては、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員につきましては、委員会条例第5条第



2項の規定により、議長において指名いたします。

令和6年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員に、1番、畑幸一議員、2番、中島伸子議員、3番、熊倉正麿議員、4番、東悟議員、5番、根本廣嗣議員、6番、町島洋一議員、7番、稲田和朝議員、8番、込山靖子議員、9番、吉田孝司議員、10番、小林政次議員、11番、円谷寛議員の11名を指名いたします。

ここで予算審査特別委員会の正副委員長選任のため暫時休議いたします。

休議 午後 4時57分

開議 午後 5時13分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので、報告いたします。

令和6年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員長に7番、稲田和朝議員、同副委員長に5番、根本廣嗣議員が選任されました。

---

#### ◎請願・陳情について

○議長（角田真美） 日程第41、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第3号につきましては、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時14分

第 2 号

## 令和6年第3回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

令和6年3月7日(木)午前10時開議

日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(12名)

1番	畑 幸一	2番	中 畠 伸子
3番	熊 倉 正 磨	4番	東 悟
5番	根 本 廣 嗣	6番	町 島 洋 一
7番	稲 田 和 朝	8番	込 山 靖 子
9番	吉 田 孝 司	10番	小 林 政 次
11番	円 谷 寛	12番	角 田 真 美

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	根 本 大 志
福祉こども課長	菊 地 勝 弘	健康環境課長	大 木 寿 実
産 業 課 長	吉 田 光 則	都市建設課長	根 本 博
上下水道課長	圓 谷 康 誠	教 育 課 長	大 河 原 正 義
農 業 委 員 会 長	倉 田 知 典	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	佐 藤 喜 伸
農 業 委 員 会 長	菊 地 栄 助	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	草 野 孝 重

---

#### 事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	緑 川 憲 一	主 査	藤 島 礼 子
-------------	---------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

---

◎一般質問

○議長（角田真美） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

---

◇ 稲 田 和 朝

○議長（角田真美） 初めに、7番、稲田和朝議員の一般質問の発言を許します。

7番、稲田和朝議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） 皆さん、おはようございます。

前置きなしで、ごく簡単に質問いたします。

街路灯についてお尋ねします。

町のいたるところに街路灯が設置されているが、管理はどこの課のどの部署が行っているのかお聞きいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 改めまして、おはようございます。

7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、町内には防犯灯や道路照明灯などのほか、駅前地区やいわゆる旧国道、あるいは県道などの主要幹線沿いに、こちらを中心に425基の街路灯が設置されております。この街路灯は、町あるいは町内の事業所により設置されているような状況でございます。425基の設置内訳は、148基が町分、192基が組合員さん、事業所等の設置分、残る85基分が町それから町内の事業所設置者によって組織されている組合分の所有という形になってございます。

この街路灯の修繕手配などの管理全般に関しましては、町商工会で事務局を担っております。この街路灯管理組合にて行っているような状況でございます。

町としては、設置148基分の年間の維持管理費としての賦課金及び組合管理分の一部負担

を維持管理運営補助金として支出を行っている、このような状況になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） ありがとうございます。

次に、街路灯は何時に点灯し何時に消灯するのか。また、季節によって調整はされているのかお伺いします。

○議長（角田真美） 稲田議員に。これ①でよろしいのでしょうか。それとも①から④なんのでしょうか。

①でいいんですね。

○7番（稲田和朝） ①でいいです。

○議長（角田真美） ①に対して執行の答弁を求めます。

○企画財政課長（橋本喜宏） おはようございます。

7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、駅東口の階段の下りたところの街灯になりますが、ご質問にあった街路灯につきましては、グリーンロードと共通の時間で制御されておりまして、午前4時から午前7時及び夕方の午後4時から深夜の0時、午後12時となっております。明るさによりまして点灯、消灯する機器がついておりますので、設定の時間内でありましても明るさ、暗さによりましては点灯、消灯をするということでございます。

ただ、こちらの場所、後日、質問のありました後、ちょっと確認させていただきましたところ、日中でもちょっとついていてというような形がありまして、当該箇所の街路灯につきましてはちょっと故障が疑われる状況で、今業者のほうに点検を依頼しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） ありがとうございます。

私、散歩していたままたま見つけたんで、この質問をさせていただいています。

次に、鳥見山公園なんですけど、これはどちらのほうでやっているか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 改めて、おはようございます。

7番議員のご質問にご答弁します。

鳥見山公園につきましては、都市建設課のほうで維持管理を行っているところでございます。鳥見山公園内の街路灯につきましては、タイマーと明暗式の併用式という形になっております。タイマーで設定した時間内で明るさや暗さを感知しまして、自動で点灯、消灯する設定となっております。

タイマーの設定につきましては、4月から9月の期間については、午前4時30分に点灯し午前6時に消灯、再度午後6時に点灯し午後11時30分に消灯すると設定なっています。

また、10月から3月の期間につきましては、午前4時30分に点灯し午前7時に消灯、再度午後4時30分に点灯し、午後11時30分に消灯する設定となります。こちらにつきましては、季節により時間を調整し、公園利用者の安全確保に努めているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） ありがとうございます。

続いて、グリーンロードについての質問です。先週、たまたま役場の人と会ったんですけども、半分がついていて半分ついていなかったんですよ。だから、それでまた、それも質問として伺いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

グリーンロードの街路灯も、鳥見山公園同様にタイマーと明暗式の併用式となっております。タイマー式については、先ほど企画財政課長が申したように、午前4時に点灯し午前7時に消灯、再度午後4時点灯し午前0時に消灯する設定となっております。季節による調整はございません。

先ほどあったように、一部ちょっと故障状況がございました。中身につきましては、タイマーなりの制御する制御盤等、さらには明暗を感知する明暗のセンサーが若干故障が生じていましたので、そちらのほうは業者に手配をさせていただきまして、3月2日に実際には修繕が完了しておるところでございまして、その状況についても確認しておりますので、もし何かございましたら、またご連絡いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） ありがとうございます。

次に、各行政区の公園の管理のほうはどちらでやられるのか、お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 7番議員のご質問にご答弁します。

町内の公園につきましては、都市建設課で管理するもの、さらには児童公園等、福祉こども課で管理する公園等がございます。都市建設課で管理している町内の公園では、岡ノ内地内の不時沼公園と久来石公園にそれぞれ明暗式の街灯を設置しており、時間や季節での調整は行っておりません。

そのほかの町内の街路灯についても、定期的に巡回確認を行っておりますが、設置後年数が経過しておりますので、機器の不具合等で作動、設定どおりになっていないものや点灯していないものがございますので、今後も順次計画的に更新を進め、明るい町づくりを進め、町民の皆さんの安全確保を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） ありがとうございます。

今、巡回されると申しましたが、巡回は定期的あるいは不定期的の巡回でやっているのか。その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（角田真美） 執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 巡回点検については定期的に行っておりますし、また、長寿命化の関係で、5年に一度、町内の街灯については点検を行って、その状況によりまして修繕を行っていくという形でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） ありがとうございます。

今、電気代も上がっているので、定期的に巡回していただければありがたいと思います。これで質問を終わります。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員の一般質問はこれまでといたします。

---

◇ 中 畠 伸 子

○議長（角田真美） 次に、2番、中畠伸子議員の一般質問の発言を許します。

2番、中畠伸子議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） 皆様、おはようございます。本日はよろしくお願ひいたします。

早速、質問に入らせていただきたいんですけども、本日は傍聴人も来ております。前回と同じ方が来ているとは限らず、また、本日の一般質問は1階でモニター設置を行っております。放送がされているということで、私の今回の質問は、前回の私の一般質問を、教育課さんからいただきましたご説明を基につくってございます。前回は3か月前の一般質問ということですので、ざっくりと前回までの流れを先に軽くご説明申し上げたいと思います。しばらくお付き合いをお願いいたします。

前回、私は、こちらの資料を基に、鏡石町のプールは小学校低学年には深過ぎるので水泳の練習ができない。せっかくのあの鏡石町の大きなプールに入れたい。どこか1か所でいいから子供が入れるように台を常時設置してくださらないかとお願いを申し上げました。

こちらが前回も掲示させていただきました資料ですが、読み上げてみますね。令和4年度文部科学省学校保健統計調査確定値でございます。日本の小学生の平均身長を調べたものでございます。1年生男子で117センチ、女子で116センチ、2年生男子で122.9センチ、女子で122センチ、3年生男子で128.5センチ、女子で128.1センチ、4年生男子で133.9センチ、女子で134.5センチ、5年生男子で139.7センチ、女子で141.4センチ、6年生男子で146.1センチ、女子で147.9センチです。

それに対しまして、我が町の25メートルプールの水深は1.25から1.35メートル。子供でも頭の高さから顎まで10センチはあるでしょうから、それを差し引きますと、小学校5年生にならないと男女ともプールの一番低いところでも足がつかないわけです。一番深いところに至っては、6年生になってやっと足がつくという状況です。そのため、鏡石町のプールにはビート版などの浮く素材がたくさん常備してあります。このプールが子供にとって深いということは、教育課さんとプールの間でも理解があるものと思われまふ。これらは大変結構なことであると思ひます。

さて、ここまでの前回の私の一般質問でございました。ここから、その後の教育課さんにご説明いただいたことについて質問に入る前に、再度、私にご説明の機会をこの場でいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。大変重要なことでもありますので。

教育課さんより、あの一般質問後、このような説明を私にいただいてございます。説明1番、「小学校低学年のプール授業の内容は、学習指導要領によると水遊び程度のもので、大きなプールに台を据えてまで入る必要性は全くございません」、これに対し、本日は私の考えを述べさせていただきます。

先ほども言ひましたように、我が町のプールは水深1.25から1.35メートル、小学校5年生にならないと男女ともプールの一番低いところでも顔を水面から出した状態で足がつか



ません。最も深いところでは小学校6年生にならないと足がつかません。これは平均であります。つまり、平均以下の小学生も町内にはたくさんいると推察することができると思います。そのような中で、前回私は分かりやすく低学年のためと申しましたが、再度申し上げますが、鏡石町のプールは、平均で小学校5年生にならないと一番低いところに足がつかない、こういうプールでございます。小学校低学年のためだけではないということを、再度ご理解いただければと思います。

続きまして、このような説明をいただきました。説明その2でございます。「学校の授業の際には、プールフロア、赤い台、これを使っています。また、流れるプールでも授業をしています。そのほかにプールで水泳教室もやっています。このときもプールフロアを沈めています。これで十分対応しています」というものです。

さて、再度こちらもご説明をさせてください。前回の一般質問で、鏡石町のプールがもともとは高齢者の健康増進を主眼として使われたことは明らかになったとおりであります。しかしながら、その後時代が移り、学校プールを経費節減のために廃止し、町内プールで授業を行うことになりました。その説明時に、私はこう申し上げました。「町民プールすいすいできた当時は、すいすいにはこのようなことは求められていなかったと思うのです。しかし時代は変わり、今すいすいは町の幼稚園児から中学生までの水泳訓練を一手に担うようになってしまった」と。「町の子供たちの水泳訓練の全てがすいすいにかかっています。したがって、町民プールすいすいの果たす責任は、過日よりもいや応にも増して重くなっていると言わざるを得ないでしょう」と。

さて、ここで教育課さんに聞きたいと思います。学校のプール授業を全て出席して、それだけで小学校6年生の最終目標、クロール、平泳ぎを25から50メートル泳ぐことができるようになるものなのかということです。前に、たしか議会でプール授業について質問した際、小学校の1年間のプール授業はたしか1桁、授業コマ数にして5から7回くらいだったと記憶しております。これで平泳ぎとクロールができるようになるのでしょうかということです。私はなかなか難しいのではないかなと思っております。平泳ぎとクロールが25メートル以上泳げるといふ子は、相当本人と親御さんが学校、プールの授業以外のところで努力をなさっているのではないかなと推察しております。そして、そのように努力するには、水泳教室とかそういうところに通わねばならないと思います。これは結構お金がかかるものですね。

さて、次に、教育課さんからはこのようなご説明がございました。説明その3でございます。「学校のカリキュラムはずっと昔からそうであり、今に始まったことではございません。また、学校プールがなくなった分、町では町民プールを無料で使える券を配付したり、町民プールで安くプール教室を行うなど、努力をしています」と。これについて、私なりにまた

ご説明をさせていただきます。

町内にプール無料券を配付するという事業は大変すばらしいことであると思います。うちでも無料券を何枚か使わせていただいております。さて、そのときに困ったことがございました。うちには、前回もお話しさせていただいたとおり、小学校2年生と1年生の子供がおります。上の子は大きいプールに入りたがる、下の子は入りたがらないということです。どれだけビート板を渡しても浮き具をつけても、スロープのところより深いところには行けないと言うんですね。これは大変困りました。大きいプールというのは小学校3年生以下は保護者同伴と決まっておりますから。

しかしながら、今回、一般質問に際しまして、鏡石町民プールすいすいの注意事項を改めて読み返してみましたところ、これもなかなか、非常に難しい問題となっております。鏡石町民プールすいすいのホームページには、注意事項としてこう載っております。25メートルプールについて、以下抜粋いたします。「小学校4年生以上。3年生以下でも保護者同伴であれば利用可、アスタリスク、米印ですね、年齢に関らず足がつかない場合や泳げない場合など、監視員が危険と認めた場合は利用できません」厳密に言えば、足がつかない場合は、実は25メートルプールに入れないんですね。

そこでこれです。この日本の小学校の平均身長を見ますと、小学校6年生じゃないとこのプールには実は入れないということですね。少なくとも5年生以上です。では、4年生以下、幼児以上はどこで遊ぶんだと、プールで練習するんだと、こう言いますと、教育課さんからまたこのようなご説明をいただきました。「流れるプールがございます。水深は1メートル程度です」、なるほど。ちょうどいい水深だと思います、水深1メートル。これは小学校1年生からでも入れます。ただ、流れているんですよ。非常に楽しい設備であります、流れて遊べるという。ただ、流れていますから、やはりここで水泳の練習ができるかどうかということになると、なかなかちょっと疑問が残るのかなと、個人的には思っております。

さて、ここで話を戻します。鏡石町には多子家庭が都会と比べ多かったと記憶しております。私のように親御さんが1人で来て、子供が2人います。大きい子と小さい子、どちらを優先すべきかということです。さて、ここで多くの方がこう思うと思います。「そんなことどこのプールでも一緒じゃないですか。全国の親御さんがこの問題に直面していますよ。鏡石町だけじゃなくて」、そのとおりなんですね。多子家庭の親はこの問題からは逃げられないんですね。

しかしながら、ここで問題になってくるのが水深です。周りの市町村営プールの多くは小学校プールの水深に準じているということなんです。私、今回一般質問に際しまして、近場のプールの水深をあちこち確認いたしました。水深が25メートルプールで1.25メートルからのプールは、郡山から白河一帯、確認できるだけの市町村営プールを確認しましたら、現

を確認している中で、鏡石町と矢吹町だけなんです。

ここで、皆さんはこう思うかもしれません。「矢吹町も一緒ではないですか。ならいいではないですか。矢吹町はうまくやっているんでしょう」、しかし、ここで矢吹町と我が町の決定的な違いが1つございます。矢吹町では学校プールが健在なんです。学校プールもなく、市町村営プールがあるだけで、その25メートルプールが水深1.25メートルからというのは、郡山から白河一円で、私が確認した限り鏡石町だけなんです。ですので、もしかしますと、先ほどの私の一家のような問題は、鏡石だけの問題といっても言い過ぎではないのかもしれませんが。よそのプールでは、25メートルプールに親子3人で入れるのに、鏡石町民プールでは、兄弟を連れて1個のプールで済ますことができないという問題です。

ここに1レーン、1レーンでいいので、プールフロア、赤台があったら、水深は85センチから95センチ。下の子を置いておきながら、上の子にプール指導を親ができるんですね。鏡石町からもらいましたあの無料券で。あの無料券でございますが、先日の議会で、ここにおられます吉田議員と私が質問したところ、結構余っていると。小学生に配る無料券でしたでしょうか。延べ人数で1人1から2枚しか使っていないと。非常にもったいないことです。

実は、我が家も全て使い切ってはおりません。心情的に、やはり冬とかそういう季節は行きづらくなるというのと、多子家庭ではそもそもプールに連れていくということがかなり大変であるということ。それ足す、やはり恐らく、真剣にこれから泳ぎを練習したいであろう、この一番プールをリピートするであろう小学校から4年生、5年生、6年生、このくらいの方の、ある程度保障された練習場所がないということは、小学校のプール利用券が減らない要因の一つなのではないかなと私なりに推察するところであります。

さて、次にまた教育課さんからこのような説明をいただいております。「プールフロアは大変危ないものである。1レーンにプールフロアを入れても、そのすぐ隣は水深1.25メートル以上。子供をそこにに入れてプールフロアから落ちない保証がございません。また、隣のレーンの人もプールフロアにぶつかったりしたら大変危険です」と。

さて、このプールフロアでございますが、常時プールに沈めているところが白河管内に2か所見つけました。1か所が隣の矢吹町の温水プールであります。ただし、確認したところ、このプールフロアはウォーキングのためのものであり、子供の遊泳はできないとのことでした。しかし、その隣のレーンはウォーキング専用ではなく、泳ぐ人のためのものです。矢吹町温水プールに確認したところ、プールフロアを入れて10年以上、事故は確認されていないそうです。

さて、次のもう1か所ですが、今回の質問書にも載せました西白河郡西郷村の西郷村民屋内プールであります。西郷村民屋内プールさんでは、25メートル6レーンのうち、端の1レーンをわんぱくレーンと名づけ、常時40センチの台を沈めっ放しにしています。私がその台

の存在を確認しに行ったところ、ちょうど小学生の男の子が父親らしき人物とわんぱくレーンで遊んでおりました。1レーン全て、通常の日には、この日は日曜日だったんですけれども台が入っておりました。監視員の方にも、そしてその後町にも問合せを行いました。常に1レーンに台が入っており、プール授業や水泳教室の際にはさらに台を足すそうです。ちなみに、西郷村民屋内プールの水深は1メートルから1.2メートルほどとなっております。西郷村民屋内プールさんのほうでは、台を入れてから7年程度が経過、その間、事故の報告はないとのことでした。

長いご説明お聞きくださいまして、誠にありがとうございました。ここから本日の質問に入らせていただきます。

1番、西白河郡西郷村の西郷村民屋内プールを、こちら教育課さん及び皆様方のほうで確認したことがございますでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） おはようございます。

2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

西郷村の屋内プールにつきましては、先週でございますが、担当副課長と共に視察を行いまして、現地を確認させていただきました。西郷村の屋内プールにつきましては、平成28年11月に完成しまして、25メートルプール、幼児プール、ジャグジーなどがある屋内プールでございます。

先ほど、中島議員からもございましたが、水深につきましては1メートルから1メートル20ということで、本町の町民プールよりも低いプールとなっているようでございます。こちらのプールにつきましては、震災後の子供たちの運動機会の確保と体力向上などを目的に建設されました、比較的新しい社会体育施設というふうに認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ありがとうございます。

震災後、子供たちの運動不足を解消するために造られたと。この辺は私も承知しておりませんでしたので、すごいよく調べていただいたなど、新しいことを私も知って、大変今よかったなと思いました。ありがとうございます。

それでは、2番の質問に移らせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、西郷村民屋内プールが1レーンをわんぱくレーンという名前にして、常時40台の台を沈めっ放しにしております。これを皆様のほうでご存じでした

でしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

西郷村の屋内プールを視察させていただいた際に、わんぱくレーン、わんぱくコースとなっておりますが、わんぱくコースの確認もしております。わんぱくコースにつきましては、25メートルプールの1レーンを小学生低学年などの水に慣れるためのフリーコースとなっております。水深調整のための高さ40センチのプールフロアをオープン当初から設置しているというふうに聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ありがとうございます。

本当に、大変真剣に真摯に、一般質問の要旨を見てから随分と確認なさってくださいったんだなと思って、今本当にうれしい気持ちでいっぱいです。ありがとうございます。

それで、館内にプールフロアを入れている市町村が見つかったということで、ぜひ鏡石町が一番最初ではないのだということ、ほかの町もやっている、大丈夫なんだということ、ぜひ鏡石町でも、この1レーンにプールフロアを入れて、ちょっと水深を浅くしてもらって、小学生が泳ぎを練習できるという環境を整えていただきたいかなと思うんですけども、いかがなものでしょうか。（3）番の質問です。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます

本町の町民プールにつきましては、西郷村の屋内プールに比べ、水深が深いプールにもなっておりますので、プールフロアを設置した際の、先ほど中島議員からもございましたが、その高低差や水中での踏み台のずれなどによりまして、利用者の事故の危険性が高まることになるというふうに考えております。

施設におけます安全管理につきましては、何事においても最優先されるべき事項であるというふうに認識しておりますので、1レーンに常時プールフロアを設置することにつきましては難しいものというふうに考えております。

現在、指定管理によります水泳教室やスポーツ少年団などの団体利用時に踏み台を設置しておりますが、危険性を理解した上で監視体制での連携や補助スタッフが必ずプールに入るなど、安全対策を行っております。プールごとでの仕様の違い、またその目的や管理運営方

法の違いは当然あることというふうに思っておりますので、ご理解をお願いをしたいと思います  
ております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） そうですね、なんかたくさん言われてしまったので、頭になかなか入り  
切らないんですけれども、やっぱり危ない、危ない、1.25メートルだから台が動いてしま  
うと。

台が動いてしまうという問題に関して、私もメーカーさんに実際にどうなのかということ  
について、問合せを幾つかのメーカーさんに行っております。メーカーさん、お答えは様々  
だったんですけれども、大体のメーカーさんがおっしゃられましたのが、確かに1台、2台  
では動いてしまう、あるいは浮いてしまうということはゼロではないんだと。ですけれども、  
故意に動かそうとしない限り、なかなかそのようなことは発生しづらい。というのも、沈め  
て使うということが前提で、やはり安全性をかなり十分確かめていますと。その上で、さら  
に25メートルプールに1列ごちり計算して敷き詰めましたら、相当動かないのではないかと。

それから、このプールフロア、長年にわたって、やはりスポーツクラブなどでも実用化が  
進んでおりまして、かなりそこら辺の見地というのは昔と違ってあるということなんです  
ね。それで、メーカーさんのほうでも、やはり動くということはかなり気にしておりまして、例  
えばミズノ傘下のスポーツ用品のメーカーさんであるセノーさんのほうでは、お使いの町の  
プールによって台の底を加工いたしますと、こういうような回答が返ってまいりました。あ  
と、ほかの業者さんでも、連結するやつがオプションであると。なんかこう、ひもみたいな  
何か、ひもではないのかな、プラスチックなのか何か、鉄なのか分からないんですけれど、  
連結する道具がちゃんとあるので、それを買っていただいて連結すれば、さらになお動きづ  
らい、相当動かないんじゃないかというような回答もいただいているんですね。

それから、あと、危ない危ない、やっぱり1.25メートルだから、西郷村のプールにはい  
かないぞということなんですけれども、これは西郷村のプールでも、常時、やはり台が1レ  
ーン入っていて監視員がついていますと。だけれども、やはりこれは保護者同伴なんです  
ね。やはり1レーン、ちょっと水深が浅いぞといっても、やはりここは西郷村さんも気にされて  
いて、必ず保護者がついていると。保護者がついているということで、やっぱり自分の子供  
ですからちゃんと見るんじゃないのかなと。町とかそういうプールの管理事業者さん、やっ  
ぱり大変ですから、これはやっぱり。子供全員、危ないか危なくないか見ているというのは。

そういうところで、やっぱりこれは業者さんとか町に全て責任がいくというのでは重いと

ということで、やはり勘案されたんだと思うんですね。保護者が必ずついているようにと。そういうふうになれば使えるんじゃないかなと思うんです。実際、スポーツクラブでも使っていますし、水泳教室でも使っているんですよ。水泳教室とかスポーツクラブ、1人か2人とか3人とか、多分見ている大人はそんなもんなんじゃないかなと思うんですよ。でも、それでもほとんどの場合、事故なく使っていると。保護者さんが必ずつくという条件で、そもそも25メートルプールは小学3年生以下の子供は保護者同伴ということなので、あまり取決めとしては今と変わらないような取決めで使えるんじゃないかなと思うんですが、この辺のほうはいかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

繰り返しのほうのちょっと答弁になってしまうかもしれませんが、あくまでプールといったものは、水の事故につきましては十分に、こちらのほうでも安全管理体制を取らなければいけないというふうに考えてございます。そうした中で、現在、25メートルプールにつきましても、保護者同伴であればというふうな形で、その保護者の安全管理の下、やっぱり小さいお子様につきましてもプールの利用をしているところでございます。ですので、やっぱりそういった安全管理の体制といったもの、やはり最優先と考えていった中で、どうしても現在の鏡石の町民プールにおきましては、このプールフロアを常時設置することにつきましては、やはりちょっと安全管理上の問題があるというふうなところで、現在につきましても常時設置にはなっていないような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） どうしてもその安全面で心配があると、という今のご答弁を伺いますと、例えばこの先、ほかの市町村がどんどんプールに、その1レーン、じゃ台を入れていくよ、これから今はもうどんどん小学校のプールというのは減っているんですよ、経費節減のために。矢吹町も今確認したんですけれども、学校プールあるけれどもかなり老朽化していると、どうしたものかということを担当の方もやはり言うておられました。

この、どんどんやっぱり学校プールが老朽化していく中で、市町村へのプールがやはり小学生を主眼に考えていただけないという、このことの問題ですよ。確かに人命も大事なんですけれども、どうなのかなというようなところを私は大変思ってしまう。せっかく鏡石町に造ったんですから、やはり、できたら子供たちに利用していただきたいのかなと思うものであります。

あと、もう一つ聞いてみたいのは、西郷村民屋内プールさんのほうに聞いてみまして、管理のほうですから生涯課さんかな、役所の生涯課さんかなと思うんですが、聞いたんですけども、そもそもプールを事業者さんが管理しますよね。その管理事業者を定める際の仕様書に25メートルプールに1レーン台を入れまして、それでも安全管理の徹底まで含めまして募集をかけましたというんですね、西郷村民屋内プールさんのほうで。鏡石町さんはどうなのかなと。

株式会社アビックさんだったと記憶しておりますけれども、こちらと業務委託が1年くらい前だったかなと思うんですが、新たにどこかに業務委託するとすると2年後なのかなと思うんですが、そのときに業者さんと、きちっとそういうような形で仕様書をつくって業務委託していただくというのはどうなんでしょうか。そうしますと、随分町の負担も軽減されるといいますか。

そういうような中でやっても、やはり西郷村でも事故は心配ということで、保護者が必ずついています。もう町の責任とか事業者一辺倒の責任にはならないように、保護者が必ずついているんですね。そういうような形で、あまり恐れないで子供たちから泳ぐ機会というのを奪わないでいただきたいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まずは、プールの仕様の中でというふうなお話でしたが、確かに現在のプールの仕様の中で、現在その運営方法としまして、プールフロアを常時設置して運営をしていくといった中身の仕様にはなってございません。

また、そういったことを今後考えていく中では、先ほど言ったように安全管理体制の拡充が必要だというふうな中ですと、監視員の増員なりの、そういった経費のほうもあえて考えなければいけなくなってくるといったところがございます。

また、そういったところ考えてみますと、費用が増大する、そうしますと費用対効果の話もまたちょっと検討していかなければいけないというふうに考えてございますので、その辺はプールを安全に運営していく中、またはその町民プールを皆さんに利用を続けていきたいというふうなところ考えますと、なかなか今後もその辺を検討して考えていきたいというふうなところは思いますが、すみません、現時点ではそういったところで現在の仕様の中では常時踏み台を設置して運営という中身になっていないといったところが現状であるというふうなところで考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 中畠議員。



〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子）　そうですね、どうしてもプールフロアは導入していただけないというご回答で。鏡石町という町は前に、今、家庭で子供の面倒を見る方に、たしか来年度から月1万円、なんかそのお金が出るみたいなのを議会で聞いたときにも、私も自分の家庭で子供を見ていましたので、何で今なんだと、どうして私のときにやってくださらなかったんですかみたいなことを、恨みがましいことを前に議会で聞きましたら、どうして今やるんですかというのを聞きましたら、周りの市町村がやっているので始めましたというような回答をいただいて、最初にやるのはどうしても嫌なんだなというのを痛感するところなんですけれども、ぜひ、周りの市町村が、今後どんどんプールフロアを、小学生とか子供のために入れるようになったら、ぜひ鏡石町でもきつと入れていただけるだろうと、そういう希望的観測を持って終わりにしようかなと思うんですけれども。

ただ、セノーさんがおっしゃっていたんですけれども、もうスポーツクラブではこのような使い方が普通ですよ、大体みんな1レーン入れて、入れっ放しで、それでメーカーさんのほうからは、確かにそれで傷んだりするからとか色が剥げたりということで推奨は確かにされていない使い方なんですけど、実際はもうスポーツクラブさんとかではもうほとんどみんなそういうふうに使っていて、セノーさんのほうでもそれをわざわざとがめたりもしませんし、見ていると耐用年数をはるかに超えてもその使い方結構大丈夫だというふうに向っているんで、役所さんが心配するほど、そんなに、大丈夫ですよと私は申し上げたいなと。民間ではもうとっくにやっていますよということを申し上げたいと思います。

最後に、西郷村民屋内プールの西郷村ですが、当然、役所の皆様も有名な村なんでご存じだと思いますが、村ですけれども人口は2万人おりまして、子育てに優しい町と評判だということなんです。

以上で一般質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（角田真美）　2番、中島伸子議員の一般質問はこれまでといたします。

---

◇ 込山靖子

○議長（角田真美）　次に、8番、込山靖子議員の一般質問の発言を許します。

8番、込山靖子議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子）　8番、込山靖子、通算4回目の一般質問をします。

今年、日本では元旦から大規模災害が起き、不穏な社会情勢が続く中、暮らしや生活を維持していくこと自体が厳しく困難な時代になっていると感じざるを得ません。それは、地方公共団体でも同じかと思われまます。今月1日、NHKと時事通信社において、地方自治法改

正案について重要な報道がされました。大規模災害や感染症危機などの非常時であれば、個別法に規定がなくても、国が自治体に必要な指示ができるようにすることを柱とした改正案が決定し、政府によって今通常国会に提出されているとのことでした。

また、報道によると、今回の改正案は政府が閣議決定という手続を経れば、個別法に規定がなくても自治体に対し法的義務を持つ指示を行えることを規定する内容であるとのことでした。

地方自治法は第1条において、「この法律は地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする」と定めています。また、同法第245条の3、国の関与の基本原則として、「地方公共団体の自主性と自立性に配慮した国の関与は必要な最小限度のものとする」と記載されています。

平成12年に地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の明確化、国の関与のルール化などが図られ、各地方公共団体は自らの判断と責任により地域の実情に沿った行政を展開していくことを目的とされました。あくまでも国と地方は対等、平等であるというのが地方分権一括法の考えです。

しかし、今回の改正案は地方分権を根本から崩壊する危険性があると、全国知事会では特例と位置づけ、行使は必要最小限度にするという、国に要望書を提出しました。今のままの個別法で十分に機能しているのに、かえって災害時の報告義務などの余計な業務が増え、混乱を招きかねないと危惧する地方の議員の声もあります。いずれにせよ、町民の町民による町民のための政治、これこそが地方分権の原理原則であることを忘れてはいけません。

一民間機関に過ぎないWHOが今年5月に連盟国と締結しようとしているパンデミック合意や国際保健機関IHR改正案は、日本国民の主権を奪いかねない非常に危険な規則案であると危惧している見方もあります。日本国憲法第3章国民の権利及び義務、第12条「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」、日本国憲法でうたっている国民の権利と義務を国民一人一人が理解し、この日本国が子々孫々栄えある幸せな国として持続できるよう、一国民として努力していきたいと改めて感じる今日この頃であります。

質問に移ります。1、浄水場事業について。

鏡石のホームページに掲載されている上水道事業経営戦略計画を拝読しました。鏡石町水道ビジョン、うるおいのある生活環境の向上を図るため、安全で安心な水の安定供給と安定

水源の確保の実現を目的とし、平成4年9月に待望の鏡石町浄水場が、総工費約32億円かけて完成しました。おかげさまで毎日すばらしい水を供給していただいております。24時間いつでも蛇口をひねって、その水を安心においしく飲める国は世界中にわずか15国しかないようです。グローバル企業ネスレは、2025年までに世界中の人口の3分の1はきれいな水にアクセスできなくなる、2050年になるとほぼ世界の全人口がきれいな水にアクセスできなくなる、人類は水の奪い合いになる、これからは水は高い値段がつけられると警告を出しています。

2018年水道法改正によって、水道運営権を企業が買えるようになり、企業にとってリスクゼロの投資商品となり、外資系企業が日本の水を狙っている事態になっています。水道事業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少や施設管路の老朽化等に伴い、県内の市町村の水道経営は厳しさを増しています。

総務省及び厚労省の要請を受け、福島県は水道広域化推進プランを策定し、中長期にわたる計画の下、市町村同士の管理の一体化、人事交流または技術支援の水道事業広域連携を目指しています。しかし、これが果たして市町村にとってよいことなのかは疑問です。我が町も水事業については、給水人口の減少、町民の節水意識の高まりや節水器具の普及により、今後も継続して減少していくものと見込まれ、営業利益の向上は難しくなっています。この現状を少しでも多くの町民と情報を共有し、町民一人一人が水の大切さを知り、水道事業の在り方を共に理解していきたいところです。

水は命の源であり、私たちの生活、暮らしに欠かせない資源です。後世にも健全に確保していけるように持続可能な水道事業が求められています。

(1) 鏡石町上水道事業の設置等に関する条例第4条「上下水道事業は常に企業の経済性を波及するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない」とあります。地方公営企業は企業性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とし、その経営に要する経費は、経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則とされています。

そうとはいっても、実際は民間企業とは異なり、料金収入だけで収支均衡が図られるわけではなく、公益性の強さゆえ税負担が許されています。我が町の上水道事業の資本的支出額は、損益勘定留保資金や建設改良積立金などにより補填されていますが、その額が年々増えている傾向にあります。

また、予算書にある水道事業収益と水道事業費用を比較してみますと、どう見ても支出のほうが年々大きくなっています。一般の民間企業であるなら既に赤字経営です。我が町の条例でうたっているところの経済性の発揮が少しでも促進できるような方策を、町として具体的に考えていますか。

○議長（角田真美） （1） でしょうか。

○8番（込山靖子） （1）です。

○議長（角田真美） 上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷康誠） おはようございます。

8番議員の質問にご答弁申し上げます。

地方公営企業としての赤字経営の改善策はあるのかというようなご質問でございますが、地方公営企業としての赤字経営の改善策についてのご質問ですが、収益的収支の質問として答弁させていただきます。

公営企業会計の赤字につきましては、収益的収支、3条予算、こちらの損益取引の収支差に基づくもので、赤字になった場合は一般的に将来における財政計画を見直し、経費節減による費用の抑制、また収入を増やすための料金の改定、または一般会計からの負担金の繰入れなどによって経営を改善していくこととしております。

以上、答弁させていただきます。

○議長（角田真美） 込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 地方公営企業の経営の仕方は、やっぱりちょっと複雑なところがありまして、私の一般主婦的な頭から見ますとちょっと分かりづらいところがありますが、その中でも、そのいろいろな工夫といいますか、それで尽力されているということを理解しました。

（2）の質問に移ります。

上水道事業の令和4年度の収益的支出は新浄水場の完成に伴い、該当工事費関係の費用増大により、令和3年度から5,916万1,000円増加しました、支出のほうが。その結果、令和4年度純利益は3,240万7,000円のマイナスとなっております。今年も当該施設の減価償却費の増加や資金調達で増加した企業債の利子負担などにより赤字状態は続き、赤字幅もさらに拡大しています。令和6年度鏡石町上水道事業予定損益計算書では、当年度純利益が1億9,095万9,000円のマイナスとなっております。この赤字はどのように補填されるのでしょうか。私のような家計を預かる一般の主婦にも分かりやすいご答弁をお願いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷康誠） 8番議員の質問にご答弁申し上げます。

通告、令和5年度の赤字はどのように補填しているのかということでございますので、令和5年、年度が変わっても補填の方法同じでございますので、説明をさせていただきます。

今年度の決算につきましては、9月議会において報告させていただきますけれども、収益的収支、これが赤字になった場合は、前年度の繰越利益剰余金による補填、また利益積立金の取崩しを行います。それでも損失がある場合は、次年度へ欠損金として繰り越すこととし

ております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 令和5年度が2億近くマイナスになっているということで、それはちょっと私もなんか心配といいますか、疑問に思った次第でございます。今後の9月の決算によって、それ、正確なことが分かると思いますので、そのときにまた考えてみたいと思います。次、3番ですね。（3）です。

鏡石町ホームページで公表している上水道事業経営戦略計画の第6章（3）に、一般会計からの繰越金に関する事項が書かれています。「地方公営企業法第17条の2に定められている経費負担の原則に基づき、毎年国から示される算出基準に基づいた金額を繰り入れる」と記載されていますが、令和5年度は概算幾ら繰り入れたのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷康誠） 8番議員の質問にご答弁申し上げます。

今年度の一般会計からの繰入れにつきましては、消火栓の維持管理負担金として300万円、また、上水道第5次拡張事業による経営安定化のためとして3,000万円、合計で3,300万円の繰入れとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） ホームページには、「独立採算を基本としながらも、水道利用者に過大な負担を強いることのないように一般会計からの繰出しについて検討していく」という文言も付け加えられていますが、これはちょっと、町民としては矛盾を感じるころなんですよ。一般会計から繰り出すことが水道利用者の負担にならないということではなく、納税者としてはいずれも負担していることには間違いありません。なるべくなら独立採算の工夫と努力を考えていただきたくと思いますが、今までの答弁でそこにご尽力をいただいているということを理解しましたので、厳しいながらもそれを一町民として理解していきたいと思っています。

（4）の質問に関しまして、私が一般質問の通告書を提出した後の全員協議会の中で配られた資料に記載された内容に説明がされていました。「来年度の旭町浄水場の解体に係る予算約3億円は企業債から捻出する」とありました。しかし、企業債とはつまり借金です。利率や償還期間は不明ですが、独自に調べましたら、解体に要する企業債の償還期間は10年と

いうことでした。ということは、毎年の償還金も大きくなり、負担がかかることを意味します。この多額な返済金はどこから捻出するのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷康誠） 8番議員の質問にご答弁申し上げます。

旭町浄水場の解体費用につきましては、全額企業債、公営企業施設等整理債、返済期間10年の借入れを予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ここで傍聴者に申し上げます。

私語は禁止でございますので、お守りください。

込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 私は、質問としてその企業債を返済するお金はどこから捻出するかというのをちょっと質問したので、もう一度お願いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷康誠） これは、会計の中の留保している資金等を利用して返済に充てるということになっております。

○議長（角田真美） 込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 今のちょっと答弁で、難しいんですけども、営業収益、水道料金から上がる営業収益から返済するというので、私は理解しました。

（5）水道料金について、近隣市町村の算出方法を用い、一般家庭で同じ水量を利用した場合の料金を比較してみました。市町村ごとに、それぞれ事情や環境が違っているので、一概に比べることはできないことは承知しております。近隣市町村と比べると、鏡石の水道料金は高いほうではなく、ちょうど平均値のところですよ。

しかしながら、町のホームページにも明記されていますが、「料金見直しは直近の水道料金から原則3年から5年ごとに検討を実施し、必要に応じて改正する」とうたっています。料金値上げに対しては、その必要性を事前に説明し、町民の理解を得ることが何よりも大切です。町民の皆様に対して、理解を得るための方策はありますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷康誠） ご質問に答弁申し上げます。

水道料金の改定につきましては、令和4年9月の一般質問におきまして、令和7年度以降とすると答弁しております。現在、料金の改定に向け作業に着手しているところでございます。

町民の理解を得るための方策ですが、料金改定の必要性、その原因となる水道事業の経営状態、経営の合理化を図りながら経費の節減を徹底し運営していることなどを広報紙やホームページでお知らせすること、また、安全で安心な水道水を供給するための施設として新浄水場のPR、積極的な施設見学の受入れなどが必要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 私のように、主婦として家事なんかにもいろいろ水を使う者にとっては、水道料が値上げするというのは、やはりちょっと厳しいといえますか、いろいろ考えるとこころなんです。しかし、町として水道料金を上げる必要性があるということに関して納得すれば、じゃ、その水道料が上がった分だけ節水しようとかいろいろで、主婦というのは賢く納得できるわけなんで、その辺をやはりもうちょっと、町民の方にやんわりと、徐々に納得してもらえるような方向性でやっていただけたらなと思っております。決して鏡石町の水道料金は高いほうではないですし、ほかの市町村もやはり計画的に料金値上げになっていますので、その辺は理解を得ることは大事だと思っております。

（6）現在の基本料金設定の中で、鏡石の場合、営業所の基本料金が突出して高いんですよ。これは近隣市町村のどこよりも高く、2か月で一律40立方メートル、9,240円なんです。ある町内の健康サロン営業所では2か月で9立方メートルしか使っていないのに9,240円と、あと下水道料金合わせると消費税込みで合計1万2,202円を支払っているそうなんです。私、そのコピーはもらってきているんですけども、本当にちょっと高いなというんです。ここは水道料のほうが電気代よりも高く、これを何年も前からこの金額を払い続けて、納得できないとおっしゃっていました。

水道料金は経営経費として計上できるから節税になるのではないかというメリットもあるとは存じてはいますけれども、この基本料金設定に対して疑問を持っている町民の方もいらっしゃいます。この基本料金の設定の基準の根拠となっているものは何でしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷康誠） 8番議員の質問にご答弁申し上げます。

当町の水道料金の料金体系につきましては、上水道事業を開始した昭和42年から、一般家事に使用する家庭用、営業のために使用する営業用、学校・病院・事務所などの団体用、工

場などに使用する工業用などの用途別に応じまして、鏡石町上水道事業給水条例に基づく単価によって計算しております。

また、鏡石町上水道事業の設置等に関する条例第2条には「生活用水その他の上水を町民に供給するため上水道事業を設置する」となっておりまして、上水道事業は一般家庭への供給、これが主な事業であります。よって、当町では事業開始当初から営業及び団体用の基本料金については、家庭用より割高に設定している状況にありまして、用途別の料金体系を取っている他の事業者においても割高になっているところがほとんどであると認識しております。ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ここで、換気のため5分間休議いたします。

休議 午前11時11分

開議 午前11時16分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

8番、込山さん。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 2番の質問に移ります。

健康福祉センターは昨年10月にオープンして約5か月たちます。イベント企画など盛大に行われているようで、多彩なイベントでよかったと思っています。

そこで質問です。

ほがらかんの光熱水費、維持管理費、通信料、委託料、イベントなどの1か月にかかる運営経費は平均で幾らですか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

健康福祉センターにおける1か月の平均経費につきましては、電気料金、ガス料金、上下水道料金などの光熱水費が平均65万円、電話使用料や光回線使用料などの通信費が平均7万6,000円、電気保安保守業務、エレベーター保守業務、清掃業務、機械警備料金、警備業務などの委託料が平均73万5,000円、掃除用モップやマット、トイレトペーパーなどの維持管理に係る経費におきましては、平均約4万5,000円となっております。

電気料金をはじめとする維持管理経費につきましては、入所事業所とともに、経費削減を常に意識して業務に取り組んでいるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。



○議長（角田真美） 込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 今、合計金額はちょっと今やったら、やっぱり200万まではいかないんですけれども、1か月にかかる総経費が。だけれども、かなり高いということが分かりました。

これから夏場の冷房機やいろいろな、1年間通して、ほがらかんに係る経費というものはかなり大きなものになっていくと予想できます。

（2）ほがらかんには多目的ホールや各会議室が4つあります。昨日の町長の説明によりまして、全体では月平均46件、2,145人の利用というのがあるということが分かりました。

ただ、多目的ホールは確かに多いんですけれども、そのほかの会議室、せっかく机や椅子とか数多く整備されていますし、十分な設備が整っていますので、そちらの利用というのはどのようなものなのか教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

健康福祉センターの多目的室、まきばホール、各会議室の利用状況につきましては、10月10日の開館以降、多くの方に利用をされております。

多目的室、まきばホールですが、こちらにつきましては、講演会や式典、高齢者の運動教室や健康診断、献血などや大人数での会議などで利用されており、月平均約20回の利用で、平均約1,600名の方に利用していただいております。

会議室におきましては、1階に2部屋、2階に2部屋の4つの会議室がございます。各種会議や社会福祉協議会でのデイサロンなどの事業での利用、各種団体でのイベントなどに利用されており、月平均約40回の利用で平均約500名の方に利用していただいております。

つどいの広場におきましては、毎週月曜日の休館日と第4土曜日の施設休館日を除き開館しております。町内外から多くの方にご利用いただいております。月平均約24日の開館利用で、親子合わせて平均約870名の方に利用していただいております。

今後も多くの方に利用していただけるよう、利用促進に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 思ったより利用数が多くて、安心しているところです。

しかし、これ、結局無料に近いものがあると思うんですね。利用してもらうのはいいんですけれども、ただ、その収入的なものというのが入らないというのはちょっと残念なところ

なのですが、老若男女が共に触れ合って交流できるような楽しいイベント、町民の方が心から喜んでくれるようなうれしい企画がこれからも開催されることを期待しています。

(3) 能登半島地震の教訓から、福祉避難所としての在り方を問います。

今年元旦に発生した能登半島地震を受けて、福島民報社が県内59市町村に実施した防災アンケートの中で、災害時に1人では避難できない高齢者や障がい者らの個別避難計画の策定が48市町村で一部対象者にとどまっていることが分かりました。このうち22市町村が対象者を手助けする支援者の確保が困難とし、住民の関係希薄や、対象者の周囲にいる人も高齢者が多いなどの理由を挙げています。

また、計画をつくる担当職員が不足していて、対象者全員分を策定できたのは7町村のみでした。我が町も対象者の一部策定済みになっていますが、計画云々というよりも、いざというときは、ふだんからの近所づきあいの共助体制が大事なのは言うまでもありません。

能登半島地震の災害避難の教訓では、やはり妊産婦や子供、高齢者や障がい者などの手助けをどうするかということが課題として浮き彫りになりました。地震直後の避難所の様子が映し出された報道では、妊婦や子供や高齢者や障がい者は、畳の部屋を好み、畳の部屋に集中してしまい、和室が混乱している状況が映し出されました。心細く寒いときには、やはり畳の部屋が落ち着くのは日本人の習性です。

しかし、我が町福祉避難所には畳の部屋はありません。少しでも精神的に安らぎ、保温が確保できるような環境の整備を考えなければいけないと思います。

また今回、大規模災害の避難所で、女性や妊産婦、乳幼児が安心して過ごせるための配慮がなおざりになっていることが分かりました。内閣府の調査では、全国の自治体で妊産婦や乳児用品などの女性に必要な備蓄が不足し、そもそも防災部署に女性職員がほとんどいない実態が明らかになりました。

能登半島地震の避難所では、当初、女性用の下着や生理用品が他の物資と同じように並べられ、下着の備蓄もなく紙パンツを着用し、つらい思いをしたという女性の声がありました。女性の更衣室もなく、運営責任者の男性は、段ボールの仕切りでしゃがめば着替えができると答えたといいます。仮設トイレが不足し、衛生面の問題など、安心・安全の確保が厳しく、女性の視点が欠落していることが分かりました。

そういう教訓を見据え、我が町のほがらかんが、福祉避難所としていざというとき最大の機能を発揮することができるよう、万全の整備が必要だと思います。

それらの点から、町としてどのように取り組んでいるのか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

健康福祉センターにおける福祉避難所の機能につきましては、建設計画当初から検討しており、多目的室、まきばホールを避難場所としております。冷暖房や空気の吸排気装置が整備されております。近くには男女トイレとバリアフリートイレが設置されており、バリアフリートイレ内では、子供のおむつ交換ができるスペースも整備されております。2階には男女それぞれ3ブースのシャワー室があり、利用が可能となっております。

健康福祉センター屋外には災害時の防災備蓄倉庫もあり、非常食や水、おむつ、毛布などや、避難される方のプライバシーを守るため、簡易テントも30張り備蓄しており、すぐに運び込むことができます。

このほか、災害用簡易トイレも3か所整備されております。

また、駐車場で車にて避難をしたい方のため、駐車場正面には100ボルトの外部電源が使えるように整備されております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 十分な整備が整っているということで安心いたしました。災害が起きないにこしたことはないんですけども、新しい健康福祉センターということで、最新の整備がされている。安心しました。

次、ほがらかんは、高齢者や障がい者のために積極的な利用をしていただくためには、やはり送迎などの移動手段を確保しなければならないと思うんです。その辺で、健康福祉センターへの交通弱者への送迎などについてはどのように取り組んでいますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

健康福祉センターで行っている事業に、けんこうイージー教室や、町社会福祉協議会のデイサロンいこっかなどがあります。移動手段が困難な方には送迎を支援しており、高齢者の運動の機会や交流の場、居場所づくりが行われております。

町社会福祉協議会では、おでかけ支援ゆうあいバスを実施しており、令和5年度からは週3回に拡充しております。

おでかけ支援ゆうあいバスは、移動手段の確保が困難な高齢者や障がい者の方を、自宅または付近の場所から町内の買物先などの間を送迎することで、安心して外出や買物ができるように支援するサービスであります。

今後は、高齢者だけでなく、利用者の実態や実情に合わせた支援を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 高齢者の方がだんだんこれからも増えていくと思いますし、ただ、歩くのも楽しみだと言って、自分が歩ける範囲だから行けるんだというところで、お客さんというか、歩くのも楽しみにしている高齢者もいますので。

あそこの健康福祉センターは、やはりちょっとなかなか歩いて行けるというところは厳しいところなのかなと思いますので、その辺を考えていただきたいなと思っています。

あと、ざっくりと、ほがらかんオープン時より、町民の健康増進と福祉に具体的な効果というか、その評価できるところは、ほがらかんがなかったときとあったとき、できてから後の、その何か手応えといいますか、そういうものは町としてどう考えていますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

健康増進と福祉につきましては、高齢者の保健事業と介護予防を一体的にする事業を今年度から取り組んでおります。

後期高齢者の健康診査結果に基づき、健診未受診者や慢性疾患のコントロール不良者などの生活習慣病ハイリスク者を抽出しまして、34名の方に対し、保健師や管理栄養士が自宅を訪問などを行い、健康状態や不明な高齢者の状態把握や、受診勧奨、必要な福祉サービスへの橋渡しなど、健康や福祉に関する指導、相談を行っております。

また、各地区の高齢者サロンへの積極的な関与を行いまして、フレイル予防の啓発活動や、理学療法士や歯科衛生士による運動、栄養、口腔ケアの取組など、低栄養素や筋力低下等の状態に応じた保健指導や生活機能向上の支援を行っております。

福祉的効果としまして、各家庭の訪問により見えた実態から、地域包括支援センターへのつなぎや、保健指導により生活習慣や検査値が改善された方もおり、健康増進の効果が見られているところでございます。

引き続き、高齢者に寄り添いまして、健康に関する相談や不安等について日常的に気軽に相談できるよう環境づくりを行い、人生100年時代を見据え、健康寿命の延伸を図る支援を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 効果的な成果があるということで、よかったと思います。

次、鏡石の防災体制についてです。

このたびは、特別表彰まといという、全国2,200の消防団から最高の最も名誉ある表彰を我が町の消防団が選ばれ、私も町民の一人として大変うれしく思います。

地域の先人の皆様が脈々と引き継いでこられた、地域の安全は自らが守るという郷土愛護の精神により、町の安全・安心が守られてきたことが評価されたのではと、町長もおっしゃっておられました。

このすばらしい精神を後世にも引き継いでいっていただくにはどうしたらいいのだろうと私も考えるところです。消防団任せではなく、各住民の義務として防災には努めなければならないとは思っておりますけれども、今年というか、須賀川広域消防組合ホームページによりますと、昨年暮れから2月にかけて、町内の火災事故は6件発生しています。そのうち建物火災は4件です。かなり多い数字ではないでしょうか。

春はまだまだ暴風や乾燥により大変火災が起きやすい時期ですので、これからまた各行政区では、農地や河川敷の環境保全のための大規模な火入れ作業が実施されています。これに対して、町が腕章というものをつくってくださったおかげで、以前よりも防災意識が高まったような気がします。

地区の共助体制に消防団の存在は欠かせないものですが、各行政区の消防団の登録人数は何人でしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町消防団については、町内を9つの分団で管轄しており、消防団全体では令和5年4月1日現在、定数208名に対して149名在団となっております。

続きまして、各分団の状況を申し上げます。

第1分団については、主に久来石区を管轄しており、分団定数21名に対して現在員9名。第2分団については、主に笠石区、豊郷区を管轄しており、分団定数42名に対して現在員29名、第3分団については、主に駅前地区を管轄しており、分団定数26名に対して現在員17名、第4分団については、主に鏡田区を管轄しており、分団定数21名に対して現在員21名、第5分団については、主に成田区を管轄しており、分団定数27名に対して現在員20名、第6分団については、主に仁井田、境区を管轄しており、分団定数17名に対して現在員14名、第8分団については、主に高久田区を管轄しており、分団定数15名に対して現在員3名、第9分団については、主に旭町区を管轄しており、分団定数12名に対して現在員9名という状況になっております。

なお、第7分団については、令和4年度から団員不足のため休団となっており、管轄の豊

郷区を第2分団が引継ぎした状況となっております。

また、広報活動を主とする機能別団員として、女性消防隊に20名が在籍しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） そうですね、全国共通の問題として、消防団の成り手不足が深刻化しています。私の区でも同じ人が20年以上も続けている過酷な状況です。

町として、企業への消防活動の理解、協力を呼びかけ、職場ぐるみで消防団員を支えていただく環境づくりもご尽力されていることは重々承知しております。

しかしながら、消防団員の成り手不足は、今後もますます厳しくなっていくことが予想されます。そういう実情を踏まえまして、町としての具体的な対策は考えていますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町でもこの問題は深刻な課題として捉えており、団員確保に対して、対策として消防団と連携しながらその対策に当たっているところでございます。

今年度から団員の処遇改善として、団員報酬及び出動報酬の引上げ、負担軽減のためのポンプ操法大会の開催頻度の見直し、円滑な分団運営のための分団運営交付金の創設などを行ったところでございます。

ただし、なかなかすぐに団員増という成果にはつながっていないのが現状です。団員確保には、地域及び住民の皆様の地域防災に対するご理解とご協力が必要不可欠であり、町といたしましても、引き続き対策を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 最近では、若い人たちの意識の変化や、仕事環境などにもよって、なかなかやりたいという人もいませんし、難しいのは分かります。

ただ、それはこれからの子供たちにとっても、そこで生まれ育っている子供たちに対して、自分たちの住んでいる場所、地域を自分たちで守っていくというものをまずは大人が示していかないと、そういう育っていかないものですから、やはりそういうふうな大人が見本を見せるといいますか、そういう姿を見せるということが、これからの鏡石の地区を守っていく大切なものだとは思っております。

また、それは家族の理解、それでその消防団任せではなくて、やはり家族の理解とか、協

力、支えがあってこそ消防団でございますので、それはやはり町民一人一人に周知と申しますか、理解、納得していただくということがまず大事なのでは。消防団だけに任せるといふわけではなくて、それ以外の町民の方も、それを理解していくという姿勢が必要なのではないかと私は思っています。

そうしまして、災害時に消防団は消防本部と共に災害対応に当たりまして、様々な人海戦術が必要です。そして、その消防団なくしてそういう活動の実施は極めて困難です。

そこで、元消防団員で構成されているOB隊、支援隊の存在が貴重になってきます。でも、この方たちはあくまでもボランティア組織であり、法的な位置づけは何もありません。

しかし、消防団に次ぐ重要な共助の人材です。町としては、このOB隊に対する補償や支援は考えていますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

鏡石町では、災害時などにおける初期活動体制及び消防団活動の支援のため、平成26年に鏡石町消防活動支援隊を設立いたしました。支援隊については、主に消防団のOBの方を中心に、分団ごとに組織いただいております。主に消防団の消火活動に際しての交通整理などの後方支援にご協力いただいております。

町では、隊員が安心して活動できるよう、消防団員等公務災害補償、災害時消防支援ボランティア保険に加入しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 様々なできる範囲での補償というものがされているということで、私も安心しました。

やはり高齢化ですので、OB隊の方たちももうだんだん年取ってきていますので、やはり万全の体制というのは必要だと思います。

消防団員は特別職の非常勤公務員として位置づけられていまして、年額報酬とかも出ています。

ただ、その中で、消防団は職務上の性質上、消防防災に対して高い専門性を有するので、「消防、防犯関連資格の取得において、必要な試験の受験及び講習の全部又は一部の免除を受けることができる」と消防法で定められていますが、我が町では実際どのような受講資格を受けることができるのでしょうか。

○議長（角田真美） 込山議員、これは（4）番でよろしいでしょうか。

○8番（込山靖子） （4）です。それで、これ2番の質問のときに、消防団員の待遇改善ということで、報酬的なものには答弁していただいたんですけども、ただ、その受講資格的なもの、様々なその待遇とか、そういうのはどういふのがあるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

消防団員に対する特典や優遇措置はあるかというようなご質問に対するご答弁とさせていただきます。

消防団員への支援につきましては、町内企業の皆様にご協力をいただき、平成27年から、がんばれ鏡石町消防団応援事業を実施しております。この事業については、ご協力いただいている町内企業において、団員は割引等のサービスを受けられる事業となっております。令和5年4月1日現在、32の事業所にご支援をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 分団長を2年務めれば防災士の資格が取れるとか、何かそういう技術的なものも希望があればできるという話を前に聞いたことがありますので、その辺ももうちょっとPRといいますか、消防団員獲得のため、消防団員になればこういう様々な特典があると、そういうこともやはり知らない人も多いんですよ。だから、もうちょっとPRといいますか、そういうのも必要なのではないかと思っています。

次、農地再生プロジェクト事業についてお聞きします。

これは、毎年予算が700万前後計上される農地再生プロジェクト事業、これの具体的な目的を教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では、平成29年度から農地再生プロジェクト事業を取り組んでおります。この一環として、かがみいし油田計画がございます。菜種やえごま等の土地利用型の油料作物を栽培し、栽培した菜種やえごまから搾油し、というふうな内容になってございます。

こちら副次的な効果としまして、耕作放棄地の発生防止と解消のほかに、地域でつくった安心・安全な食用油の地産地消、町民の皆さんの健康づくりに資することといったところを目的にスタートしております。



また、環境保全といった観点のところも目的の一つに挙げられておまして、ボランティア団体の皆さんと合同で定植活動を実施したといった経過もございます。

なお、平成30年度からは、かがみいし油田計画推進事業補助金として、菜種作付及び刈取りに1反歩当たりそれぞれ7,000円、えごまの作付1反歩当たり9,000円の助成を開始しているような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 今、本当にその農地再生プロジェクト事業というものが、そのような様々な目的といたしますか、があるということを改めて知りました。

鏡石は耕作放棄地というものがかなり大きいということで、その耕作放棄地の利用といたしますか、それを積極的に鏡石はやっているという、そこは私は本当にありがたいなということでございます。

その管理運営は大変な労力を要するとは思われますので、そういった理解の中で、やはり継続していただきたいと思いますと思っています。

（2）かがみいし油田計画はいつから始まり、いつまで続く事業なのでしょうか。長期にわたる弊害、連作障害とか、問題回避のためにどういった工夫をして、持続可能といたしますか、そういうことは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

全国的課題である耕作放棄地問題に対する対策事業としまして、農地再生プロジェクト事業、かがみいし油田計画を平成29年度から開始しているというふうなところでございますが、平成29年度の当初計画時点では、5年後、平成33年度ですので令和3年度の6次商品化販売開始というところを目標に掲げ開始して、現在に至るような状況でございます。

本事業、令和4年度に開始しました鏡石町第6次総合計画の前期基本計画においても、主要事業として位置づけておりますことから、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

込山議員のご指摘にありました連作障害等々ございます。菜種ばかりを作付というふうな形ではなくて、そこはソバを植えたりとかというふうな形で、連作障害を回避するような方向性を持ちながら取り組んでまいりたいと、このように考えております。

ただ、こちらは耕作放棄地問題、時代とともに深刻化しているというふうなところで、野生動物対策としての側面も併せ持つ取組手法などについて、今後策定します地域計画の検討

に合わせまして、地域の皆さんと話し合いながら見直しを図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） この間も鏡石に鹿が出てきたりとか、そういう野生の動物が出てくることが多くなっているようなので、耕作放棄地をやはり手入れしていくということは大切なことで、あちこちにも最近、熊とかいろいろ出てきますので、そういった対策というのもやはり大事なのではないかと思っています。

（3）かがみいし油田計画の初期から今年度までに使った総経費ですね、経費、費用です。何年も、どのくらい予算的に使っていたのかということをお教えください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

農地再生プロジェクト事業におきまして、平成29年度から令和5年度まで7年間に支出する見込みの経費となります。こちら、かがみいし油田計画推進助成金、1反歩当たり7,000円をはじめまして、県の補助金を活用し整備しました刈取り用のコンバイン一式656万7,000万円などの取得費、こちらを含め、収穫等のオペレーターの人件費、アグリセンターの維持管理経費などを合わせまして2,944万1,000円を見込みとしております。

対しまして、収入に関しましては、県の補助金あるいは菜種油の売上げ、刈取り調整の受託金などの合計約800万円の収入がございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） やはり、その予算をかけていく部分で、その採算を合わせるという言い方はちょっと違うかもしれませんが、持続可能なためには、やはりバランスといえますか、必要だと思っておりますので、かかった総経費をマイナスにならないような工夫というのは必要なのではないかと思っています。

（4）この事業の目的とすることの成果は出ているか。そして、町にとっての具体的にメリットはありますか。というのはなぜかといいますと、これはやはり農業に携わっている人しか耕作放棄地の現状というのは知らないんですよ。私もこれを聞くまでは分からなかったんですよ。町民の方も、ほとんどやっぱり農業とかに携わっていない方は分からないんですよ、この耕作放棄地がこんなにあって、こういう大変な思いをしているということ。

そういった意味で、町として目的としている成果はこのようにあるということ、そして具体的メリットということ、もうちょっと分かりやすく教えていただきたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

繰り返しの部分もございますが、ご理解願いたいと思いますが、農地再生プロジェクト事業、かがみいし油田計画は、耕作放棄地解消、発注抑止を主たる目的として実施しているところでございます。

栽培する作物の一つであります菜種の作付は、平成30年度から664アールの作付から始まりまして、令和2年の913アールを最大に毎年6ヘクタール以上の作付がされております。

2つ目の作物でありますえごまにつきましても、毎年100アール程度の作付がなされております。

3つ目の作物としてそばでございまして、こちらは連作障害対策としまして、今年度は466アールが栽培されております。

菜種とそばを組み合わせた栽培によりまして、連作障害の対策というふうな形にしております。

菜種を栽培する農地につきましても、水の便が悪い、あるいは比較的その圃場に行くまでがなかなか険しいというような条件だったり、比較的そういう条件が悪い農地が多々ございます。

こういったことから、耕作放棄地になりやすいところではありますので、こうした取組によりまして耕作放棄地の拡大抑止にはつながっていると、一定程度の効果があるというふう認識しております。

また、当該事業の副次的効果としまして、地域でつくった安心・安全な食用油の地産地消に関しまして、学校給食における菜種油の使用、購入量、こちら年々増えているような状況でございます。

加えまして、「なたねの雫」、油のほうですね、こちら、ふるさと納税の返礼品として活用しているほか、菜種油を使用した「なたねラー油」、あるいは摘み取った花を利用して「菜の花うどん」を商品化するなど、6次産業化の面においても一定程度の貢献をしていると、このように認識しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 今回の答弁でとても、本当に町のためにすごくメリットがあるということ

も納得できました。

蛇足ではありますが、鏡石は遊水地問題で肥沃な農地130ヘクタールなくなりますよね。それで、耕作放棄地がやっぱり6町歩以上ある。そういった意味で、鏡石の産業である、主な産業として農業というものが本当に大切なものですので、私、そういった意味で、やはり地産地消的なものをこれからは必要、重要ですよ。

それで、連作障害起こさないように、そばとかえごまありますけれども、今、日本で最近、雑穀、雑穀って物すごく価値上がってきていて、あれは遺伝子操作もしていないし、ゲノム編集もされていないという唯一といいますか、それが雑穀なんですよ。

やはり、確かに収穫やその後のいろんな手間かかるんですけども、そういった時代のニーズというのをもう先取りして、やはりそういう工夫で、今そういうものを積極的に取り入れていくという、そういう工夫も必要なのではないかと思しますので、それは意見として、ちょっと最後に付け加えさせていただきたいと思います。

これで、私の一般質問は終わります。

○議長（角田真美） 8番、込山議員の一般質問はこれまでといたします。

議事の都合により、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時59分

開議 午後 1時00分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◇ 熊 倉 正 磨

○議長（角田真美） 次に、3番、熊倉正磨議員の一般質問の発言を許します。

3番、熊倉正磨議員。

〔3番 熊倉正磨 登壇〕

○3番（熊倉正磨） 3番、熊倉正磨です。

声の聞き具合は大丈夫ですか。どうも先ほど来、マイクとの相性の悪い方がいらっしやっただみたく、私るときにはあまりマイクがへそを曲げないでいただきたいと思っております。

まず、能登半島地震により被災した皆様に対し、心よりのお見舞いと早期の復興を祈念申し上げます。

さて、本日は3月7日であります。3月は年度末ということで何かと忙しく、また大切な月であります。進級や進学、町としても新年度予算を決める重要な月です。私としても春のお彼岸の時期として大切な月であり、今議会中にお彼岸の入りを迎えます。

お彼岸は年に2回、春と秋にあります。太陽が真東から昇り真西に沈む期間であり、西に

ある西方極楽浄土に太陽が真っすぐに向かっていくことから、浄土への思いが届きやすくとされ、今では先祖供養のためにお墓参りをする期間となっています。

そもそも彼岸とは悟りの世界を意味する言葉であり、それに対し今あるこの世を此岸といいます。此岸から彼岸へ、これを到彼岸といい、これが語源となります。

到彼岸は、完成する、または成就するといった意味があります。であるならば、春のお彼岸の月である今議会での執行、また質問する我々の思いがことごとく到彼岸することを期待せずにはられません。

それでは、今回も歴代村長、町長、議長、そして今議場に参集している皆様と共にあることを感じながら、質問をさせていただきます。

1、鏡石町と沖縄県北谷町の子供たちの交流について。

これは、前回の一般質問の際、以前、沖縄県北谷町の子供たちと鏡石町の子供たちの交流があったようだが、現在、どうなっているのか、そして今後の展望についてお聞きいたしました。

この交流が今回から再開してくれたことは喜ばしいことであります。そこで、(1)の質問です。

沖縄県北谷町の子供たちが県外研修として鏡石町へ来たが、どのような交流があったのか、お教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回再開されました交流につきまして、沖縄県北谷町スポーツ少年団の皆さん14名と、引率の方5名、19名の方が2月9日から12日の4日間の日程で来町していただきました。

初日と最終日につきましては移動の期間でしたので、実質2日間の滞在でございました。その間、子供同士の交流の内容としましては、2月10日に石川町のスケートセンターにおきまして、鏡石町スポーツ少年団と合同でスケート体験教室を行い、その後、鏡石館におきまして、歓迎のレセプションとしましてウエルカムパーティーを実施いたしましたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） もう少し詳細にスケジュール、ご説明していただけるとありがたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） それでは、詳細に日程のほうを報告させていただきます。

2月9日には、14時19分の電車で鏡石駅に到着しまして、役場のほうでお出迎えということで、15時に表敬訪問ということで鏡石町のほうの役場のほうで表敬訪問をさせていただきました。

その後、きらきらアート、田んぼアートのきらきらアートを図書館で見学していったという形でございます。

続きまして、2月10日につきましては、先ほど申し上げましたように、こちらのほうは単独の事業でございます。北谷町のスポーツ少年団単独でございましたが、9時頃にそば打ちの体験教室ということでそば打ちを体験しまして、その後、午後にバスにおきましてスケートセンターのほうに移動していただきまして、鏡石町のほうとしましては、スポ少の方が18名ほどと交流させていただいたという形でございます。

その後、夕方、歓迎のレセプションという形でウエルカムパーティーを実施しまして、アトラクションで鏡石の太鼓のお披露目とレクリエーション等でやったところでございます。

2月11日につきましては、こちらは合同という形ではございませんが、北谷町のスポーツ少年団におきましては、スキーの体験を丸一日かけて行ったという形でございます。

あと、その際には鏡石のスキークラブの方々に補助をいただいたという形でございます、2月12日月曜日において、早朝に鏡石を出発したという形でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） ありがとうございます。

今のお話によると、沖縄県の北谷町の子供たちは、鏡石に来ていろいろな体験をしていったということが分かりました。

私も2日目の午前中に行われた、ほがらかんでのそば打ち体験にお手伝いとして参加させていただきました。北谷町の子供たちがみな楽しそうにそば打ちを体験し、自分たちで作ったそばをおいしそうに食べている姿を見て、よい体験をさせてあげたなと感じました。

また、夜のレセプションには、私の子供と共に参加しました。町の趣向を凝らした歓迎に皆楽しい時間を過ごしていたと思います。北谷町の皆さんが喜んで帰ってくれたのであれば、こちらとしても喜ばしいことでもあります。

ただ、子供たちの交流という点において見ると、一番最初に企画財政課長が申し上げましたように、2日目の午後、石川町のスケート場に一緒に行ったこと、同日の夜、歓迎のレセプションの場だけということになります。

私の子供に限ったことを言えば、スケート体験のとき、北谷町の子と何かを一緒にすることは特別なく、話も特にしていないと言っていました。夜のレセプションのときは、円卓を互いの子供たちで囲んだため、そこでは少し話をしたと言っておりました。

北谷町側の意向ももちろんあると思いますが、もう少し子供たち同士の交流の時間があればよいと感じました。何か共同作業をしたり、一緒に宿泊したりと、深い交流の場を提供してほしいと思います。せっかくの貴重な交流の機会です。お互いの子供たちが後で思い出話をするとき、お互いの子供たちの話が出るような交流になってほしいと思っております。

来年度以降も、北谷町の子供たちと鏡石町の子供たちとの交流を継続していく予定であると伺っております。ぜひ、子供たち同士の交流の時間を増やしてほしいと思います。これがいずれ、本人同士にとって、はたまた町にとっても有益なものになる可能性は大きいと思います。

まずは、子供たちのためにも深い交流の時間を増やしてほしいと思いますが、今後どうお考えでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

確かに交流の時間は非常に少なかったかなと思いますし、ちょっともう一工夫必要だったかなと思いますが、今回につきましては、4日間という日数の後で長距離の移動もありましたので、その中ででき得る限りのことはやったかなとは思っています。

今後の交流の時間につきましても、できるだけ取りたいとは思いますが、その日程、日数や時期によりましては、短期間になる場合もありますので、そちらのほうにつきましては、北谷町の担当とよく打合せをしながら、よりよい、より密度の濃い交流にできるように検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 日程の関係上、なかなか交流する時間というのを取るのが難しいということでございましたけれども、その交流の密度の濃いものを検討していただけるということですので、ぜひ検討していただくよう期待しております。

次に、（2）今後、子供たちの交流に何を町としては期待しているのか、また、この交流をきっかけに沖縄県北谷町とどのような関係を築いていこうと町は考えているのか、お教えください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ご承知のとおり、福島県と沖縄県は、気候風土、食文化などに大きな違いがありまして、お互いの子供たちがこうした交流を深めることによりまして、次世代を担う子供たちの人材育成のために重要なことではないかなというふうに考えております。

そして、私は常々、子供は未来であり、町の希望であるというふうに思っております。そうした中で、町づくりは人づくりとも言われておりますので、鏡石町の将来を担う人づくりをこの中で進めていければいいのかな。この現実には、スポーツ少年団の交流が平成5年からこれまで30年を過ぎて、今も続いているということは、末永く続くものであるというふうにも思っておりますので、そういった交流を通じながら、今後の考え方としては、これまでも行ってきておりますけれども、災害時の支援協定やら人材交流、友好都市関係など、各種の連携協定についても今後進めていきたい、検討をしていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 町長のお考えに沿って、ぜひ今後とも密のある交流をしていただきたいと思っているわけですが、町として、子供たちの交流以外にも交流の広がりというのを考えているのか、そこもひとつお答えいただきたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

子供たちの交流が一つのきっかけとして、いわゆる大人、それから産業、いろいろな交流が考えられると思います。そういったことを、これから広がりを持って考えていければいいなというふうに私は思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） せっかくの交流をきっかけになった北谷町とのつながりであります。ぜひ、いろいろな分野で生かしていただきたいと思っております。

私としては、この交流によって異文化を知り、自身の見識を深め、人間的成長、またお互いの町に対する愛着を深めてくれることを期待しております。

また、この交流をきっかけに他分野の交流にも発展してほしいと期待し、町の一つの特徴



となり得る可能性を秘めていると思いますので、今、町長が言ってくださったように、今後いろいろと検討していただければと思っております。

次に、(3) 今後に向けてどのようなよかった点、反省点、課題点があったのか、お教えください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

反省点につきましては、先ほど議員からおっしゃられたように、質問ありましたように、交流の時間がなかなか取れなかった点が反省かなというふうに考えております。

ただ、よかった点としましては、町全体でいろんな交流事業を実施させていただいたという点と、先ほど言ったようなそば打ち体験やスポーツ体験等のほかにも、夕食時に福島県の特産品というか、例えばいかにんじんとか、そういうふうな食の面で文化なりその風土を知るという点では、そういうところに多少なりともこちらのほうでフォローさせていただいて、地元のものを1品付け加えさせていただいた点がよかった点かなというふうに思います。

もちろん、問題点につきましては、再三申し上げますように、子供たちの交流に関して、時間やスペースの都合上、十分取れなかった点が大きな問題かなと。今後の課題として改善を図っていききたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） ぜひ、今挙げていただいた点を今後は改善、また生かして、よりよい交流を続けて行ってほしいと思います。

レセプションのときに、苺がたしか3種類ほど提供されまして、食べ比べなどをしていました。沖縄の北谷町の子供たちは、非常にうれしそうにその苺を食べ比べていました。実際、私も食べさせていただいたんですけども、なかなか食べ比べる機会というのはなかったので、非常によい機会だったなというふうに思いました。

それでは、(4) 今回はスポーツクラブの子供たち同士の交流であったが、今後はそれに限らず、町内の子供たちみんなに交流のチャンスを与えてもらいたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本事業につきましては、平成5年に鏡石町スポーツ少年団が北谷町を訪問したことをきっ

かけとして始まった事業でありまして、また、北谷町側としましても、スポーツ少年団本部事業としての来町していただいていることから、本町におきましても、スポーツクラブ及びスポーツ少年団の子供たちを対象として、今、事業を実施しているところでございます。

今後、事業を継続していく中で、日程や北谷町側の意向も確認しながら、北谷町の子供たちの来町の際には、できるだけ多くの子供、スポーツ少年団に限らず、できるだけ多くの子供との交流ができるような工夫をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） ぜひお願いします。

この交流は、鏡石町の子供にとっても非常によい、また得難い機会だと思っておりますので、ぜひ、スポーツクラブだけではなく、ほかの皆さんにもチャンスを与えてほしいと思います。

次に、（5）この子供たちの交流を学校間の交流へとつなげていくことはできないかという質問でありますけれども、これは先ほど来、子供たちの交流の時間が少し少なかったのではないかというところからの質問であります。

この短い時間ではなかなか打ち解けることが難しいのではないかと感じました。そこで、学校の活動の中で、Z o o mやL I N Eなどソーシャルメディアを活用して、先に画面越しだけでも交流をしておけないかと思いました。このような交流を先にしておけば、お互いに会うことが楽しみになり、実際に会ったときに一気に距離感が縮まると思われるからです。

ほかにも、お互いが研さんできる環境づくりをできるのではないかと期待が持てると感じたからであります。どうでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどもご答弁させていただきましたが、本事業につきましてはスポーツ少年団が中心であったということでございます。

今後の北谷町の交流事業、先ほど町長が申し上げましたように、いろんな方面で進んでいる中で、やはり子供を中心にやっていくところかなと思います。

先ほど議員がおっしゃったように、いろんなビデオ的なもの、D Xの活用とかも含めまして、交流の規模や方法、それが学校間になるのか、地域的な交流になるのかは別としまして、いろんな方法を検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） ぜひお願いいたします。期待しております。

次に、2、鏡石町と八芳園との関係についてお尋ねいたします。

（1）八芳園とは何なのか。鏡石町と八芳園は何をきっかけに関係を持ち、どんなことをしてきたのか。そして、どのような成果があったのかお教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

八芳園につきましては、東京都港区に所在する企業でございまして、結婚式や宴席、レストランなどを主な事業としており、近年は総合的総合アートのプロデュース企業としまして、食を通じた交流文化、交流人口、関係人口の創出につながる事業も手がけていると、全国展開をしているというような企業でございます。

八芳園とは、きっかけでございまして、本町の県立岩瀬農業高校と八芳園の間に、産学、産業と学校の学問の協定を結びまして、それにより販売しました商品につきまして、鏡石町のふるさと納税の返礼品として登録したということがきっかけでございまして、

その後、県の補助金等を利用して、鏡石町地域産品リブランディングプロジェクトとしまして、鏡石産の苺、米、桃やリンゴなどの果樹などの農産品の6次化を目的とした商品開発を行っていたと。

成果としましては、ちょっと残念ながら、この辺では売っているわけではないんですが、6次化の商品につきまして、八芳園のほうのレストラン等におきまして提供して、町のPRイベントも八芳園のほうで開催するなど、令和3年度から5年度までの3年間の間で実施してきたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 八芳園との関係の経緯というのは分かりました。

ただ、今最後に言っていたように、その成果としていろいろなものをつくったと。ただ、それを八芳園のほうのレストランですとか、なかなか町内でお披露目、または販売するに、あまり長期にわたってはできていないというところでございます。それは非常に残念なことかなと思っております。

今、八芳園がどういうものかというのを聞いた中で、非常に有望な会社というか、名前も非常に通っておりますし、そのような会社といろいろ連携をするのであれば、町内に対して

もその成果というのを遺憾なくお披露目してほしい。

また、近隣町村に対しても鏡石町は八芳園と一緒にいろいろなものを取り組んでいるというのを知らしめてほしいなというふうに思っておりますが、今後どうお考えでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

確かに我々もその点が残念でございます。言い訳になってしまいますが、いろんな原因がございますが、やはり生産量の問題という形で、生産量がなかなか確保できないというのは、こちらの原材料の部分で、なかなかあちらのほうに提供することができないというのがまず一つの原因でございます。

また、加工する施設につきましても、実際には八芳園のほうで加工するというので、ほかの全国の自治体と協定結んでいるところでは、やはり地元加工場があって、その加工したものを大量に保管しながら供給していくというような流れができているところがあるという形でございます。

商品的なものにつきましては、今回数量がなかなか限定されておりますが、「いちごバター」という商品を開発したのにつきましては、近々にふるさと納税の返礼品として、ただ、これネット上じゃなくて、今回、昨日から始まっています八芳園のM u S u B uというところで鏡石町の部屋をやって、現在、日曜日までやっておりますが、その現場じゃないと、ちょっとそこは返礼品のあれができないんですが、そういう形では、PRの部分ではそういう形で鏡石町というものを提供していただいているというようなのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 熊倉議員。

〔3番 熊倉正磨 登壇〕

○3番（熊倉正磨） ということは、町外でのPRはしているということですね。ちょうどこの議会中に東京のところでもいろいろ、1週間ぐらいですか、たしか。その鏡石町の特産のものをそうやって販売しているようでございますけれども、それを町民がどれだけ知っているかということを見ると、せっかくいいことをやっているわけですから、町民がみんな知るところであり、また町内でそういうものを手に取れる機会をぜひつくってほしいと思っております。

少し、次の質問にもかぶってしまったかと思っておりますけれども、（2）であります。

今後、どのような関係を築いて、何を成し遂げたいと考えているのか、その展望を教えてください。

○議長（角田真美） 執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

おっしゃるように、八芳園という企業につきましては、首都圏におきまして大変訴求力のある、要するに有名な企業でございます。そこと包括連携協定という形で、鏡石町は協定を結んでおりますが、本町の優れた農産品のPRのために重要であるというふうな形でございます。

議員がおっしゃるように、ちょっと町外のほうのPRがメインになってしまっておりますが、今後もこのような各種事業におきまして連携を進めていきたいというふうに考えております。

八芳園につきましては、先ほど言った食だけではなく、全国にも各自治体と協定を結んでおりますが、地域の付加価値の向上に取り組んでおりまして、将来的に、これまで取り組んだ農産品に加えまして、食、観光など多方面で町の魅力を向上させるような事業に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） ぜひ期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、（3）このような取組を町民にもっと周知すべきと考えておりますが、町はどのような宣伝をし、その効果に満足しているのかというところをお聞きいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

これまで岩瀬農業高校、または郡山開成学園などの連携事業の中で、八芳園とも連携をしまして、田んぼアートやかんかてらすのイベント等における取組につきましては、個別に事業ごとに新聞報道などでお知らせはしているところですが、これで、じゃ知っているのかという話になりますと、またそれは、やっていることと結果はまたちょっと乖離している部分があるのかなと思います。

これらの事業につきましては、町の農産品の付加価値の創出や関係人口、交流人口の創出を主眼としております部分もありまして、八芳園との連携事業そのものにつきまして、議員がおっしゃるように、町民への理解、周知不足につきましては、我々も思っているところがございます。

また、町の産品をつくりました商品のプロモーションにおける町の魅力のアピールなど、外に向けてはある程度効果はあったと思いますが、先ほど来申し上げましたように、開発し

た商品につきまして、まだまだ町内の方にはなかなか周知が徹底されていなかったのかなという形でございますので、見える形での町民や町への還元という部分について取り組んでいく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 私はこの取組、関係性に大きな期待と可能性を感じております。

先ほど、課長の答弁の中には出てきませんでしたけれども、郡山開成学園さんとの協力して商品開発というのもあったようであります。あと、岩瀬農業高校との取組、素晴らしいものだと思っております。町がこんなに素晴らしい取組をしていることを、もっと町民に知ってもらいたいと思っております。

今の答弁を聞き、町がいろいろな手段で宣伝をしていることは分かりますが、さらに多くの町民に知らしめてほしいところであります。どのような手段が有効なのか、私自身も模索しているところではあります、今後さらなる検討を期待いたします。

それでは、次に3、次世代を担う人づくりと生涯学習について。

（1）鏡石町には各分野で活躍、また著名な方が複数在住していると思うのですが、町ではそのような方々を把握しているかどうかというところでございます。

この質問、これのきっかけになったのは、この場にいらっしゃいます町島議員を知ったところによります。皆様はご承知であると思えますけれども、私が出たのは実際、数年前であります。1976年、モントリオールオリンピックに自転車競技の個人追い抜き、団体追い抜きの日本代表として出場。その後は競輪選手としてデビュー場所、完全優勝を果たすなど、通算355勝を上げる輝かしい成績を残しております。こんなすごい人がこの町にいたなんて、私は驚きました。

ほかにも、この方も数年前に知ることになりますが、柿木孝之さんという方がいらっしゃいます。この方も自転車競技に関わっている方ではありますが、選手としての活躍もさることながら、指導者として長く日本代表のコーチ、監督として活躍された方で、前回の東京オリンピックにも参加しております。これも非常に驚きました。

そして、思ったわけです。鏡石町にはほかにも各分野で活躍、著名な方がいるのではないかと。そして、町はそんな方々を把握しているのか。もし把握していないのであれば、ぜひ見つけ出してほしいと思い、質問いたします。ご答弁お願いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

教育委員会におきましては、文化・スポーツ面での限られた分野にはなりませんけれども、町内在住の、町出身の著名人といたしましては、今、議員のほうからお名前が出ました自転車競技オリンピックの町島洋一氏、また絵本造形作家の菊地清氏など、数名の方の把握はしております。

なお、教育委員会のほうでは、教育・文化・スポーツ活動で活躍された方を対象に、表彰規程に基づきまして、年に1度表彰を実施しておりますので、各学校や生涯学習文化協会、体育協会などからの推薦、新聞報道なども含め、様々な成績を修められた方々の情報収集にも努めているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 今のご答弁によりますと、教育、文化面に関しては把握している。ほかの分野に関しても、きっと活躍されている方、またその分野では著名、一流の方というのが多数いるのではないかと思いますので、ぜひ各分野に視野を広げていただいて、そういう方々を見つけ出してほしいと思っております。

それでは、（2）鏡石町に在住する各分野で活躍、また著名な方々にスポットを当て、町民にその専門技術、知識を披露、また教えるなど、広く交流する場を提供できないかという点であります。

今も教育長の答弁で、教育、文化に関しましては、そのようなご活躍、著名な方というのは把握しているというところがございます。であれば、そういう方々と町民の交流の場、これをぜひつくり出してほしいというふうに思っております。

確かに今まで、広報などで町で活躍している人や頑張っている人を取り上げているのは見たことがあるんですけども、そこからさらに教室や講演など、交流するところまで進んでほしいと思っております。それにより、興味を持ち、その分野に進んでみようと思う人が出てくるかもしれません。

また、各分野で活躍される一流の方々の思考や取り組む姿勢に触れることは、今後の成長に大きなプラスになり、次世代を担う人づくりにつながっていくと考えられると思っております。

今回、ご紹介しました町島議員や柿木さんのような方が自分たちの町にいます。これは本当にすごいことだと思います。こんな貴重なご縁を生かさないのは非常にもったいないことだと思っております。

一例としまして、例えば町内にサイクリングコースをつくって健康教室を開くや、また自転車競技の教室、さらにはロードレース大会を開催するなど、そういうことができれば非常

にいいかなというふうにも思っております。

このような取組は、町民にとって、また各分野で活躍している方々にとっても、さらには町にとっても今後有益なものになると思っております。ぜひ、出会い、交流、成長、喜びとつながっていくような場を提供していただきたいと願っております。

最後は提案のような形になってしまいましたが、ぜひ検討していただいて、町の方々にいろいろな方々との交流を深めていってほしいと願っております。

以上、皆さんの思い、これが到彼岸することを願い、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（角田真美） 3番、熊倉正麿議員の一般質問はこれまでといたします。

---

#### ◎休会について

○議長（角田真美） ここでお諮りいたします。

本日の一般質問はこれまでとし、明日3月8日午前10時から一般質問を再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、3月8日午前10時から一般質問を再開することに決しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時40分



第 3 号

令和6年第3回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和6年3月8日(金)午前10時開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(11名)

2番	中 畠 伸 子	3番	熊 倉 正 磨
4番	東 悟	5番	根 本 廣 嗣
6番	町 島 洋 一	7番	稲 田 和 朝
8番	込 山 靖 子	9番	吉 田 孝 司
10番	小 林 政 次	11番	円 谷 寛
12番	角 田 真 美		

欠席議員(1名)

1番 畑 幸 一

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	根 本 大 志
福祉こども課長	菊 地 勝 弘	健康環境課長	大 木 寿 実
産 業 課 長	吉 田 光 則	都市建設課長	根 本 博
上下水道課長	圓 谷 康 誠	教 育 課 長	大 河 原 正 義
農業委員会 事務局 農業委員会 会長	倉 田 知 典	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	佐 藤 喜 伸
	菊 地 栄 助	選 挙 管 理 委員会 委員長	草 野 孝 重

---

事務局職員出席者

議会議務局長 緑川憲一 主査 藤島礼子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届出者は、1番、畑幸一議員の1名です。

本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

---

◎一般質問

○議長（角田真美） 日程第1、一般質問を行います。

---

◇ 吉 田 孝 司

○議長（角田真美） 一般質問の通告がありますので、9番、吉田孝司議員の一般質問の発言を許します。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 皆さん、おはようございます。9番議員、吉田孝司であります。

いつもですと、この一般質問の冒頭には、原稿を用意して原稿を棒読みで皆さん方に私の思いや考えを伝えておったんですが、今日は冒頭文の原稿も用意しておりません。そしてまた、当然のように一般質問内容の原稿も一切私は用意いたしません。しかし、質疑応答をする中で、しっかりと町政全般について理解を深めていきたいと。そして、私ども議員が理解を深めた後は、私どもが町民の代弁者と、町民と執行の中間に入って、そういった町の政策を伝えていくという役割を果たしてまいりたいというふうに思っているわけであります。

さて、先般、議会初日、3月6日には町長から町長説明、いわゆる所信の表明がありました。そして、これについてはどんなことが書いてあるかといいますと、今、行われている町政全般についての振り返り。そしてまた、これから、特に令和6年度に向けた町の在り方、そういったものをコンパクトに、そして全般的に網羅されて載せられております。その中から、私が感じたことを数点申し上げたいと思います。

なお、新人議員が6人おりますので、この要旨というものは本当に大事だと。毎回、私もこれは何回も読むんですが、ここに本当に全てが書いてありますので、これは絶対になくさないで、よく私も読んでおりますけれども、そういうつもりで何回も熟読したほうがいいものだと思っております。

まず初めに、今月号の広報かがみいしにも載りましたけれども、3月13日には鏡石スマートIC、インターチェンジが24時間化を迎えます。午前6時に使える。私も今まで、このスマートICをかなり利用してまいりました。といいますのも、仕事柄、矢吹白河方面、矢吹に行く場合は使いませんが、白河方面、あるいは郡山の南部ほうに行ったりする場合には、こういったものを使わせていただくことがありましたし、また私の患者さんが例えば緊急搬送という場合には、そちらのICを使って高速に乗って、例えば郡山、医大までということも実際あったというふうに認識しています。ですので、このスマートICの重要性というものは、物すごい前から私も認識しておりまして、この24時間化、あるいはこれからの課題でありますけれども、大型車の通行、こういったものをずっと前から訴えてまいりました。

これが、間もなく3月13日の午前6時に実現するという事は、極めてこれもまた鏡石町にとっては画期的なことでもあります。産業振興、そしてまた、先ほど申し上げた地域医療の向上に向けて、このことは大変素晴らしいことだと思いますし、これに向けて町長の努力、そしてまた、私どもも国会要望ということで一昨年参ったときに、町長と共に参りましたけれども、そういった我々の努力もありました。そしてまた、特に地元の国会議員である根本匠先生にかなりご尽力をいただきまして、このような実現を見たということでもありますので、本当によかったと思いますし、感動しておるところでございます。

そしてまた、今年のもう一つの感動は、町長が令和6年の重点事業として掲げておられる9項目、昨年は大きく3つを挙げたと思うんですが、今年は9つということで挙げられました。その中で、まず初めということで、成田遊水地整備対策の推進ということで挙げておられます。この鏡石町の重要施策の中で、イの一番に成田の遊水地を取り上げていただいたこと。これは、本当にその意味がどれだけ皆さん方に理解できているのかどうかということなんです。この鏡石町に13の行政区がありますけれども、成田の問題を一番最初に取り上げる。もちろん各行政区にいろんな問題がありますけれども、その問題を取り上げていただいたことというのは、成田の方々にとっては喜びでありますし、しかしそれだけではなくて、この成田の問題が鏡石町を挙げて解決しなければならない、町を挙げて解決しなければならないということをイの一番に言っていたということだというふうに思います。

私どもも、今は一議員として説明会に参加をしておりますが、以前は特別委員会を組織し、国と対峙をいたしました。執行が国に対峙する、一生懸命やっていたのも分かりますが、それを補助する意味で、特別委員会を立ち上げやってまいった実績はございます。今は、執行が単独で、あるいは協議会、行政区等とタイアップしてやっておられるというふうに思いますけれども、しかし私ども議会としても何とかこれは後押ししなければならないということで、私も陰に陽に動いているところでございます。微力ながら、これからも出身地元、成田のためにも、私も頑張りたいというふうに思うわけであります。

そしてまた、新事業、後で一般質問の中でお尋ねいたしますが、新事業といたしまして、私の母校であります福島県立医科大学との連携。こちらは本当にありがたいことだというふうに思っております。といいますのも、ご存じのように、先般、町のほうで矢吹先生をお呼びして、大先生でありますけれども、私の大先輩でありますけれども、お呼びしての講演会を開き、そしてまた、そういった形でさらなる関係を深め、これからの事業の実現に向けて動き出そうとしている様子に、私は大いに敬意を表するところであります。

また、健康長寿の町づくりということで、これは私が選挙で一番に、平成27年、の8年、9年前の選挙ですが、そのときの公約のまさしくその一つでありまして、健康長寿の町づくり、これをまさしく今やっただけいでいる。8年、9年たってようやく実現しているのかなんというふうに思っているわけですが、これもまた現在の町長以下、執行の方々の取組について深く敬意を表するものであります。

そしてまた、12月の一般質問で私が質問をさせていただきました、提案させていただきました高齢者の補聴器購入について、これも地区懇談会等での要望があったということで、私も代弁して述べたつもりですが、これについても新年度予算の中でご配慮いただきましたこと。そしてまた、鏡石健康ポイント事業ということで、いわゆるDXの推進の一環として、ポイント事業、こういったものを始めていただけるということは、極めて画期的であると思いを感謝しております。

さて、まだまだ前段として申し述べたいことはあるんですが、進めていきたいというふうに思っております。

まず、1番の質問であります、我が町と他の自治体との相互交流、相互協力についてお尋ねをいたしたいと思っております。

これから、(1)から進めていきますが、まず沖縄県北谷町との相互交流ということになります。

これにつきましては、昨日、熊倉議員から子供同士の交流からその質疑が始まり、そして最終的には、町長からそういった交流をどんどん広げていきたいというふうな発展的なお話もございました。大変これは重要なことだと思います。このテーマをなぜ取り上げたかといいますと、先般、全員協議会の中で、沖縄の北谷町の子供たちが来るんだということを議会に説明をいただいたわけでありまして。2月9日から2月12日まで4日間の日程でおいでになると。昨日、企画財政課長から説明あったとおり、実質、町内には2日間の滞在、あるいはいろんな体験ということで話があったということでもあります。

内容については、北谷から19人の方々が来ると。団員が14の指導者が5というふうな数字であります。これを見たときに、これだけだと、ああ、今年も来るのかなんて思って裏のページを見たときに、実は第1回、平成4年度の交流から、第10回までの交流の全ての内

容が書かれておりました。これよく見ますと、私も関わり深いのが2つあるんです。といいますのも、第1回の交流事業に行ったのは私です。この42名の中で、子供27人のうちの1人が私でございます。平成5年3月25から4月1日までの7泊8日で、沖縄県北谷町に行かせていただきました。どうして行かせていただけたかといいますと、私も当時、鏡石町のスポーツ少年団、剣道のほうに所属しておりましたので、その中で行かせていただきまして、いろいろな体験をさせていただきました。

そのときに、大変お世話になりましたのが、私の尊敬する木原秀男元議員なわけでありませう。木原さんの尽力があってこそ、この沖縄県北谷町との交流がなされたということは、先日発行になりました地元のマメタイムスさんの中でも取り上げられていることであります。木原さんの話も、議員になってからも、そしてお亡くなりになるまで、様々なお話いろいろさせて、教えていただいたことたくさんありますけれども、この交流事業、本当に大変だったということで聞いていましたし、本当にあのときお世話になりましたなんということも話をした覚えはあるんですが、木原さんの努力でこの第1回からスタートし、そしてまた、その後は、町当局の尽力、ご協力もありながら、このような形で連綿として交流活動が続いてきているということだと認識しております。

その中で、私の体験を申しますと、平成4年に私は中学校2年から中学校3年に上がるときの春休みだったというふうに認識しております、行きました。私は剣道スポ少でしたけれども、サッカースポ少、ソフトボールスポ少、木原さんのです、ほかのスポ少の方々も含めて子供27人ということで、大勢で行きましたし、大人も15人行って42人でありました。

沖縄での思い出がたくさんありまして、中でも恐らくこれからはもうやることもないであろうスキューバダイビングまで体験をさせていただきました。スキューバダイビングというと、本当に何ですか、ボンベをしょったりしてこんなやったりして大変だなと思って、まさかそんなことを、自分が中学生でさせてもらえるなんて思えないような体験をさせていただいたことを、今でも覚えています。沖縄の料理、なかなかこちらとは違うような風土料理たくさんいただきましたけれども、そういうものもいただきました。そのような思い出残っておりますし、そのときにほかのスポ少の、北谷もそうですが、鏡石町のほかのスポ少の方々との交流も、言い方悪いんですけども、初めてそういったところで交流もできたということで、対外的な交流もあるし、身内の中での協力や一致団結、そういったものも身につけたような記憶があります。

ですので、こういう機会をぜひとも交流事業、来る者を迎える、あるいは我々が向こうに行かせていただく。そういうようないわゆる交流事業は、これからも継続してやっていただきたいというふうに思います。

平成15年のとき、これについては、ここにアスタリスクが書いてありまして、これは正式

なスポ少同士の交流ではないということですが、これは北谷町の剣道スポ少が実は来町いたしまして、この際は私も剣道の今度はスポ少の指導者として携わった記憶がございます。私も大体15年程度、指導者として鏡石町剣道スポ少に在籍しておりましたので、そのような中で携わった覚えがあります。ですので、指導者としても実際に子供としてもこのような形を体験する中で、昨日、熊倉議員が質問していたことを聞いていると、やはり本当にその重要性というものがさらに深められ、そしてまた執行がその答えをしっかりお出しになったことに大きく評価しているわけであります。

私が今、沖縄県北谷町との特に子供同士の交流についてのお話を今、前段としてさせていただきましてけれども、実際に（1）番の質問であります。これは、子供同士の交流だけではなくて、北谷町との相互交流、あらゆる交流、世代を超えての交流ということになります。そういったもののこれまでの経緯及び特に昨今の交流状況がいかかなものか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） おはようございます。

9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

沖縄北谷町との総合交流の経緯というものでございますが、経緯につきましては、今、議員のほうから詳しくおっしゃっていただきましたので、そのとおりです。平成5年のスポーツ少年団の北谷町訪問をきっかけとして始まったと。東日本大震災とか新型コロナウイルスの影響で一時途絶えたときもありますが、これも議員が先ほどからおっしゃったように、先月久しぶりに、28年度以来、スポーツ少年団の交流が始まったという形でございます。

そのほかのことになりますと、主に産業部門の交流としまして、鏡石の米づくり部会として、25年から産業まつりのほうに参加しているということでございます。このほか、民民とか個人的な付き合いにつきましては、ちょっとうちのほうでは把握しておりませんので、そういうふうな形でご報告という形でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） これについては、子供同士の交流について、熊倉議員が質問をなされなければしようかなと思ったんですが、この新聞記事にも、マメタイムスさんに書かれているように、昨日指摘ありましたけれども、地元の子供たちの交流、スポ少とか関係なくて、例えば沖縄の子供たちが来たから、例えば町民の子供で希望があればそういうものを集めてどうすんだというような、地元の交流、子供たちとたくさん交流させるという機会が少なかった



たんじゃないかということが意見としてありましたから、それは私も同感でありますし、ぜひこういったものをしていただきたいというふうに思っています。これは、期待して終わりたいと思います。

といいますか、昨日、町長答弁あったように、子供たちの交流をきっかけ、あるいは今、課長答弁あったように、産業の分野での交流、米作りですね。米の販路拡大という意味では、買ってくれるところは本当ありがたいこと。今のこの世の中ではありがたいことだと思いますから、ぜひともこれからも頑張っていたきたいというふうに思っております。

それでは、(2)番であります。

(2)番については、これはご存じのように、今年の元旦の能登半島地震での震災、本当に大変悲しい出来事でありました。そしてまた、我々が経験した東日本大震災をほうふつとさせるようなこと。元旦から危機管理、そういったものを考えさせるような機会となったことでもあります。そこで、この前、これも執行から説明ありましたように、能登半島地震に係る支援については、一連のものをタイムスケジュールといいますか、時系列でご説明いただいたところでもありますけれども、そのような中で私が考えたことが幾つかありましたので、お尋ねをいたしたいと思います。

(2)番の質問であります。

そういった東日本大震災の経験、そしてまた今回の能登半島地震における経験、あるいはそういったものの教訓を生かして、災害時における連携や支援、協定締結、そういったものをしていく必要があるかどうか、お尋ねをいたしたいというふうに思います。

○議長(角田真美) 質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長(木賊正男) おはようございます。

9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

今議会の冒頭の中でもお話を申し上げましたけれども、町と他の自治体との災害時における連携や支援は必要であると考えております。大規模災害時には、避難所の開設、運営、飲料水の給水、そして住家被害の認定調査、罹災証明書の交付、そして各種被災者支援、復旧に関する業務などの多くの業務の対応が必要となります。このため、町では大規模災害時に、人的、物的支援の協力を確保するため、福島県及び県内全市町村のほか、近隣だけでなく広域での連携が必要なため、県外の15市町村と防災応援協定を締結しております。

平成23年の東日本大震災時には、協定先の自治体から人的、物的支援を受けており、また今年1月の能登半島地震におきましては、協定によりまして、富山県氷見市に町職員2名を派遣しております。今後も、他の自治体と連携、協力を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 町長、しっかりその辺を認識されておられるというふうに思います。昨日の込山議員の答弁の中からも、町のしっかりとした取組、そしてまた健康福祉センターの福祉避難所としての役割というものの中でそういった答弁をいただいたことで、本当に災害時における対策、講じられておられると考えております。

今、町長から説明あったとおり、東日本大震災においても、資料も頂いておりますけれども、全国各地から様々な支援をいただいております。そしてまた、今回の能登半島地震においても、石川県、富山県の方面に向けて支援をいち早く行われたということ、本当に迅速で内容も素晴らしいものがあったということで、評価しておるところであります。

先ほど、全国で15市町村ということでありましたけれども、これからもどんどん広げていきたいというふうなお考えだということだと思います。例えば、この地図を見てみますと、もちろん全国的にばらばらというような支援、あるいは相互関係を持っているところがあるんですが、これもっともっと、例えば九州のほうは何もないようですし、例えば中部地方とか、東北の北部とか、それこそ北海道とかありません。そういったところと何かしらやはりこれからも連携、あるいは交流を深めていただきたいというふうに思っています。

というのは、全国的、皆さんご存じのように今回は能登半島地震、我々のときの東日本大震災は三陸沖ということで、もちろんプレートというのは全般的に見ればつながっていると思うんですが、しかし地震というのは、大体ある程度、例えば東北地方なら東北地方みたいに、今回は北陸地方のように、簡単に言うと地方別にしか大きな地震は起きないというふうな形だと私は思っています。

今、一番恐れられているのがいわゆる南海トラフというもので、首都圏を含めたそういった大きな地震が想定されるんだと思うんですが、そういう中でどこかの、例えば全国で見たときに、どこかの地区が例えば被災を受けても、逆にほかの地区は被災を受けなくて残っているということになるわけで、お互いにそれをカバーする体制がそれをそれぞれが国、あるいは都道府県同士、そして市町村同士ということで、様々な段階で支援活動が行わなければならないと思っているんですが、町長、先ほど今15市町村ということですが、その今、いわゆる空白になっているような市町村、ところに向けて、自治体との連携を深めておく必要性はあるかどうか、そういったことでお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（角田真美） 吉田議員に確認いたします。これは（3）番でよろしいのでしょうか。

○9番（吉田孝司） （2）の再質問であります。

○議長（角田真美） はい、分かりました。

吉田議員の再質問に関して、質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 再質問にご答弁を申し上げます。

ご提案いただきました広域的な部分での連携協定というふうな形であると思っておりますけれども、町における県外の15市町村、いずれについても町として、全国のあやめサミットでの交流であったり、鏡という名前のつく交流であったりというふうなことで、先ほどの質問の中に北海道、九州というふうなお話もありましたけれども、北海道のほうは、全国あやめサミットの中で厚岸町、そして長万部町というふうなところがこの協定の中に入っております。

九州はかつて1つあったんですけれども、九州についてはあやめサミットのほうから抜けてきてしまったというような状況がありましたので、そちらについてはありませんでしたけれども、広く友好を、協定を結んでいるというふうな状況でございます。私も東日本大震災のときに、いわゆる前段としてあやめであったり、鏡のサミットであったりというようなことでは、遠方との交流協定というのはどんなものなのかなというふうには思っていたのですが、いわゆる大規模災害時には、やはり隣接よりは遠隔で離れたところのほうがいいというふうな状況は改めて感じたところがありますので、今後もそんな広がりを持っていきたいというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ぜひ、よろしくお願いをいたします。

（3）番、こおりやま広域連携中枢都市圏、これは通称こおりやま広域圏というふうに呼ばれておると思います。我が町も含まれております。もちろん、郡山市を中心として、今、幾つ自治体が入っているか分かりませんが、いわゆるこの県中、あるいは県北の一部、県南の一部が入っている郡山を中心とするこおりやま広域圏だというふうに思いますが、その現状、最新の現状、私ちょっと分かりませんので、その現状に鑑みて、その中における我が町の位置づけや果たすべき役割はどのような形になっているのか、お尋ねをいたしたいというふうに思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

こおりやま広域圏、こおりやま広域連携中枢都市、いわゆるこおりやま広域圏におきましては、総務省の連携中枢都市構想に基づきまして、郡山市を中心としました県中地域の市町村が平成27年から協定を結びまして、現在は17市町村が参加する枠組みとなっております。

こちらの連携中枢都市圏の目的としましては、経済の牽引、高次の都市機能の強化、生活サービスの向上というような3つの大きな柱がございます。

令和5年度におきましては、圏域の魅力をアピールするためのデジタルパンフレットの作成、移住定住を目的とした地域体験ツアーの実施、各種のイベント、研修会の相互参加など、80の連携事業の取組を実施しているところでございます。構成市町村の役割としましては、このような連携事業を通じまして、フルセット、何でも全部やるという行政から、そういう共同でできるものは共同でやろうとか、そういうことで圏域内からの共通化と、あと市町村独自事業の展開を行うことによりまして総合的に事業効果を高めていって、先ほど言った3つの目的を達成するというような役割でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 今、こおりやま広域圏には17市町村が入っているということで、県内59市町村のうち17ですから、3分の1から4分の1ぐらいですか、の間の市町村、結構大きな塊になっていますよね。これは、本当にこれからの時代を見据えたことだと。それを総務省が進めているんだと思います。かつて、いわゆる道州制とかそういうものもあって、自治体を合併とか統合、そういったものも、統廃合もありましたけれども、今、そういう中で実際にこの形じゃなくて、いわゆる連携を深める。あるいは、この80の項目ですか、80の項目においていろんなことを自治体同士、あるいは自治体を超えてやっていくということで認識しておるわけでありませう。

その中心となるのが、やはり郡山市だと思えます。私も郡山の市長さん、品川さんとは前は毎月1回会うぐらいの仲で、集まりでしゃべったりはしていたんですが、特に昔話をすると、前の町長のときに、福島大学の農学部をどこに持ってくるんだという県内の誘致合戦があったときに、前の町長ともいろいろ論争しましたがけれども、これは自分のところの自治体だけ、あるいは隣の天栄村とだけやったら来ないという話を私がした覚えがあるんです。というのは、郡山市がそのときには単独で動きましたけれども、郡山市はどうやらアメリカの何とか大学のパークレー校と連携してというのをアピールして、それで福島大学を呼ぼうとした。我が町はどうしたかという、天栄村と協力をして、岩瀬牧場あるいは岩瀬農業高校を、そういったものを中心にして呼ぼうとした。須賀川は何で交ぜなかったんだといったら、その辺のことははっきり答えてもらえなかった。

要するに、須賀川、言い方悪いんですけども、鏡石と天栄だけで呼ぼうとしてもなかなか私は難しかったというふうに思っていますし、例えばある意味、郡山と既にこういった、平成27年ですから、こういう中でこの県中地区、郡山を中心とするところにやっぱり何か持

ってこようと、県北とか県南とか会津とかいわきに持っていかれないように、特に今は何でもかんでも震災復興ということで、いわきの、浜のほうに持っていかれちゃっていますから。

しかし、復旧復興をしなくちゃいけないのは福島県全体、鏡石町もその一つだと私は思っています。もちろん浜に比べれば、原発被害という意味では少ないほうだと思いますけれども、しかし震災からの復興はまだ終わっていないといふふうに復興大臣も言っていますから。内閣総理大臣も言っていますので。ですので、復興のさなかの中で、やはりこの県中地区でもやはり協力してやっっていなかなくちゃならないと思っていますので、ぜひこのこおりやま広域圏の中で様々なことを協力してやっていただきたいと思います。

先ほど、答弁があったかどうか分かりませんが、我が町のいいところたくさんございます。特に今は鳥見山の、今年はトラックを改修し、そしてまた陸上競技場としての公認資格を取れるようになるということで、本当に地域から注目される、このこおりやま広域圏の全ての自治体からも注目されるようになっていくと思います。ですので、そういった方々がそこで使えるようにしたりとか、あるいはお互いに、逆に我が町も郡山のそういう施設を使わせてもらうようにしたりとか、そういった形でいわゆる自治体を超えてのそういうものやっていただきたいと思いますというふうに思っております。意見までとしてこれは終わらせていただきます。

続いては2番、町内における交通事故の防止についてのお尋ねでございます。

ご存じのように、2月15日には鏡石駅の目の前といいますか、鏡石駅で死亡事故が起きたわけでありまして。本当にいたたまれない事故でありました。私もびっくりしたところでありまして。このような事故が起きて、本当にそれこそ19歳の若者が亡くなったり重傷を負う、そういった事故でありますので、その日、私もよく考えたんですが、人生というのは、あるいは人間というのは分からないものだなんというふうに思っておったわけでありまして。事故はやはり起きると。確率論的にもこれは起きると。しかし、起きないように努力をしなければならぬ。これは、どのような角度から見てもそのように思うわけでありまして。個人レベルで見てもそうだし、町が行う対策から見ても、事故が起きないように対策を講じる。ですので、みんなで考えていかなければならぬ問題だと思います。

そこで、(1)番。

最近の、これは我が町です、我が町における最近の交通事故の発生状況をお尋ねをいたしたいと思います。事故の数、あるいは事故の中では大きな事故、小さな事故、死亡事故、物損事故、いろいろあると思うんですが、特にその死亡事故のような大きな事故、そういったものの最近の発生事故をお尋ねをいたしたいというふうに思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 9 番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

最近の交通事故の発生状況でございますが、町内では令和3年に発生件数11件、傷者数14名、令和4年発生件数15件、傷者数19名、令和5年発生件数19件、傷者数19名でありました。平成30年以降、年間30件以内という低い水準で推移していたところではありますが、新型コロナウイルス感染症が5類となり、町民の皆様の日常が戻りつつある状況で、交通事故につきましても増加傾向にあるのではないかなというふうに思っております。

また、町内の交通死亡事故でございますが、平成29年12月30日に久来石の国道4号で発生しました死亡事故から約6年間、町内では死亡事故は発生しませんでした。今定例会の所信挨拶の中で申し上げましたとおり、2月15日に鏡石駅前で死亡事故が発生しております。交通事故は、被害者はもとより加害者も悲惨なものでありまして、町といたしましても、このような事故が二度と起きないよう危険箇所の点検と対策、そして交通安全の啓発に努めていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 先ほど、町長からお話ありました2月15日の死亡事故についてであります。この事故の原因というのは、これは警察の検証で最終的には分かるんだと思うんですが、今回の事故の原因はどこにあったのか、それは町としてはどのようにお考えになっているかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 今回の事故の発生の原因につきましては、9番議員ご承知のとおり、関係各位が現場検証の中で検証しているような状況でありまして、いわゆる報道の中ではアクセルとブレーキの踏み間違えというふうなこともあります。町としては、そちらのほうの対応としても、アクセルとブレーキの間違いのないように、補助装置のいわゆる支援というふうな形での対応もしておりますので、そちらは原因は直接的にはまだ不明でありますけれども、そちらのほうを受けながら、関係機関と協力をしながら対応していきたいというふうに思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） そうですね。まだはっきり分かりませんので、ぜひ、究明するのは警察の仕事だと思いますが、その結果を受けて、我が町でできることを対策していただきたいと

いうふうに思っております。

そこで、(2)番。

今、先ほどの事故とも関連しますが、今、高齢者だから事故になっちゃってこういうことになっちゃったんじゃないかということと言われると。でも、しかし元気な高齢者、あるいは運転させてみたらそれこそ上手に運転してくれるそういう高齢者もいる中で、高齢者だからそういう運転をしたということではないんだと私は思っています。ですので、しかしそういう中で、逆に事故を、やはりこういったことを考えて、やはりこの(2)番の質問でありますけれども、運転免許証を返納したいと。もう事故を起こさないうちに返納したいという高齢者が今増えているというふうに思うんですが、そういった方々の最近の動向、あるいは先ほど町長がお話になりましたけれども、そういった方々への町としての支援策をお尋ねをいたしたいと思います。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(吉田竹雄) おはようございます。

9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

運転免許証を返納する高齢者の最近の動向ですが、須賀川警察署における運転免許証の返納者の受理件数は、令和2年46名、令和3年39名、令和4年25名、令和5年37名であり、10年前の平成25年の返納者は1名でありましたので、ここ数年の返納者が多い状況となっております。

また、運転免許証を返納する高齢者への支援策としましては、高齢化運転免許証自主返納支援事業により、運転免許証を自主返納した70歳以上の高齢者に対し、タクシーやバスの利用券1万円分を1回のみ補助しており、制度開始の令和2年度から令和6年2月末までで、103名の方に支援を行っております。令和6年度からは、運転免許証を自主返納した高齢者に対して、2年目以降も継続して支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(角田真美) 吉田議員。

[9番 吉田孝司 登壇]

○9番(吉田孝司) 支援事業ということで、1万円分のNORUCAパス、バスの乗るやつですね。あるいは、タクシーの利用券を支給しているんだというふうに認識をしております。ぜひ、これをまた今年はおさら、新年度においては、先ほど課長答弁あったように、2年目以降の方にも半額ですか、予算の中では半額は面倒を見ていただけるということで、これもありがたいことだと思います。

あと、この経済的な支援のほかに、やはりその高齢者が、それこそ危険と思われる高齢者

が免許を返してくれない、返さない理由として、やはりこの公共交通機関の不備といえますか、充実の必要性というものを前から私も申し上げていますので、ぜひそういうものも含めて、いわゆるソフトとハードと両方の側面から、これからも検討していただきたいと思えます。

それでは、(3)番であります。

先ほど、高齢者は危険だというのは、これは間違いだというふうな話をしたわけでありませう。要するに、どんな人でも危険運転をする可能性はあるし、そして危険運転でなくても事故を起こしてしまう可能性があるという中で、そういう中で(3)番ですが、これちょっといい質問かどうか分からないんですが、お尋ねをいたします。町では、そういった危険運転を行う可能性の高い町民をいかに把握しているかということでもあります。ちょっと大まかな質問であります、まずお尋ねをしておきたいと思えます。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(吉田竹雄) 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

危険運転行為とは、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律というものがあるということでございまして、これの第2条に規定されていることをちょっと読ませていただきたいと思います。アルコールや薬物の影響により、正常な運転が困難な状態での運転、制御することが困難な高速道での運転、高速で殊さらに赤信号を無視する運転など、これらが危険運転致死傷罪に当たる行為というふうに考えられております。

町では、危険運転を行う可能性の高い町民ということでは把握はしてはおりませんが、こういった行為が発生しないよう、町交通安全協会や交通安全母の会をはじめ、関係機関と協力して、交通安全意識の啓発に力を入れていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(角田真美) 吉田議員。

[9番 吉田孝司 登壇]

○9番(吉田孝司) 今、課長おっしゃったとおりでありまして、アルコール、たくさんいまだにアルコール飲んで運転する方がいますよね。本当に恐ろしいことです。あと、薬物も同じような状況になって、こういった状況で運転されると本当に大変危険です。ですので、私も医師としての立場から見ると、こういった方々、いわゆるアルコール常飲者、あるいは薬物の常習者、こういった方々は、やっぱりある程度地域の声とか、あるいは前に言った警察の協力も得て把握することもできると思えます。そしてまた、スピード違反を繰り返す人、あるいは信号無視等の違反を繰り返す人も、場合によっては警察からの情報提供等で分かると思えますから、その辺は個人情報保護という観点もありますけれども、交通事故の予防とい



う意味では、警察あるいは県の公安等との連携をしていただいて、情報共有の上、対策を講じていただきたいと思います。

なかなか執行としても、そういった方々に注意してくださいよなんということを言うのも言いづらい部分もあると思うんですが、しかし逆に言うと、町と公安、警察等の連携等によって、逆に警察等から指導してもらったりとか、そういうことも可能だと思いますので、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

(4) 番です。

町内における交通危険箇所、これ幾つかあると思うんですね。私も後でお話ししますが、幾つかあると思うんですが、これを町はどのように把握しているか、その把握状況及びそれらについての対策についてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町内における交通危険箇所の把握状況については、警察署との情報共有、行政区要望、町づくり意見交換会、交通安全協会、交通安全母の会、教育委員会、道路管理者などからの意見、要望を町交通安全対策協議会として取りまとめ、危険箇所の把握をしております。

町内における交通危険箇所の対策については、道路を管理する町で直接施工することができる安全確保設備、区画線などは順次施工しておりますが、法的な規制が必要な信号機、横断歩道、標識の新設などは、須賀川警察署を通して県公安委員会に設置を要望しております。また、町交通安全協会、交通安全母の会において、広報車による事故防止の啓発、街頭指導の実施などにより交通安全対策を進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 交通箇所の把握、あるいは対策についてのいわゆる概論といいますか、そういう話を今お聞きいたしました。私が交通危険箇所といいますか、あるいはちょっとそれに近いような状況の話をしたいと思うんですが、境地内ですね。境地内で県道からずっと来る、そして境に入っていく道ありますね。あの通りというのは、境の中に入れば住宅地ですよ。もうすぐ住宅地。南側には工業団地もありますが、あそこはもう住宅地ですよ。その道路を大型車が高速で走行するケースが多発している。それは、地元の方々の声として、そしてまた私も確認をいたしております。境地区の方々から、簡単に言えば、「そういう状況ではいつ事故が起きてもおかしくないよ」と。「自分のうちの前で人がひかれて亡くなってほしくない」、そういう声が聞かれています。恐らく、境の区長さんあたりからも上がつ

てきているんじゃないでしょうか。

ですから、私は以前にすみ分け、ゾーニングという話をした覚えがあります。例えば、住宅地は住宅地、工業団地は工業団地、農地は農地というふうに、今はいわゆる都市計画の中でそういったことをしっかりやっていく必要があると思いますので、これ以上それについては詳しくは申し述べませんが、あの地区は少なくとも私は住宅地だとして考えておりますので、その住宅地を大型車が高速で、あるいは危険な状態で、先ほど課長おっしゃった高速走行、危険ですから、その状態で走ることがないような工夫。あるいは、それこそ大型車が通らないような配慮。もともと、工業団地には工業団地のほうに抜ける道といいますか、4号線に抜ける道あるわけですから、そちらを通していただくようにしてもらおうとか、やっていただく必要があると思います。

さて、(5)番の質問であります。ただいま我が町においてもいわゆる外国の方々が増えてきていると思います。これは、全国どこを見ても同じだと思いますが、そういった方々が、この前テレビを見ていましたら、標識が、一応免許を持って分かっているはずなのに、標識が読めなくて結果として事故になってしまったということがあります。簡単な標識であれば分かるんでしょうけれども、ちょっと複雑な標識だと分からないこともあるようで、そういった意味では、標識に例えば日本語が入ってあればその下に英語で小さくでもいいんで、見えれば、いわゆる英語表記、これは併記でいいと思うんですが、そういった形でやっていく必要が、これから国際化の中ではあるというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

交通案内標識は、外国人にとって分かりやすい案内となるように、国土交通省の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令及び道路の案内標識の英語による表示に関する告示により、平成26年4月1日から、道路案内標識に表示する施設等は英語またはその略称を表示することが原則となっております。交通標識については、県公安委員会が設置する規制標識と、道路管理者が設置する案内標識などがありますので、外国人にとって分かりやすい案内となるように、英語表記の併記を推進してまいりたいとは考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） それについては、今、課長答弁あったとおりで、これについては今後、国際化に向けてお願いをしてまいりたいというふうに思います。

大きい3番の質問であります。我が町における義務学校教育、小中学校教育についてお

尋ねをいたしたいと思います。

(1) 番につきましては、先般、12月議会で町島議員からお尋ねがあったことに関連がありますが、いわゆる不登校についてのただしであります。この前の12月議会では、11月現在のご答弁をいただきましたが、現時点における内容でお話を賜りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

(1) 番、不登校になっている児童及び生徒の現況、そしてそれらに対する支援策をお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

前回の12月議会のときから2か月過ぎまして、本町の不登校の児童生徒の現況につきましては、2月末現在におきまして、第一小学校が6名、第二小学校はゼロ、鏡石中学校が22名の計28名でございまして、前回よりも30日に欠席が達した子供が4名増えましたので、増加というふうになっております。不登校の要因につきましては、一人一人いろいろと原因が違いますので、なかなか特定することは難しいわけですが、いじめを要因とするものはないというのが本町の現状でございます。

不登校の児童生徒への支援としましては、学級担任による定期的な家庭への連絡、家庭訪問をしっかりと行っております。全ての子供とつながっております。そして、一人一人の状況に応じまして、学習内容や学習場所等個別に学習の保障をしているところであります。若草教室やフリースクール等へ行っている子供もおります。学校に来て別室で学んでいる子供もございます。家庭でプリントをやっている子供もございます。また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、町の保健師の方とも連携を図りながら、不登校の児童生徒一人一人に合った支援をきめ細かく行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 今、数字を聞いていて、この前よりもさらに4人増えてしまったということで、ちょっと残念な思いがあります。いじめはないということでもありますけれども、原因はいろいろということで、対策もいろいろ講じなければならないというふうに認識をいたしました。

参考までなんですが、会津美里町では、国のこどもデータ連携実証事業において、東北で唯一ですけれども、そういったデータを使ったりしてのこういう不登校対策もやっているようですので、これは不登校になる前の未然防止の対策ですね。不登校になってからでは私は

遅いと実は思っています。後手後手の対策では遅いと思っていますので、こういうものもぜひ参考にしながら、会津美里町のもので、やっていただきたいというふうに思います。

(2) 番、学校給食における食品ロス、フードロスというんだと思うんですが、これの予防策や善後策をお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

学校給食における食品ロスの内容としましては、児童生徒の食べ残しや、給食を調理する際の調理残菜等が挙げられると思いますが、小中学校におきましては、こうした食品ロスを削減するため、児童生徒が食べられる量に合わせた給食の量の調整や、食の大切さを理解させる食育授業の実施、栄養教諭、栄養士による給食の献立や調理方法を工夫するなど、食品ロスの削減に取り組んでいるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 今、教育長からお話がありましたけれども、それは私はある意味予防策、あるいは対策だと思っていて、実際にこれ余ってしまうものって多分あると思うんです、食べ切れなくて。そういったものが実際どのぐらいあるのか。なかなか量るのは難しいんでしょうけれども、それについて、じゃ、どういうふうに対策をしているかということをお尋ねをいたします。善後策ということですね。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 9番議員の再質問にご答弁申し上げます。

この残菜につきましては非常に難しい問題ございまして、昔は堆肥にするとか、あるいはいろんな形で工夫して有効活用するという方法が随分考えられて、本町でも実施された時期もあるわけですが、現状ではやはりいろんな面で逆にコストがかかってしまうということで、給食の残ったものについては焼却処分というのが、今、岩瀬地区を含めて全国的な傾向でございまして。

給食の1日の残菜量でございまして、一小につきましては、平均で1日最大でございまして24.8キロ、二小は0.2キロ、中学校が5キロで計30キロでございまして、これ他の町村の量に比べますと、一小は子供たちの数がありますのでこのくらいですけれども、二小、中学校については、非常に優秀な成績というのもおかしいんですけれども、大変残菜量が少ないかなと思っております。

そんな形でございますが、トータルで30キロ近く毎日出るということは、なかなか大変なことでございますけれども、先ほど申しましたように、なかなかこの有効活用というのは難しい状況で、議員がおっしゃったとおり、残菜が出ないような子供たちへの授業による啓蒙、あるいは献立の工夫、そういったことで減らしていくというのが大事なのかなと思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ぜひ、その取組をお願いをしたいと思います。

（3）番、夜間休日等において、大体これ学校においては先生や生徒がいない日だと思うんですが、こういった日において、学校教育施設、学校の管理体制がどのようになっているかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

小中学校での夜間や休日など、児童生徒や教職員が不在の時間帯につきましては、警備会社との契約によりまして、機械警備による警備体制を取っております。学校施設への侵入等、異常が検知された場合には、警備会社に警報が届き、ガードマンが現場に急行して初期対応を行うこととなりますが、学校の管理者へも連絡が行われますので、同じく現場に急行して対応をすることとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） これについてはもう少し詳しくやろうと思ったんですけれども、時間があれなので、1点だけ、私、忠告だけしておきます。

以前から学校施設、学校が電気がつけっ放しであると。人がいないであろうについているということは申し上げました。この前は、学校校舎の中の、恐らく給食室部分だと思うんですが、給食室のところが丸1日以上、暗くなって明るくなるまで給食室がついていたということで、人がこれは完全に消し忘れだろうと思いましたので、その辺しっかり徹底していただきたいということで申し上げておきます。

4番、町における行政手続の利便性向上についてであります。

我が町においても、行政手続のオンライン化を推進すべきと考えております。デジタル庁、総務省が出しておりますこのような書類でございますけれども、この中にもちゃんと地方公共

団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続ということでまとめられておりますけれども、そういったことでお尋ねをいたします。行政手続のオンライン化を推進すべきと考えるが、いかがかどうかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（根本大志） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

行政手続のオンライン化については、国において住民の利便性や業務効率化を図るため、利用者の多い手続を優先的にオンライン化を進めることとしております。

現在のところ、町民の方が多く利用される主な行政手続から申しますと、住民票、戸籍証明書、印鑑登録証明書、所得課税証明書など、各種証明書の発行については、マイナンバーカードを利用しコンビニエンスストアから取得可能となっております。また、3月から4月にかけて多くなる移動に伴う転出届についても、マイナンバーカードで手続が可能となっております。そのほかにも、電子申告や電子納税、企業からの税の移動手続、国民年金の手続など、オンラインで可能になっております。

オンラインを利用しました行政手続につきましては、年々利用件数が増加しているところであり、今後も、行政手続のオンライン化につきましては、国の施策や今月策定されます町DX推進計画に基づき推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） そこで、（2）番なんです、そのオンライン化の中の一環として、私やっていただきたいというのが一つあるんですよ。いわゆる（2）番、医療保険の限度額適用認定証、これについて私は積極的に発行すべきだと思っているんです。

以前の執行の説明では、これは申請してもらわなければ発行できないということでしたが、町としては既に情報は全て持っていると思いますから、申請があれば発行できるということで、その申請をオンライン化してもらえれば、なおかつもらいやすくなるんじゃないかということ、これについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（根本大志） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町で発行する医療保険は、国民健康保険と後期高齢者医療保険がございます。限度額適用認定証の発行方法につきましては二通りあり、1つ目は税務町民課窓口で申請手続をしていただき、限度額適用認定証の交付を受けます。2つ目は、マイナンバーカードを利用し受診

していただければ、窓口での申請手続は不要であり、自動的に限度額が適用され、限度額以上の支払いは不要になります。

本年12月からは、マイナンバーカードと保険証が一体化、いわゆるマイナ保険証となり、令和6年度はマイナ保険証と紙保険証を併用しますが、令和7年度からはマイナ保険証のみに移行する予定でございます。マイナ保険証を利用していただきますと、限度額適用認定証の発行は不要となりますので、利用促進に向けて周知を図ってまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） よく分かりました。

今度、秋からマイナンバーカード、保険証統合される、それを結局どんどん使ってもらいたいということですね。そのようにこれから進めていかなければならないということだと思います。

5番、町健康福祉センターほがらかんの利活用についてお尋ねをいたします。

（1）番、昨年10月10日の開館以降、利活用の状況や、いわゆる町民の声はどのようなものがあるかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

健康福祉センターにおける利活用の状況につきましては、10月10日に開館して以降、約1万2,000人の方に利用していただいております。多目的室や会議室、調理室では趣味の活動や知識、技能の習得のための講習会などの利用。つどいの広場では、平日は30人前後、休日は60人前後の方が乳幼児の遊び場、または子育て中の親子の交流の場として利用されております。フリースペースでは、小中高生の児童生徒たちが勉強したり、友達との交流の場としての利用。3階のリラックスルームでは、本を読んだり団らんしたりとリラックスできる空間として利用されております。

町民の声につきましては、施設の利用方法や要望事項があれば、その都度協議し、改善に努めております。また、以前と比べて遠くなったことについての声が寄せられておりますので、このような声は真摯に受け止め、今後の課題としてしっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。今後も、要望などがありましたら、その都度協議し、よりよい施設となるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 吉田議員。

[ 9 番 吉田孝司 登壇 ]

○9番(吉田孝司) そこで、(2)番でありますけれども、以前からいわゆる平時、震災のない平時における駐車場、あるいはそういう緑地等、そういった空きスペースを有効活用してはどうかという、いわゆる町民の声があったわけでありましたが、それについてどのようにこれからお考えになるかお尋ねをいたします。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。  
福祉こども課長。

○福祉こども課長(菊地勝弘) 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

健康福祉センターの駐車場や緑地の有効活用策につきましては、駐車場は約200台の駐車スペースがあり、駐車場内の外灯全てに100ボルト電源のコンセントが整備されております。また、緑地には町の木であるしだれ桜が定植され、水道の水栓も整備されております。今のところ、駐車場を利用したイベントなどの計画は考えておりませんが、今後これらの駐車場などの設備を活用し、例えばキッチンカーや地元農家の野菜の直売、子供向けのイベントなどを検討、協議し、ほがらかんが憩いの場となるようにしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(角田真美) 吉田議員。

[ 9 番 吉田孝司 登壇 ]

○9番(吉田孝司) ぜひ、先ほどの直売所、キッチンカー等、私も意見申し上げたことありますけれども、ぜひお願いをしたいと思います。

(3)今後、さらなるこのほがらかんの利活用に向けた方策をお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。  
町長。

○町長(木賊正男) ご質問にご答弁を申し上げます。

健康福祉センターの今後のさらなる利活用に向けた方策につきましては、健康増進事業、障がい福祉事業、介護予防事業、そして子育て支援事業等の普及、啓発の活動や、ほがらかんに入所している各事業所でのイベント、役場内の各課での行事や事業実施の際にも、積極的に活用していただくよう推進していきたいというふうに考えております。駐車場も広く、多くの集客も可能ですので、前の質問で答弁のとおり、各種団体のイベントでの施設利用も積極的に受付していきたいというふうに考えております。

また、最近では地元小学生が遊びに、また中高生が勉強のためにほがらかんに足を運んで来ていますので、子供たちにも多く使っていただける施設として、ほがらかんを活用してい



ただければというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 私も個人的にもぜひたくさん使いますので、たくさん使っていただけるようにまた取り組んでいただければというふうに思います。

6番、町民の健康増進についてであります。

（1）番、先ほども幾つか申し上げましたけれども、新年度において町民の健康増進に資する事業が検討されているというふうに思います。それについてお尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新年度の新たな事業としまして、福島県立医科大学との連携事業を展開する計画です。福島県立医科大学の先生、学生との協働により、生活習慣病対策や健康づくりに欠かせない栄養、運動に対する各種事業に取り組んでまいります。少子高齢化の進行や生活様式の変化、運動不足やストレスなどによる疾病の増加が懸念されている中で、町民の皆様が自らの健康に関心を持っていただき、病気に対する正しい知識や疾病予防など、元気に活動できる体力向上、心身ともに健康で充実した生活が送れるよう健康長寿の町づくりを進めていく考えでございます。

具体的には、運動習慣や栄養指導が身体機能に与える影響調査や、健康指導へ反映させる体力測定などを行う計画としております。また、鏡石健康ポイント事業としまして、ふくしま健民アプリを活用した、日々の歩行活動がポイント化される身近な運動を習慣づけていただく事業を行ってまいります。既存の事業と併せまして、さらなる健康長寿の町づくりを進めるとともに、町民一人一人の健康づくりを目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 最後になります。

（2）番、膵臓がん検診を追加して導入すべきと思いますが、これについてはいかががお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

吉田議員もご承知のとおり、膵臓がんについては、現在、厚生労働省による指針として定められている検診はありませんので、現段階で町として膵臓がん検診については、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

膵臓がんにつきましては、進行スピードが早く、発見されたときには治療が難しい場合も少なくありません。膵臓がんの原因は、糖尿病や肥満、飲酒や喫煙などがリスクを高めると分かっておりますので、膵臓がんだけではなく、がん全般の予防を含めまして、まずは生活習慣を整え、定期的ながん検診や健康診査を受けていただくことが重要でありますので、町としましては、それらにつきましては町民の皆様方に周知をしてまいりたいというふうを考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員の一般質問はこれまでといたします。

ここで換気のため、5分間休議いたします。

休議 午前11時14分

開議 午前11時19分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

傍聴者の方に申し上げます。

ご静粛をお願いいたします。

---

#### ◇ 円谷 寛

○議長（角田真美） それでは次に、11番、円谷寛議員の一般質問の発言を許します。

11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 最後の質問をさせていただきます11番議員の円谷寛であります。

紅白歌合戦なんか、トリとか大トリというのは大役なんですけれども、私の場合は単なるくじ運ですからね、関係ありません。

いろいろ今年の正月早々から大変な震災や事件などがあって、大変な幕開けになった2024年、令和6年でございました。

なんといっても、まず、元日早々の夕方の能登半島を震源とする最大震度7、マグニチュ

ード7.6という大変大きな地震があったわけでごさいます、いまだ、3月1日現在で住宅被害、これが戸数がどんどん増えているんですよ、時間がたつに従って。調べているからでしょうけれどもね。7万5,000棟、死者は241名、避難者は1万4,000人、それでも、これ直近ですね。3月に入っても、断水が1万8,880戸と続いているわけですね。

私どもも13年前に大地震を経験しましたが、改めて地震の恐ろしさというものを再認識をさせられました。私たちは、この大地震から、改めて地震への備えについて、いろいろと13年たって、われわれの認識もあちこち薄れてきていますので、どうやってこれからこういう地震が来ても町民の生命や財産を守っていくのかということ、やっぱり行政に関わる者は考えていかなければならないというふうに思います。

今、命を守るために何をしなければならないのかと、何を備えなければいけないのかということ、町民とともに考えていかなければなりません。水や電気、食料、防寒具、トイレなどの備蓄についても考えていかなければと思います。

さらには、改めて、地震大国日本における原発の危険性というものについても、もっと深く考える必要があると思うんであります。

石川原発は、運転中止中ではありましたが、外部からの電源の回線が一部途絶えるなどのトラブルがあったということで、今まで原発は賛成して推進をしてきた志賀町長も、この地震にはかなり動揺したと、私の知り合いに1人、志賀町民がいるんですね。ドウモトケンイチさんという人なんですが、この人とは沖縄で行われた地方圏交流会で知り合ったわけでごさいます、この人はもちろん脱原発派でごさいます、ある新聞にそういう話を投稿しておりました。

また、避難路に予定されている志賀町の11路線のうち7路線が崖崩れや陥没などがあって、通行できなくなっている。町道も各地で寸断したとマスコミは報道をいたしております。

今回の震源地である能登半島の最突端部である珠洲市に、かつて政府が電力各社に共同建設を促して、関西電力と中部電力が地元の北陸電力と3社で組んで、2基の原発を建設しようとしたという経過があったわけでごさいます。

珠洲市は、原発理解を目的とした無料市民招待旅行を5年間で115回実施をし、約6,000万円を支出したということであります。

珠洲市というのは、非常に小さい、人口は我が町くらいしかないんですね。この町が115回の原発を理解させるための旅行を実施した。

さらに、関西電力は、推進派市民を車で料亭に送迎をして、飲み食いをさせるというのは、日常茶飯、豪華なごちそうつけた視察旅行の参加者は、市民の3分の2に当たる人数に達したとマスコミは伝えています。

しかし、珠洲の人々は計画を阻み、この事業計画を頓挫させたわけでごさいます、今回

の震災の震源の中心地と関西電力が計画をした地区がほぼ重なる。つまりは、原発計画地の直下で未曾有の巨大地震が発生したということでございます。

これは、大変なことで、もし、ここに原発が造られ、稼働中であつたならば、これは日本だけに収まらず、外国、朝鮮とか韓国とか中国などにも影響を与えるような、そういう事故になつたのではないかというふうに言われております。

やはり、地震大国である日本において、原発というのは駄目だと、こういうことがやっぱり再認識させられたというふうに思います。

あと、復興策でも、私は皆さんに、ぜひここで考えてほしいことがあります。

それは、石川県の馳浩知事の震災対応の遅れがマスコミで批判を受けています。おまけに、彼はこの復旧が労働力不足、資材高で大変混乱を来すのにもかかわらず、早々と大阪万博は進めるべきだという驚きの発言をしております。

しかし、片方では、市の及び腰ではありますが、一言言っただけで、あとはあまり言わなくなっているんですけども、自民党の高市早苗氏などは、万博の延期を行うべきではないかというように発言をしているんですね。政府内ですらこういう発言をしているのに、党の見識は、幾ら維新と仲がいいからといって、万博賛成なんていう発言することは県民の目線ではないし、この人たちが意欲的な指導で結ばれているのであると思うんですけども、とんでもない話ではないかというふうに、私は思っております。

既に、この万博について予算をかなりオーバーして、外国のパビリオンもあまりぎっしり造るといふ国はなく、日本が造ったところであれば来てもいいくらいの話の非常に人気の悪い事業でございますので、これは私はぜひ中止をして、支援に万全を尽くすきだというふうに、私は思います。それでも、どうしてもというのでしたら、数年先に延ばしても決して遅くはないというふうに思うのであります。

今、この万博にかこつけてカジノというばくち場をつくって、不幸の足かせにしているときではありません。復興優先、関西万博延期または中止の声を、もっと大きくしなければならぬと強く思います。

次に、自民党の最大派閥安倍派を中心とする裏金づくり、脱税はとどまるどころを知らません。

政倫審に岸田首相が自ら出てテレビに公開等まではよかつたんですが、全てみんな異口同音に会計担当者に任せていて私は知らなかつたということで、逃げようとしていることは許せません。

ある秘書は新聞に語っていましたが、たとえ1万円でも秘書が勝手に金を処分できるわけがないと、こういうことを言っているわけでございますから、皆、この政治家がうそをついているということは、誰の目にも明らかでございます。

先日、参議院の予算委員会をテレビで見えておりましたら、れいわ新選組の山本太郎氏が、こんな悪いことをしている自民党の泥棒議員に大事な予算を示す資格があるのかということ大声で叫んでいましたけれども、これはまさに同感であります。安倍氏が政権に復帰した2012年以降、現在に続いている自民党の体制を長期腐敗体制と名づけたのは、政治学者であり、同名の本を出版した白井聡教授でございます。

この本を私も買って読ませてもらったんですけども、政権を、普通それだけの名前で、例えば安倍体制というふうに言うのはありますけれども、今の政治には違う。これは長期腐敗体制の時代に入っていくんだということを白井氏は述べております。というのは、悪徳3拍子そろった腐敗体制とは何かということ、白石氏は克明に指摘をしているんですけども、大きく言えば、1つは不正ですね。間違った政治理念の追求と、その理念に動機づけられているこの不正の政治。

2つ目は無能の政治ですね。統治能力の不足。例えば、コロナ対策とか財政政策、ゼロ金利政策とか、アベノミクスなどの言われるもののいたらめぶりですね。こういうものも分析しております。

3つ目は腐敗でございます。

権力を私物化し、乱用している。

この3つの揃ったところで、いわゆる日本は既に衰退途上国に入っているんだということをご指摘しております。

中国について、今年ですか、西ドイツに抜かれて、日本のGTPは世界4位に落ち込んだということになっておりまして、こういう状態を白井氏は衰退途上国の道をどんどん進んでいるというふうに指摘をしております。

しかし、この体制も今、岸田政権、自分の派から官房長官まで入れて、普通女房役と言うんですか、官房長官は普通、自分の派閥で入れるのが普通なんですけれども、今回は安倍派から入っていたんですね。そういうことをして陰で岸田首相を操ってきた安倍派が、大量の裏金、脱税、そういった金をどこに使ったのかとなれば、公職選挙法に違反などに使われているわけですから、この腐敗選挙ですね。こういうものをしていたことが、最初の突端は赤旗の日曜版で、暴露されたと。それを読んだ神戸大教授の上脇博之氏、オンブズマンで有名な方なんです。そして、その告発から1年近く経って、昨年暮れ頃から大問題になって騒がれている訳でございます。

私も、近県でオンブズマンの全国大会が開かれたときには、3つの全国大会に参加をして、この人たちの報告を聞いてまいりました。宇都宮、仙台、山形での全国大会には参加しましたけれども、この中で特に、際立った活動報告が、この上脇教授から行われました。本県関係者では、いわき市の広田次男弁護士の活躍が目立っております。これだけの腐敗が明白

になったわけですから、この次は、我々国民の側がそのような政治家、政党を選ばないにする、私は義務があるんだと思います。

安倍腐敗体制も長年続いたというのも、森友、加計、桜を見る会などなど、たくさんの腐敗がマスコミで言われながらも、自民党が選挙で勝ってきた、この事実があったから、これが続いているんだということを、我々は肝に銘じなければならないというふうに思います。

この腐敗し切っている自民等の虚偽、それに対し、なかなか変わらないことがかなり私も絶望的にはなりますが、諦めないためにも、私はいつも平家物語の冒頭の言葉を思い出すことにしております。

有意な言葉であります、「祇園精舎の鐘の声、盛者必衰の理をあらはす。驕れる人も久しからず。猛き者もつひにはほろびぬ。ただ、鐘の風の前の灯のごとく」。やはり、諦めずに戦い続けるしかないと思っております。

それでは、通告書に従って質問に入ります。

質問の第1点は、成田遊水地計画の進捗状況についてお尋ねをいたします。

(1) 番として、移転対象者の移転先は、どこまで確定をしているのかについてお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 11番の議員のご質問にご答弁申し上げます。

移転対象者の移転先につきましては、昨年11月より国で第2回目となる意向調査を行ったところでございます。

移転者の意向調査の状況では、今年度、使用収益を開始した駅東第1土地区画整理地内の健康センター周辺、第3工区を希望する方が13件、国が整備する集団移転先を移転先として希望する方で、成田原町が14件、新町が6件、その他個人で移転先を探すなどの方が21件となっております。

なお、国が整備する集団移転先、成田原町、新町の2か所は、現在、各種法令に対する関係機関との協議などを進めておるところでございまして、造成に関する設計も併せて進めている状況と聞いております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） (2)としては、移転者の宅地改変価格は提示されているのか。

だとすれば、どのくらいになるのかについて、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

国では、住宅移転に生じる住民の方々に対し、昨年4月から概ねの補償額について、個別で提示を行っている状況です。

農地の改変価格につきましては、国により標準的な形で示されましたが、宅地の場合は、個々に状況も大きく異なることから、宅地の標準的な価格水準は示されない状況でございます。

国が移転者に対し、補償内容については個別に説明を行っていることから、町では、宅地の買収価格や坪単価についての詳細については把握しておりません。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） これは、かなり問題なんですね。

聞くとおきよれば、かなり安い額を提示しているという、これはうわさ話ですが、耳に入るわけですね。

少なくとも、今、住んでいるうちが国の事業で駄目になって、例えば農家に、もうやらないということで宅地を探すときに、我が町で造成している駅東地区の土地も買えないような、そういう値段を提示するをということを、町としてもこれは許してはならないというふうに思います。そういう場合は、判こを押さないぐらいの覚悟で、ぜひやってもらわないと、成田の住民の生活と権利は守れないということでございますので、このようにについての決意をぜひお伺いしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 11番議員の再質問にご答弁申し上げます。

現在、用地につきましては、農地のみを買収ということで進めておりまして、そちらについては、農地だけに14%ほどの用地協議を行います。現在、宅地補償については、今、協議を行っている状況でございます。

確かに、議員おっしゃるように、個々によりませんが、なかなか補償額で新たな住宅再建が難しいという方もいるということは、確かに聞きしているところでございます。

国のほうでは、補償基準での補償だということで、一辺倒の説明をしている状況ですが、それではなかなか進まない状況ということでもお話をいただいております。

町でも、何かできる範囲については、ちょっと今後、検討しながら、町としての成田地区

の維持管理、さらには、今回の遊水地事業に関しての早めの状況を進める形でも、何かできるかについても考えていかなければならないと理解しているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） やはり、ここは本腰を入れてですね。

町長などにも頑張ってもらって、少なくとも、今まで住んでいた家や土地をなくすときに、代わりのものも買えないような、そういうべらぼうな値段は許されないと。ここは、確認しておきます。

農地の場合は、私が率直に言って、場合によっては怒られるかもしれませんが、結構な値段を出しているんですね。

例えば、圃場整備された2反歩1町の田んぼであれば380万。これは、今の田んぼの値段からいくとかなりいい値段なんですね。だから、みんな宅地についてもいいのかと思って、私は油断してきたみたいなのがあるんですけども、かなりこれは安い値段を出しているというわさを聞くんですね。ぜひ、それは駄目だと、そういうときは判こは押さないくらいな決意で臨んでいただきたいと思います。

次に、3番目に入りますが、池の台の1字、2字ほど脱字がありました。

池の台の農免道路、その後に「沿い」と、「農免道路沿い」という、「そう」という形、農免道路沿いにたくさんの耕作放棄地があるんですけども、町はこれを活用すべきではないか。本当に、お化け屋敷ができてしまうくらいな木がどんどん茂ったりして、ちょっとあのままいけば大変です。野生動物のすみかになって、私も先日、鶏をやられちゃったんです、食われちゃったんです。だから、やっぱり、ああいう農地を荒らしてジャングルにしてしまうのは、いろいろな野生動物がすむようになって、これは困る。

だから、ぜひ、これはいい場所、交通の場所的にはすこぶるいいんですよ、農免道路という優良な舗装道路があっているわけですから。だから、ぜひここは何とか、ブルドーザーでならせばすぐに平らになりますし。そして、その町道について、今、成田の遊水地のところから出るという、あの土は大変肥沃な土なんですよ。あそこの土を持ってきてならした後に、今度入れれば、すばらしい耕地が出来上がると思うんで。こういうことも不随として、これはたくさんの土地が、成田から失われてしまうわけですから、町としてそういう造成をして、新しく移転する人たちがハウスなどを造ったりするために、あるいは田んぼにもなるでしょうし、現在も本当に田んぼが多いです。あとは、水を引けば田んぼになるわけですから、やはり、ここの整地を進めてもらえないだろうかということでございます。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。



産業課長。

○産業課長（吉田光則） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

当町で遊水地事業により優良な農地、約100ヘクタールが失われ、その対策が求められていること、必要性については十分認識しているところでございます。

ご質問の池の台地内農免道路沿いの耕作放棄地につきましては、一般質問の通告をいただいた後、改めて現地を確認してまいりました。

農免道路の東側、県道成田・鏡田線から北側に梨池下排水路に向かって傾斜している勾配比較的急なエリアのところと、そこが主だった場所であるというふうに解釈しております。

現時点におきまして、池の台地内の当該農地を遊水地計画に関連して活用する具体的な計画はございませんが、来年度実施予定の遊水地内の営農に関するアンケート調査、こちらの結果を踏まえながら農家の方々の意向を確認し、支援できる内容を検討する中で、当該農地の活用、この可能性についても併せて検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、これは今まで計画がなかったのならば、新しく計画してもらって、そして荒れ放題になっているたくさんの農地を生かしていく。そこで、町の基幹産業ともいべき農業の再生、30町歩も失われるその代替地として活用すべきではないかというふうに思うんで、ぜひこれからもこの問題は、私は正していきたいというふうに思っています。

次に、（4）番は、先ほど都市建設課長からありました移転希望者の数があるんですけども、私たちはやはり、今まで一緒に長年にわたって同じ班なんかで活動してきて、生活してきたわけですから、なるべくその人たちが今までのような結びつきを保ちながら、新しい移転地で生活ができるように、やはり少なくとも1つの班ができるくらいに、まとめるような努力をぜひしていただきたいと思います。

私は、前に、いわゆる池の台の農免道路沿いに一集落ができるぐらいだと思ったんです。何か、農水省とか、やかましいことを言っているみたいなんですけど、少なくとも移転先については、なるべくまとめるような町の努力、そして、これから自治活動、班活動とか、行政区の活動なんかには皆でまとまって参加できるような、そういう体制をぜひつくっていただきたいということでございます。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 11番議員の質問にご答弁を申し上げます。

成田地区遊水地整備により移転する場合、国土交通省が整備する集団移転とご自身で移転先を選択する個別移転に分かれることになり、その判断は個人の判断を尊重することが基本となります。

集団移転先は、移転対象者が5戸以上であることが整備条件となりますが、移転先には隣接する集落もあることから、新たに地域コミュニティが形成できるよう、町としても支援してまいりたいと考えております。

今後も、遊水地事業により大きな影響を受ける成田地区のコミュニティ維持発展に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、なるべくまとまるような、そういう段取りをしていただきたいと思うんですね。

個別にいろいろ御託を言いたいことがあるんですけども、これ時間のこともありますから、やめておきたいんですけども、やはり、原町14戸というのは、やはり1班できるくらいな規模でございますから、これも設計について、ぜひ、農家は宅地のそばにハウスなんかはあれば作業がやりやすいんですね。そんな面での配慮をしていただきながら、しかも、まとめてできるように努力をお願いしたいと思います。

大きい2番の遊水地の完成後の活用策についてでございます。

(1)番は、国としては、先日集まりがあったようですけども、どのような内容でこの活用を、国としての考えですね、地元の説明会では地元の意見も随分聞いてやりますなんて言って説明をして、それは私も聞いてきたんですけども、前回の集まりで、どのような説明があったのかについてお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

遊水地完成後の活用策につきましては、現在のところ、国からは具体的な活用策については提示されておりません。

しかしながら、遊水地内の整備後の土地の在り方につきましては非常に重要でございます、地元の住民の皆様が整備後の利活用については大きな関心を持っておられます。

地内利活用検討の進め方といたしましては、地域振興や持続可能な地内利活用の方向性など、地内利活用方針を取りまとめるために、地内の利活用案について検討する組織として、

有識者や関係団体等により利活用検討会が設立され、1月30日に第1回の利活用検討会が開催されたところでございます。

今後は、3町村の特色ある意見を反映させ、かつ実務的な議論や検討する組織として、3町村それぞれに有識者や町民代表の地域住民などの地元関係者、関係機関の委員による意見聴取やワークショップ等を通じて、地内の利活用案を検討する組織、作業部会が設けられ、今月下旬には第1回の会議が開催される予定になっております。

今後、遊水地完成後の具体的な活用策については、利活用検討会並びに作業部会で、3年間をめぐり議論されていくことになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ活発にこの問題を議論していただきまして、有効な活用策ができるように、努力をお願いしたいと思います。

（2）番は、町の今後の検討スケジュールですね。どのように考えているのかについてお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

地内利活用については、地域住民などの地元の意見やさらには民間企業の意向も踏まえ、3町村における各種計画との整合性、さらには地内利活用の実現性、持続性、地域振興の効果等の観点からも検討を進める必要があると考えております。

今後のスケジュールについては、概ね3年程度で地内利活用方針を取りまとめをやるつもりでございまして、地内遊水地完成後に野生生物のすみかや雑木が生い茂った荒地になることのないよう河川管理者の国としっかり維持管理していただくことは当然ですが、有効な土地利用の活用ができるよう、町の考えや皆さんのご意見が反映できる利活用検討を進めてまいりたいと考えております。

また、利活用に当たって様々な整備が生じる場合については、遊水地本体の工事に併せて行う必要もありますので、遊水地整備事業の進捗に併せて利活用の検討について進めてまいりたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 円谷さん、ちょっとお待ちください。

ここで、一時休議いたします。

休議 午前11時52分

開議 午前 11 時 53 分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きたいと思います。

---

◎会議時間の延長

○議長（角田真美） 本日の会議時間を議事の都合によって、あらかじめ延長したいと思います。

会議時間を延長することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本日のただいまの会議時間を延長することに決しました。

---

○議長（角田真美） 円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） スケジュールも3年程度というのは、これは簡単にいく問題ではないことは分かるんですけども、しかし、なるべく早くやらないと、今の遊水地になるところの土を搬出をして、運び出して、新しく原町や今言った池の台などに運んだとすると、もうかなり様相が変わってしまうんですよ。そうすると利用の可能性といいますか、範囲が非常に狭まっていくと思うですね。

だから、ぜひこれは早く進めていただくことが必要なんではないかと。この辺はいろいろ国との関係でいろいろあるでしょうから、なるべく早く進めていただきたい、要望にしておきたいと思います。

大きな3番目です。

町の酒と泡盛の今後の在り方についてです。

町の酒については、前から言っておまして、知名度がいまいかなんですけども、もう値段が高いなんていう話も出ていまして、なかなか売行きも思うようでないうわさも聞くんですけども。

今回、町の年賀交歓で泡盛が配られましたね。この泡盛や酒について、米の消費拡大という狙いもあるんでしょうけれども、私はやはり、米はご飯として食べるのにおいしいのと、酒あるいは泡盛として、それがいいのかということには、大いに疑問があるんですね。ですから、この辺についてももう少し研究して、もっと酒や泡盛によい米について契約栽培、ご飯として食べておいしくない米は食糧として売れないでしょうから、契約栽培でもして、これだけのお酒を造る、これだけの米が要だから、これだけの契約をしますという形で作るしか

ないと思うんですけれども。これをやっぱり進めるべきではないか。研究をしながら、契約栽培のような手法に持っていくべきではないかと思うんですが、これについて、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

特別純米酒、鏡の雫は、町産の特別栽培米コシヒカリ、牧場のしずくを泡盛、天の雫は、田んぼアート事業で収穫した天のつぶを原料として製作しております。

どちらの製品も既存のブランド米や、あるいは、事業で収穫したお米を原料としている6次化商品、PR商品というふうなところで、これが基本コンセプトとなっていることはご理解いただいているというふうに認識しております。

しかしながら、商品として一般販売を行っている以上、よりよい商品、市場の求める商品でなければ手に取っていただく機会を失ってしまい、本来の目的を果たすこと、これもかなわなくなってしまうということは、ご意見、ご指摘があったとおりと認識しております。

日本酒、鏡の雫、泡盛天の雫ともに、酒蔵さん等の関係者の方々と改良の余地を探ってまいりたいと、このように考えるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 酒米というのは、例えば、独特の山田錦とか五百万石の何とかとかいろいろあるんですね。

それは、お酒を造るに当たって、今まで広く使われてきたということは、それなりの特徴というか、酒造りに適しているのではないかと思うんですね。ですから、おいしい米だから、コシヒカリの米だから、いい酒ができるとは限らないと思いますので、ぜひその辺を研究していただいて、食糧に合わない米であれば、天のつぶなんかは、これは食糧でも何ぼでも合いますからいいんですけれども、ぜひ一般的に適した物と、あと経済性ですね、あまり値段が高くなると売れないので、やはりそこも併せて考えながら、この検討をぜひ進めていただきたいというふうに思います。

2番目の消費者に受入れやすい価格にするよう努力すべきではないかということでございます。

例えば、泡盛の原料は、長い間、タイ米なんかも使われているんですね。日本では、米は一粒も輸入しないというときがあったんですね。今はかなり、いろいろ枠があって、入って来ておりますけれども。タイ米が、日本で米は一つも輸入しませんよというときに、沖縄の

泡盛に使う原料のタイ米だけは、日本に入っていたんですね。だから、このタイ米というのは、非常に、日本でも米が不足したときに輸入した。そうしたら、おいしくないもんだからごみ置場に出したと、そういうのが新聞に載って、ごみ捨場に抱き合わせて売ったものですから、それも買わないと売りませんと米屋に言われるものですから、米不足になるのね。それを新聞なんかで見たタイの国民は非常に怒ったと。いろいろ工夫して食べれば、これだって、我々だって食べているんだから。同じように食べるのはおいしくないかもしれないけれども、例えばチャーハンにするとか何とかすれば、食べられるんです。ごみ置場に捨ててしまうというふうなことは何事かという怒りを買ったという記事を目にしたことがあるんですけども。

だから、そういうタイ米を輸入したんでは、米余りの対策に今一生懸命考えているんでしようから、それはもう駄目だと。それに代わるものとして、例えば、別な品種はないのか、タイ米のその調理酒というんですか、そういうもので、日本で作れるようなもの。食べておいしくないのだったならば、それは契約栽培で必要な量だけ作ってもらうというふうな、そういう方法で考えてもらうべきじゃないかと思うんですが、価格の面と、その査定に合った米を、その辺の努力について一つお尋ねしたいと思います。よろしく。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

特別純米酒、鏡の雫は1升で2,750円、720ミリリットル、四合瓶で1,375円、泡盛、天のつぶにあつては720ミリリットル、四合瓶で2,980円の販売価格となっております。

この価格を決める要因、こちらは原材料費、それから人件費、それから製造設備タンク容量に対する仕込量の割合、いわゆるその設備の稼働率というふうなところかというふうに認識しております。

現実的に、設備稼働率の上昇、タンク容量いっぱいいっぱいまで作るといったところが、現状取れる現実的な対応かなというふうに考えているところでございます。

ただ、鏡の雫につきましては、原料の確保、それから、ほかの商品の製造作業との兼ね合いというふうなところで、今以上の製造というのが難しい状況というふうなところを酒蔵さんと確認しているような状況でございます。

一方、天の雫に関しましては、今年度初めて、約4.5俵を原料として製造いたしました。来年度につきましては、仕込量を増やしまして、設備の稼働率を上げて、より安価な価格設定となるよう現在、検討、協議をしているような状況でございます。

原材料費、お米のほうの値段が上がることは、我々としてもうれしい反面、それを原料として使う場合には、ちょっとなかなか厳しいなというふうな、両方の側面があるというふう

なところをご理解いただければと、このように感じるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、この酒の味に影響しないんだっただらば、コストを下げるような米の選定とかなんかを検討していただきたいと思います。

4番の駅東の準工地区についてでございますが、まず1つですね。

工業団地の造成をもっと積極的に、町は進めるべきではないかということをお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

駅東第1土地区画整理地内におきます準工業地帯地域につきましては、現在、産業用地を確保する方策等につきまして、どの程度の面積、どの程度の区画になるか、現在、換地計画につきまして、検証作業を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 前にも言っているんですけども、私これを成田の遊水地のものに関連づけて前には質問したことがあるんですが、成田の遊水地、130町歩ですか、土地が失われることによって多くの仕事が奪われるわけですよ。

ですから、これのはけ口といたら怒られるかもしれませんが、この行先としてやっぱり工場の進出なども考えるべきじゃないかと思っておりますので、ぜひこれはセットで、やはり工業団地、駅東の中に人口地域がありますから、これをやはり、独自に進めていただきたい。これは引き続きまた質問していきたいと思っておりますので。

次の、時間の関係もあるから、5番目に入ります。

工場誘致の取組についてでございますが、新聞報道によれば、鏡石の工場の一部を白河に持っていくと言っていたニプロが、白河の進出を断念したという新聞記事がありました。

これについて、町が今、どのような情報を把握しているのか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

ニプロファーマー株式会社の白河工場の建設断念につきましては、去る2月13日のプレス

リリースでその事実を把握しているのみであり、また、今後の動向につきましても不透明であります。

一方、企業誘致の観点からは、立地の可能性について今後もアプローチしていくことが必要であるというふうに考えておりますので、町においても何らかの情報提供を進めながら、引き続き実施してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） これも前と同じように、やっぱり成田の遊水地と非常に絡んでいるんですね。

成田の人たちの雇用が、この130町歩の今まで土地から生み出していた富というものがなくなってしまうのですね。だから、やはり工場を誘致してもらって、その人たちの雇用をぜひ確保してもらいたいというのが、この趣旨でございます。

それと関連して、ニプロの問題で、私は前町長と激しく議論をしました。それは、工場の一部が壊れた、ニプロでね。そして、鏡石にも用地があるというので、現地に町長が案内したわけですよ。そして、ニプロの社長と工場長がいた。案内した。その後に、私は前の町長に、その後どうなりましたかと聞いたならば、何も聞いていないと言うんですね。せっかく、社長と工場長を案内したのに、どうなりましたか、うちのほうで、もしニプロさんがここに工場を造ってくれるのならば一生懸命造りますよというふうな話をしなくちゃならないだろうと私は思っていたから、本当に怒ったんですけれどもね。

やはり、やっていなかったということは、何かもう最初から諦める。それは、やはり町の基本的な方針がオーダーメイド方式と、前町長、元町長も言っていたんですね。だから、進まなかった。私とか、大河原正雄議員なんかは、そんなことを言っていたら、工場を造りたいと言っているのに、これから買収、買収もあるんですね、全部町の土地だったならば、すぐに工場が今、重機が進んでいますからね、造成できると思うんですけれども、まだ買収していない土地も入っているわけですから。それも、しかも前に高い値段で、ある議員は横やりを入れて、買わせたんですよ、親戚のうちのその予定地が開発予定区域であるものだから、とても高い値段で、本来の値段よりも高い値段を出している。だから、そういうふうにして売れば、そんなに工場地が高い値段で売れませんから。これは私ほうが見方ね、元町長も、前町長もやれば火傷をするんじゃないかと思って、手を出さなかったんだろうと、私ほうが見方をしているんですけれども、これは今の町長にはぜひ考えていただきたいんですけれども。

それは、今まで地価の値下がりもありました。当然、これ、バブルがはじけてからどんど



ん地価は下がっている。さらにそういう不当な横やりを入れた議員がいて、町長がそれに妥協して買ってしまったという経過もあるもんだから、これは損してもしようがない。やるということを私は危機感に迫られて、それは議会もみんなで理解をして、そして、ここの土地をいつまでも荒れ放題にしないで、隈戸川の改修で出した土が草が生えちゃって、管理にお金がかかっている、毎年ね、そして土地の値段はどんどん下がっているということで、これをやはり、ぜひ造成して、工場誘致をしていただきたい。

こういうことで、もう一回、お尋ねを、ご返事をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（角田真美） ただいまの質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

前の質問でも答弁させていただきましたけれども、駅東の第1土地区画整理地内のいわゆる準工業地域への企業の誘致というふうなことになるかと思えますし、先ほど11番議員からお話がありましたように、以前には先行取得した用地としてまだ町の所有地もございます。そちらも含め、今後、今第3工区で土地区画整備事業のいわゆる住宅地化が進んでおります。あわせて、2工区、4工区、5工区が今残っているという状況でございますので、そちらについては、ただいま、先ほど質問にもありましたとおり、その進行具合と併せて、いわゆるオーダーメイド方式ではなくて先行造成、そして、事業所がイメージを取れるような形での状況も検討に加えていきたいというふうに思っておりますので、その節には議員の皆様にもご相談申し上げ、莫大な予算も必要になってきますので、そんなところも進めていければというふうにも思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、そういうことで、オーダーメイドではなくて、先行取得でやっていただきたいというふうに思います。

6番目にいきます、時間の関係がありますので。

町の結婚相談所についてです。

やはり、前にあったようなことなどを開設したらどうなのか。やはり、その人の性格とかいろいろあって、結婚相手を見つけられないという人が町内に多いんじゃないかと思うんですね。私らのときは、おせっかい焼きのおばあちゃんなどがいて、一生懸命お見合いをさせて、結婚をさせていた、そういう人がいたんですけれども、今はほとんどそういう人も見受けられないということに、世の中なりました。

そうしたら、私もいろいろ交流したことがあるんですけれども、やはり、見合いに入って

仲人をすると大変だと言うんですね。交際費がかかって、子供が生まれたからお祝いした、それから学校に上がったからお祝いやったなんてやっている、大変だと。国民年金なんかではとても間に合わないということで、今はそういうことはできないんだということをごくどいておばあちゃんもおります。

だから、町として大変だとは思いますが。ここまでおせっかいを焼かなくちゃならないのかということなんですけれども、国の少子化、人口減少が激しいということで、子育て支援なども国でも考えていますから、町としてもやはりもう少しお見合いパーティー1回か2回やったくらいの町民が少なくて、真剣にそういうことを、例えば負担が大変ならばそういうことを最初から抜きにして、そういうものは一切お互いにしないことにしましょうというようなことで仲人さんをやってもらうような、そういう取組も含めて、ぜひ町として考えて、かつてあったような結婚相談所、結婚相談員制度みたいなのをできないのか、どうなのかということについてお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

結婚相談所につきましては、平成8年に設立されまして、平成16年をもって廃止という形でした。

理由としましては、昨今のプライバシー意識の高まりというのはどうしても高く、どうしてそこまで教えずにやらせないんだとかということもあります。

あと、交流イベント等を開催しても、特に女性の参加がなかなか難しかったというようなのが廃止の理由でした。

町としましては、男女とも未婚率が大変高いというのは議員もご周知のとおりだと思います。このことから、今後方策として、どの方法がいいのかということになりますと、やはり、時代に合ったものになってしまうと。結婚相談所が駄目とかいいとかという話じゃなくて、今の現在の流れの中では、やはり出逢いの環境づくりとか、交流人口とか、あとは出会いの関係のアプリとか、そういうようなデジタル系のやつが今、主流となっています。

この主流が今後どういうふうになっていくかということについて検討しながら、いろいろな取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 大変残り時間がなくなって、論議ができないから、まだ引き続きやっていきたいと思いますが、ただ、今このインターネットで、今日、昨日あたりでテレビ、新

聞で話題になっている事件がありました。

3人の中学生が、1人の女の人と2人の男の中学生がネットで知り合って、大学生だったですね、それをホテルに連れて行って、いわゆる美人局ですね。そして、その現場を2人の男の中学生が行って、金をゆすろうとしたんですね。そうしたら、その大学生は逃げて、窓から飛び降りて、隣の建物の上に落ちたのはよかったんですけども、さらに下まで落ちちゃったんですね。それで、そのまま亡くなったという事件がありました。

やはり、ネットについて、そういう危険性もございますし、やはりいろいろプライバシー等がありますけれども、プライバシーが広いのは駄目だということだったら、それはもう入って来なければいいんですから、そうじゃなくて、相手が見つからない、なかなか付き合う人を見つけられないような人に対して、やはりおせっかいを焼くということはやはり必要なんです。一人でも多くのやっぱり男女が結婚をして、子供を産んでもらって、この町の人口減少の歯止めをかける、そういうようなことをぜひ考えていくべきではないかと思うんですが、もう一回その辺について、最後のお尋ねをしておきたいと思います。よろしく。

○議長（角田真美） ただいまの質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 11番議員の再質問にご答弁申し上げます。

おっしゃるとおりでございます。

じゃ、今、人間が全然介在していないのかといえば、福島県のほうでもそういうふうな相談員みたいなものもありますし、私、ちょっと調べたところ、香川県のほうでもおせっかいさんということで、いろいろとそういうあっせんみたいな形をやっているというふうなところもあります。

DX、DXと我々も進めておりますが、最終的には人間対人間というところもありますので、そちらのほうは最新のはやりと、あとやはり、そういうふうな昔ながらの方法と両方勘案しながら、進めていきたいというふうにご考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、また引き続き、やらなくちゃならない問題もいっぱいあると思います。

私はこれからも引き続きやっていきたいと思っておりますので、取組、よろしく願いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（角田真美） 11番、円谷寛議員の一般質問はこれまでといたします。

以上をもちまして、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

---

◎休会について

○議長（角田真美） お諮りいたします。

議事運営の都合により、明日3月9日から3月18日までの10日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、3月9日から3月18日までの10日間を休会することに決しました。

---

◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時19分

第 4 号

## 令和6年第3回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第4号)

令和6年3月19日(火)午前10時開議

日程第 1 議案第39号 鏡石町犯罪被害者等支援条例の制定について

総務文教常任委員長報告

日程第 2 令和6年度鏡石町各会計予算審査について

予算審査特別委員長報告

日程第 3 請願・陳情について

産業厚生常任委員長報告

日程第 4 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(12名)

1番	畑 幸一	2番	中 島 伸子
3番	熊 倉 正 磨	4番	東 悟
5番	根 本 廣 嗣	6番	町 島 洋 一
7番	稲 田 和 朝	8番	込 山 靖 子
9番	吉 田 孝 司	10番	小 林 政 次
11番	円 谷 寛	12番	角 田 真 美

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税 務 町 民 課 長	根 本 大 志
福祉こども課長	菊 地 勝 弘	健康環境課長	大 木 寿 実
産 業 課 長	吉 田 光 則	都 市 建 設 課 長	根 本 博
上下水道課長	圓 谷 康 誠	教 育 課 長	大 河 原 正 義



開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（角田真美） 本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。

---

◎総務文教常任委員長報告（議案第39号）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第1、議案第39号 鏡石町犯罪被害者等支援条例の制定についての件を議題といたします。

本案に関して、総務文教常任委員長の報告を求めます。

11番、円谷寛議員。

〔総務文教常任委員長 円谷 寛 登壇〕

○11番（総務文教常任委員長 円谷 寛） 議案審査報告書を申し上げます。

総務文教常任委員会委員長、円谷寛でございます。

本委員会は、令和6年3月6日に付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和6年3月11日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時27分。出席者、委員全員。開催場所は議会会議室。

説明者、税務町民課、根本課長、須賀主幹兼副課長、北島副課長。

付託件名、議案第39号 鏡石町犯罪被害者等支援条例の制定について。

審査結果、議案第39号は、可決すべきものと決した。

審査経過、議案第39号については、担当課（税務町民課）の意見・説明を求め審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見、なし。

以上でございます。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。



〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第39号 鏡石町犯罪被害者等支援条例の制定について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎予算審査特別委員長報告（令和6年度鏡石町各会計予算審査について）

##### 及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第2、令和6年度鏡石町各会計予算審査について、議案第64号 令和6年度鏡石町一般会計予算から議案第73号 令和6年度鏡石町下水道事業会計予算までの10件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第64号から議案第73号までの10件を一括議題とすることに決しました。

本件に関して、予算審査特別委員長の報告を求めます。

7番、稲田和朝議員。

〔予算審査特別委員長 稲田和朝 登壇〕

○7番（予算審査特別委員長 稲田和朝） 令和6年度鏡石町各会計予算審査特別委員会委員長、稲田和朝。

令和6年度鏡石町各会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、令和6年3月6日に付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決したので、会議規則第72条の規定により報告します。

開催年月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順に報告します。

令和6年3月12日、午前10時、午後3時53分、委員全員、議会会議室。

令和6年3月13日、午後1時、午後4時6分、委員全員、議会会議室。

令和6年3月14日、午前10時、午後3時57分、委員全員、議会会議室。

令和6年3月15日、午前10時、午後1時50分、委員全員、議会会議室。

説明者、町長、副町長、教育長、各課（課長・副課長・担当職員）。

付託件名、議案第64号 令和6年度鏡石町一般会計予算、議案第65号 令和6年度鏡石町国民健康保険特別会計予算、議案第66号 令和6年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算、議案第67号 令和6年度鏡石町介護保険特別会計予算、議案第68号 令和6年度鏡石町土地取得事業特別会計予算、議案第69号 令和6年度鏡石町工業団地事業特別会計予算、議案第70号 令和6年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算、議案第71号 令和6年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算、議案第72号 令和6年度鏡石町上水道事業会計予算、議案第73号 令和6年度鏡石町下水道事業会計予算。

審査結果、議案第64号 令和6年度鏡石町一般会計予算について、可決すべきものと決した。議案第65号 令和6年度鏡石町国民健康保険特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第66号 令和6年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第67号 令和6年度鏡石町介護保険特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第68号 令和6年度鏡石町土地取得事業特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第69号 令和6年度鏡石町工業団地事業特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第70号 令和6年度鏡石町駅東第1土地区画整理事業特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第71号 令和6年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第72号 令和6年度鏡石町上水道事業会計予算については、可決すべきものと決した。議案第73号 令和6年度鏡石町下水道事業会計予算については、可決すべきものと決した。

審査経過、町長、副町長、教育長、各課（課長・副課長・担当職員）に説明を求め、会計ごとに審査を行った。

議案第64号 令和6年度鏡石町一般会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第65号 令和6年度鏡石町国民健康保険特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第66号 令和6年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第67号 令和6年度鏡石町介護保険特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。議案第68号 令和6年度鏡石町土地取得事業特別会計予算は、異議なく可決すべ

きものとした。議案第69号 令和6年度鏡石町工業団地事業特別会計予算は、異議なく可決すべきものとした。議案第70号 令和6年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算は、異議なく可決すべきものとした。議案第71号 令和6年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算は異議なく可決すべきものとした。議案第72号 令和6年度鏡石町上水道事業会計予算は、異議なく可決すべきものとした。議案第73号 令和6年度鏡石町下水道事業会計予算は、異議なく可決すべきものとした。

主な質疑は別紙のとおりであります。

意見は、なし。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより議案ごとの討論、採決を行います。

初めに、議案第64号 令和6年度鏡石町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第64号 令和6年度鏡石町一般会計予算について、本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 令和6年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第65号 令和6年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 令和6年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第66号 令和6年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 令和6年度鏡石町介護保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第67号 令和6年度鏡石町介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 令和6年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第68号 令和6年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 令和6年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第69号 令和6年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 令和6年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第70号 令和6年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 令和6年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第71号 令和6年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 令和6年度鏡石町上水道事業会計予算について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第72号 令和6年度鏡石町上水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 令和6年度鏡石町下水道事業会計予算について、討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第73号 令和6年度鏡石町下水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎産業厚生常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第3、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

10番、小林議員。

〔産業厚生常任委員長 小林政次 登壇〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） それでは、報告いたします。

令和6年3月19日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

産業厚生常任委員会委員長、小林政次。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和6年3月6日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和6年3月11日。開議時刻、午前9時57分。閉会時刻、午前11時57分。出席者、委員全員。開催場所、第一会議室。

説明者、産業課、吉田課長、佐藤副課長、井口主査。

付託件名、陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。

審査結果、陳情第3号は、継続審査とすべきものと決した。

審査経過、陳情第3号については、担当課（産業課）の意見・説明を求め審査した結果、賛成多数で継続審査とすべきものと決した。

意見、なし。

以上でございます。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対して質問をいたします。

今、賃上げが日本の経済のために、全く緊急の課題として、今まで我々が労働運動の時代には賃金というのを抑えることにばかり政府、自民党などはこだわってきたんですが、その自民党すら賃上げが大事なんだということを盛んに今あらゆる機会を通して発言をしております。

この期に及んで、最低賃金の引上げというものが低賃金の中であえいでいる労働者にとって非常に重要な課題であるにもかかわらず、我が議会の産業厚生常任委員会は継続審査というように非常に残念な結果を出しております。これに対して、どうしてそのようなことになったのかを説明していただきたいと思います。

以上です。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

10番、小林議員。

〔産業厚生常任委員長 小林政次 登壇〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） それではお答えいたします。

全体的には賃金引上げにつきましては賛成ではございますが、今回の第5の項目に、公契約についての条項がございます。この公契約についてももう少し慎重に審議したいということと、あと周囲の状況を見ながら判断したいということでもありますので、今回、継続審査としたものでございます。

以上でございます。



○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 再質問をさせていただきます。

公契約の問題が入っていたから駄目だということに対しても、非常に疑義があります。これは私も前に一般質問などで言ってきたことがあるんですけども、公契約条例というのは非常に重要な問題なんですね。例えば自治体などが事業を発注する場合において、あまりにも安い雇用を使っているそういう企業に対して、一定程度の歯止めをかけるような制度が公契約条例を定めている自治体の狙いでございまして、この公契約がなぜ問題なのか、もう一度説明をお願いします。

○議長（角田真美） 再質疑に対する答弁を求めます。

10番、小林議員。

〔産業厚生常任委員長 小林政次 登壇〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） それでは、答弁いたします。

この公契約についてでございますが、今まで全国で30自治体ですか、これが実施しております。ただし、ここ何年間はその後の契約についてはございません。

それと、日本はILOに批准していない。それと、最低賃金が決まっていますので、この最低賃金は守るということが前提でございますので、それに上乘せという形になりますか、そういう形でこの公契約をしますと、内政干渉というんですか、自治体関係と企業関係とのそういう問題でもあるということで、もう少しこれらを協議したいということでございます。以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありますか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 陳情第3号につきまして、先ほど産業厚生常任委員長から、審査の結果、または審査経過について説明があったことに対して質疑を申し上げます。

まず1点目、私、ちょっと不勉強なものですから教えていただきたいんですが、ただいまの福島県最低賃金が幾らかどうか教えてください。

もう一点は、今回の審査の結果が賛成多数で継続審査とすべきものというふうになりましたけれども、実際に採択すべき、不採択とすべき、そして継続審査とすべきというような様々な意見があったと思うんですが、その辺の委員の構成はどのようであったか、お尋ねをいたしたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

10番、小林議員。

〔産業厚生常任委員長 小林政次 登壇〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） それでは、答弁申し上げます。

現在の県の最低賃金ですけれども、これは900円ということでございます。

それから、賛成多数ということで、人数ということですかね。それに対しましては、1名の方がこのままでもいいのではなかろうかという意見でございました。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、本件に対する委員長の報告は継続審査とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（角田真美） 挙手多数でございます。

したがって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

---

#### ◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（角田真美） 日程第4、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（角田真美） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月6日招集の第3回鏡石町議会定例会におきまして、提出いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、いずれも原案のとおり承認、議決を賜り、誠にありがとうございました。

ここに厚く御礼を申し上げますとともに、成立いたしました令和6年度の当初予算につきましては、第6次総合計画の3年次に当たることから、本計画の目的達成に向けて、町政の一層の進展と町民生活の向上、発展に意を尽くしてまいりたいと考えております。

本会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、対応いたしまして、町政の執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

日増しに暖かくなり、議員各位にはご多忙のことと存じますが、ご自愛をいただき、ますますご健勝にて精励を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（角田真美） これにて第3回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時35分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 角 田 真 美

署 名 議 員 小 林 政 次

署 名 議 員 円 谷 寛

署 名 議 員 畑 幸 一